平成23年9月宮崎県定例県議会

平成22年度決算特別委員会総務政策分科会会議録

平成23年9月28日~29日 • 10月3日

午後1時2分開会

会議に付託された議案等

○議案第24号 平成22年度宮崎県歳入歳出決算 の認定について

○報告事項

・平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率について

出席委員(6人)

山下博 三 主 査 副 主 査 右 松 隆 央 委 員 星原 透 委 員 西 村 贀 委 員 鳥 飼 謙 委 員 前屋敷 恵 美

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

務

部

総務部

総

総務部次長 堀 野 誠 (総務・職員担当) 県参事兼総務部次長 畄 田 英 治 (財務・市町村担当) 危機管理局長 斐 教 甲 睦 務 課 長 柳 田 俊 治 部参事兼人事課長 桑山 秀 彦 部参事兼行政経営課長 大 坪 篤 史 財 政 課 長 日 隈 俊 郎 税 務 課 長 吉 本 佳 玄 市町村課長 鈴木一 郎

長

稲 用 博 美

総務事務センター課長 花 坂 政 文 危 機 管 理 課 長 金 井 嘉 郁 消 防 保 安 課 長 山之内 点

事務局職員出席者

総務課主幹 馬場輝夫議事課主査 花畑修一

〇山下主査 ただいまから決算特別委員会総務 政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、お手元に配付の日 程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇山下主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日開催されました主査会における協 議内容について御報告をいたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元の分科会説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願いをいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた 場合についてですが、主査において、「他の分科 会との時間調整を行った上で、質疑の場を設け ること」とする旨確認がなされましたので、よ ろしくお願いいたします。

最後に、審査の進め方についてですが、県民 政策部のみ、課を5つと4つに分けて2班を編 成し、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後 に部全体の総括質疑を行いたいと存じます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩をい

たします。

午後1時4分休憩

午後1時6分再開

〇山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成22年度決算について、執行部 の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いをいたします。

○稲用総務部長 それでは、今回御審議いただきます平成22年度決算につきまして、お手元に配付いたしております「主要施策の成果に関する報告書」及び「平成22年度決算特別委員会資料」に基づきまして御説明申し上げます。

まず、平成22年度一般会計決算の概要についてであります。お手元の主要施策の成果に関する報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。平成22年度の決算額は、歳入7,714億2,381万7,000円、歳出7,596億8,617万8,000円となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は117億3,763万9,000円となっております。また、この形式収支から平成23年度へ繰り越すべき事業に充当する財源94億2,289万8,000円を左し引いた実質収支は23億1,474万1,000円となっております。なお、前年度の実質収支との比較であります単年度収支につきましては2億8,587万円の黒字となっております。

22年度決算の特徴としましては、表の下のほうに書いてありますとおり、1つ目としまして、口蹄疫対策の影響等により決算規模が歳入歳出とも前年度を大きく上回ったこと、2つ目としまして、口蹄疫対策等に必要な財源の確保に努める一方、予算の効率的・重点的な配分を行い徹底した経費の節減に努めたことであります。

次に、平成22年度決算特別委員会資料の10ペー

ジをお開きいただきたいと思います。総合計画 に基づく総務部の施策体系表につきまして、そ の概要を御説明いたします。

まず、中ほどの危機管理体制の強化についてであります。自然災害を初めとする多様な危機事象に迅速に対応するため、1番目の県民防災力向上では、防災士養成研修を実施するなどにより多くの防災士を育成し、地域の防災力向上に努めたところであります。

次の自助・共助・公助 防災スクラム推進では、5月に「宮崎県防災の日フェア」を開催するなど、県民の防災意識の向上に努めたところであります。

次の地域防災力向上促進では、自主防災組織への資機材整備に対する補助や、市町村への働きかけを行うことにより、自主防災組織の活性化や組織率の向上に努めたところであります。

次の危機管理総合調整推進では、夜間や閉庁 日における情報収集・応急措置を行う災害監視 室の管理・運営を行うことにより、迅速な初動 体制の確立に努めたところであります。

1つ飛びまして、航空消防防災管理運営では、 防災救急ヘリ「あおぞら」を運航し、救急搬送 や救助などの迅速な対応に努めたところであり ます。

その4つ下の消防広域化等体制強化促進では、 市町村に対して耐震性貯水槽や消防用資機材等 の整備を支援するとともに、消防非常備町村に 対しまして常備化に向けた取り組みを促したと ころであります。

次に、表の下のほうになりますが、個性を生かした地域づくりについてであります。市町村合併後の一体的なまちづくりを支援する市町村合併支援を行いますとともに、災害・防災対策や行財政改革などに取り組む市町村に対しまし

て、元気市町村支援資金貸付を実施したところ であります。

次に、11ページをごらんください。総務部の 平成22年度歳出決算の状況についてであります。 総務部全体では、一番下の計の欄でありますが、 歳出予算額1,608億6,574万948円、支出済額1,598 億3,770万4,708円、翌年度繰越額1億9,752 万9,000円、不用額8億3,050万7,240円、執行率 は99.4%となっております。

なお、翌年度への繰り越しは、総務課の県有 財産保全事業及び消防保安課の消防学校環境整 備事業でございまして、いずれも本年1月に経 済・雇用緊急対策で予算措置したものでありま す。

次に、監査における指摘事項についてであります。委員会資料の一番最後のページになりますが、31ページをお開きください。まず、(1)の収入事務の上から2番目であります。市町村課におきまして、「政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料について、証紙に消印がないなど証紙収納事務が適正に行われていないものが散見された」との指摘でございます。これは、宮崎県収入証紙条例施行規則第9条において、証紙に消印する場合は明瞭に消印することを規定しておりますが、その徹底がなされていなかったためでございます。監査指摘後直ちに、消印後は担当リーダーが確認することとしたところでございます。

次は、高鍋県税・総務事務所において、「県税収入について、収入未済率が前年度と比較して増加している」との指摘でございます。これは、昨年度管内で発生しました口蹄疫や鳥インフルエンザによる地域経済活動への影響などにより、個人県民税の収入未済額が増加したことが主な要因であります。今後とも、管内市町村との徴

収対策会議の開催や併任人事交流などにより、 市町村と一体となった個人県民税の徴収対策に 取り組むなどして、県税収入未済額の圧縮に努 めてまいりたいと存じます。

次に、(2)の支出事務についてであります。 一番下でございますが、西臼杵支庁において、 「扶養手当について、過払いとなっているもの があった」との指摘でございます。これは、4 月の定期異動で転入した職員について、この職 員が扶養親族と別居となったことに伴い扶養手 当の認定見直しが必要となりましたが、確認が 漏れたため、過払いが生じたものでございます。 なお、過払いとなった扶養手当については、7 月22日に戻入手続を完了しております。今後は、 転入職員の既認定部分についても逐一状況を把 握するなど、チェック体制の強化を図るととも に、給与条例等に基づき適正な事務処理に努め たいと存じます。

また、お手元の平成22年度宮崎県歳入歳出決 算審査及び基金運用状況審査意見書におきまし て、1件の意見・要望事項がありました。これ につきましては後ほど関係課長から説明をいた します。

以上、概要を御説明いたしましたが、各課ご との決算内容、主要施策の成果に関する報告等 につきましては、それぞれ関係課長から説明さ せますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

〇日隈財政課長 私のほうからは、平成22年度 の一般会計決算全体の概要について御説明いた します。

まず、お手元の特別委員会資料の1ページを お開きください。一般会計の歳入決算の状況に ついて記載しております。主なものについて御 説明いたします。 まず、県税の22年度決算額は、記載のとおり822 億8,156万9,000円でございまして、前年度に比べて49億8,000万円余、5.7%の減となっております。また、一番下のほうに行きますけれども、地方消費税清算金の決算額は212億3,216万4,000円で、前年度に比べて4,000万円余、0.2%の減となっております。いずれも税の関係、詳細につきましては後ほど税務課長より御説明させていただきます。

次に、2ページをごらんください。まず一番上の地方譲与税でございますけれども、決算額154億2,207万円でございまして、前年度に比べて67億5,000万円余、77.9%の増となっております。これは、「増減の主なもの」のところに書いてありますが、4つの譲与税のうち地方法人特別譲与税は、地域間の税源偏在を是正するために21年度より交付されておりますけれども、前年が平年度化されていなかったということで、22年度から十二月分、平年度化されたことによってふえているものであります。

1つ飛んで、地方交付税についてであります。 決算額1,935億8,918万6,000円でございまして、 前年度に比べて212億円余、12.3%の増となって おります。このうち普通交付税につきましては、 国税収入の増に伴う再算定もございまして伸び ているものであります。また特別交付税につき ましては、口蹄疫対策等に伴う算定額の増、い わゆる本県の要望に対する大幅な配分結果によ るものであります。

次に、ちょっと飛びますけれども、一番下の 使用料及び手数料であります。決算額78億7,629 万円で、前年度に比べて26億円余、25.3%の減 となっております。これは、高等学校授業料無 償化に伴います授業料収入の減、あるいは口蹄 疫、鳥インフルエンザの影響によりまして、と 畜・食鳥検査手数料の減等によるものでありま す。

次に、下の3ページをごらんください。一番上の国庫支出金であります。決算額が1,222億6,600万4,000円でありまして、前年度に比べて230億円余、1.9%の減となっております。これは内訳的に見ますと、下のほうに書いてあります国庫負担金については、昨年度、21年度は国の経済対策等によって交付されました地域活性化・公共投資臨時交付金を初め各種の交付金があったわけですけれども、22年度はなくなったということで、大きく減となったものであります。

次に、4ページをお開きください。一番上の 繰入金であります。決算額393億5,471万1,000円 でありまして、前年度に比べて46億円余、13.4 %の増となっております。これは、国の臨時的 な交付金をもとに積み立てた基金を取り崩しま して、各種事業の財源として活用したこと等に よるものであります。

次に、2つ下の県債についてであります。決算額が2,146億5,120万円でありまして、前年度に比べて1,255億円余、141.0%の増となっておりますが、これは、口蹄疫復興対策として口蹄疫復興対策運用型ファンド事業及び口蹄疫復興のための中小企業応援ファンド事業により、合計で1,200億円余の口蹄疫対策転貸債等を発行したこと等に伴うものでございます。なお、これらのファンド事業の貸付金につきましては、5年後にそれぞれの財団から全額一括償還されまして、同時に口蹄疫対策転貸債等も一括償還ということになっております。

次に、5ページをごらんください。(2)収入 未済額の状況についてであります。22年度の収 入未済額は、下の計のところにありますが、県 税あるいは諸収入など合計で33億円余となっております。調定額に対する未収額の割合は0.43%となっております。これは、表の下のところに収入未済額の増減ということで計算式が書いてありますけれども、21年度を差し引きしますと2億2,600万円ほどの減となっております。収入未済額につきましては、今後も整理計画に基づきまして積極的な圧縮を図っていく必要があるものと考えているところであります。

次に、6ページをお開きください。グラフで 示しておりますが、一番上のグラフは、折れ線 の上のラインが県債残高の合計額、下のライン が臨時財政対策債及び口蹄疫対策転貸債、いわ ゆる元利償還金が保証されているものを除いた 実質的な県債残高を示しております。下のライ ンを見ていただきますと、実質的な県債残高を 示しております。これにつきましては年々減少 を図ってきておりまして、22年度決算としては 約6,687億円まで減少してきている状況でござい ます。

次に、真ん中のグラフです。折れ線が財政調整のための2基金の残高を示しております。22年度末の残高につきましては、口蹄疫の影響により多くの事業が休止等を余儀なくされた関係があったことと、口蹄疫対策の財源として約112億円の特別交付税の確保ができたこと等から、前年度末に比べて増となったところであります。

一番下のグラフは、上のラインが経常収支比率を示しております。前年度に比べまして経常収支比率は改善しておりまして87.0という数値になっております。これは、口蹄疫の影響等によりまして例年に比べて――口蹄疫対策は臨時的な経費ということになりますので――経常的な経費が減少したという、いわゆる特殊な要因によるものでありまして、実質的に経常収支が

改善したとまでは言えないと考えております。 財政運営の硬直化が進んでいる状況には変わり ありませんので、引き続き、財政改革の着実な 推進に取り組んでいくことが必要であろうかと 考えております。

次に、ページが飛びますけれども、8ページをお開きください。タイトルが「第3地方公共団体財政健全化法に基づく報告」でございます。これは、平成22年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率についての報告であります。この資料は、別冊子の監査委員の審査意見書から抜粋により作成しております。

内容について見ていただきますと、まず、1の(1)総合意見をごらんください。ここに表がありますけれども、健全化判断比率の4つの指標が基準となっております。まず、①の実質赤字比率は、標準財政規模に対して、一般会計と特別会計を合わせた赤字額の占める割合をあらわしますが、実際、赤字は発生しておりませんので、該当する数値はございません。

次に②は、同じく連結実質赤字比率であります。この比率も標準財政規模に対しまして、一般会計等と公営企業会計を合わせた全会計の赤字額の占める割合ですが、赤字が発生していないことから、引き続き該当する数値は記載されておりません。

次に、③実質公債費比率の指標です。この比率は、財政規模に対して、一般会計等だけではなくて、公営企業の元利償還金に対する繰出金なども含めました実質的な公債費負担の割合を示しております。平成22年度は16.1%となっております。

次に、④の将来負担比率でありますが、これは、財政規模に対して、一般会計等及び公営企業の借入金等に加えまして、出資法人等の負債

など将来負担が生じる可能性があるものまですべて含めた負債の占める割合を示しております。 指数として165.3%となっております。

これら4つの指標は、いずれも右側の参考の欄、早期健全化基準を下回っておりまして、監査委員の審査意見では、下のほうの(3)是正改善を要する事項とございますけれども、「特に指摘すべき事項はない」と監査より認められているところでございます。

次に、資金不足比率についてですが、下のほうの2の(1)総合意見をごらんください。資金不足比率は、公営企業会計において、料金収入等の事業規模に対して公営企業ごとの資金の不足額が占める割合でありますけれども、いずれの会計も資金不足は発生していないことから、該当する数値はございません。

監査委員の審査意見については、右手の9ページの上のほうになりますけれども、(3) 是正改善を要する事項にありますとおり、「特に指摘すべき事項はない」と認められているところであります。

最後に、参考として指標の推移を掲げております。まず、先ほど御説明しました実質公債費 比率については、各年度の指数は3年間の平均で算定することとなっております。比率の低かった年度が算定から抜けていくことに伴いまして、22年度の数値は16.1%ということで増加しておりますけれども、逆に将来負担比率につきましては、実質的な県債残高が減少してきておりますので、低下傾向になっております。

以上が報告内容についてであります。

もう一つ御説明いたします。資料かわりまして、お手元の別冊子、平成22年度主要施策の成果に関する報告書で御説明いたします。

2ページをごらんください。 歳入決算の概要

についてでありますけれども、先ほど委員会資料で御説明しましたので、歳入については省略させていただきます。

右のほうの3ページをごらんください。歳出 決算の概要についてであります。まず、(1) 款 別についてであります。表の平成22年度の合計 の一番下の欄をごらんいただきますと、歳出決 算額は7,596億8,617万8,000円でありまして、対 前年度比は、右端のとおり25.3%の増となって おります。

表の右側の対前年度増減という欄で御説明していきたいと思いますので、この欄をごらんください。増減の大きなものについて、上からもう一度御説明申し上げたいと思います。2つ目の総務費であります。これは口蹄疫復興対策ということで、口蹄疫復興対策基金の造成あるいは口蹄疫復興対策運用型ファンド事業による貸し付けを行ったことによりまして、225.8%の大幅な増となっております。

3つ目の民生費と4つ目の衛生費につきましては、前年度に経済・雇用対策として造成しました各種基金への積立額——前年度が大きかったということで、相対的にそれぞれ9.5%、27.7%の減となったものであります。

1つ飛んで、農林水産業費についてであります。口蹄疫の関係で家畜防疫対策費が増となったことから、44.4%の大幅な増となっております。

次に、そのすぐ下の商工費についてであります。口蹄疫復興対策の中小企業応援ファンド事業で貸し付けを行ったことによりまして、72.8%増と大きな伸びとなっております。

最後に、下から4つ目の災害復旧費について であります。農地・農業用施設あるいは河川等 の被害が昨年度ありました。21年度は被災箇所 が極端に少なかったこともありまして、22年度 は159.4%の増となったところであります。

次に、4ページをお開きください。歳出の関係を性質別に整理したものであります。一番上から順にごらんいただきたいと思います。まず、義務的経費についてです。人件費については前年度を下回っておりますが、公債費の増などによりまして、全体としては前年度比で0.2%の増となっております。

次に、投資的経費についてであります。普通 建設事業費のうち、国からの補助事業費あるい は直轄事業負担金については、国の方針により まして減となっておりますが、単独事業のほう が増加したこと等によりまして、全体として は4.6%の増となっております。

その他の経費についてでありますけれども、 口蹄疫対策の影響などによりまして物件費ある いは補助費等が伸びたということ、またこれに 加えて、先ほどからの口蹄疫復興対策運用型ファンドなどの貸付金が大幅に伸びた結果、63.1 %の増となっております。

なお、歳入歳出いずれの額も宮崎県としては 最高額の決算となっております。

決算の概要については以上でございます。よ ろしくお願いいたします。

〇吉本税務課長 県税及び地方消費税清算金の 決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の7ページをお開きください。平成22年度の県税歳入決算につきましては、表の一番上の県税計にあります最終予算額821億4,000万円に対しまして、調定額が851億443万3,000円、収入済額が822億8,156万9,000円となっておりまして、収入済額の前年度対比は94.3%となっております。その次、右の欄になりますが、CマイナスAの欄の予算に対する

増減額につきましては1億4,156万9,000円の増となっております。

その右、Dの欄の不納欠損額が1億5,315万6,000円、右に行きまして、還付未済額が60万6,000円、収入未済額が26億7,031万4,000円となっておりまして、前年度から9,800万円ほど減少しております。この結果、一番右の欄ですが、徴収率は昨年度と同じ96.7%となっております。

次に、各税目ごとの増減について御説明いたします。申しわけありませんが、委員会資料の1ページをお開きください。平成22年度一般会計歳入決算の状況です。表の中ほどにあります増減の欄でございますが、昨年度と比較いたしまして49億8,118万7,000円の減となっております。

増減の主な理由について御説明いたします。 まず、表の一番上から2段目の個人県民税でご ざいます。11億7,925万5,000円の減となってお ります。これは、課税対象となります平成21年 分の給与所得の減少など、当時の景気低迷に伴 う個人所得の減少等によるものでございます。

次に、その下の法人県民税についてでございます。 2億6,935万7,000円の増となっております。企業収益が堅調に推移したことによるものでございます。

その下、3つ飛びまして、法人事業税についてでございます。37億46万9,000円の減となっております。これは、先ほど財政課長からも話がありました、平成20年度に創設されました、法人事業税の一定割合を国の税収とし、譲与税として再配分する地方法人特別税の平年度化によるものでございます。

次に、2つ下になりますが、譲渡割地方消費 税についてでございます。10億8,256万1,000円 の増となっております。これは、昨年終了しま したが、家電エコポイント制度、それからエコカー補助金制度等の施策が実施されまして、年度後半の消費の増によるものと考えております。

次に、2つ下の不動産取得税でございます。 4億2,531万8,000円の減となっております。これは、平成21年度には発電所や大型小売店舗など1億円を超える課税物件が2件ほどありまして、2件で3億3,000万という課税物件があったんですが、22年度には同様の大規模建築物がなかったことによりまして減少したものと考えております。

その下ですが、次の自動車税、その下の自動 車取得税につきましては、いずれも課税台数の 減少等に伴いまして税収も減少しております。

その下、軽油引取税でございますが、これも 消費数量等の減少により3億3,614万9,000円ほ ど減少しております。

最後に、地方消費税清算金についてでございます。表の一番下になりますが、これは、全国で徴収されました地方消費税を、統計指標等を用いて清算を行い各県へ帰属させたものでございますが、平成22年度の清算金収入は212億3,216万4,000円と、21年度に比べまして4,110万3,000円の減、率にして0.2%の減となっております。これは、清算対象期間でございます平成22年2月から23年1月までの本県を含めた全国の地方消費税総額が、前年同期と比較しまして減少したことから、本県の清算金収入も減収ということになったものでございます。

説明は以上でございます。

○柳田総務課長 それでは、総務課の歳出決算の状況について御説明いたします

決算特別委員会資料の11ページをお開きください。①の平成22年度歳出決算課別集計表をごらんください。総務課の計は、表の一番上の段

にありますとおり、予算額14億307万円、支出済額12億854万6,014円、翌年度繰越額1億3,684万5,000円、不用額5,767万8,986円で、執行率は86.1%となっておりますが、繰越額を含めますと95.9%となります。

繰越額1億3,684万5,000円は、事業名、県有 財産保全事業であります。これは、国の経済・ 雇用緊急対策の地域活性化交付金を活用しまし て、県庁本館北側の附属棟東側部分について、 建物の老朽化等のため解体工事を行う予定でし たが、工期が不足することから22年度内に完了 することが困難となり、繰り越しとなったもの であります。

次に、12ページをお開きください。主な不用額について御説明いたします。表の中ほどの(目)文書費の不用額478万6,943円についてでございます。その主なものとしましては、まず、節の上から5番目の需用費の不用額116万9,632円でございますが、これは、庁内印刷室用のコピー用紙等の消耗品購入など印刷室管理に要する経費の執行残でございます。

その下の役務費の不用額199万8,078円でございますが、これは、庁内郵便料に要する経費の執行残でございます。

その下の委託料の不用額100万4,035円でございますが、これは、庁内印刷室の高速デジタル印刷機器の保守委託等に要する経費の執行残でございます。

次に、13ページをごらんください。表の一番 上の段、(目) 財産管理費の不用額4,435万5,222 円についてでございます。その主なものとしま しては、節の上から4番目の需用費の不用 額1,071万1,330円でございますが、これは、本 庁舎や出先の総合庁舎における光熱水費や庁舎 修繕費など庁舎管理に要する経費の執行残でご ざいます。

その下の役務費の不用額962万6,535円でございますが、これは、不動産鑑定料や庁内電話料など、庁舎・財産管理に要する経費の執行残でございます。

その下の委託料の不用額1,856万734円でございますが、これは、本庁舎や出先の総合庁舎における警備や清掃など、庁舎管理に要する経費の執行残でございます。

その2つ下の工事請負費の不用額200万円でご ざいますが、これは、県有財産保全工事の庁舎 管理に要する工事経費の執行残でございます。

その3つ下の負担金・補助及び交付金の不用額207万9,320円でございますが、これは、企業局庁舎における県の専有・共有財産の管理業務に要する経費の執行残でございます。

次に、表の下の段の(目)県有施設災害復旧費の不用額782万5,300円についてでございます。 平成22年度は落雷により4施設で器物破損の被害がありましたが、これは災害により被災した県有施設の災害復旧に要する経費の執行残でございます。

次に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○桑山人事課長 それでは、人事課の歳出決算の状況につきまして御説明申し上げます。

同じ資料の11ページにお戻りください。人事 課の計は、表の上から2番目の段にありますと おり、予算額50億7,788万5,000円、支出済額48 億4,676万4,952円、不用額2億3,112万48円、執 行率は95.4%となっております。

次に、不用額の主なものについて御説明いた します。14ページをお開きください。人事課の 明細でございますが、表の上から3行目に(目) 一般管理費がございます。不用額が2億2,708 万6,896円となっており、執行率は86.3%でござ います。その主なものといたしましては、節の 欄の3つ目、職員手当等の不用額が2億2,592 万8,669円となっております。これは、各課で計 上しております時間外勤務手当につきまして、 当該年度の業務の都合によりまして不足が生じ た場合に、その調整をするための予算を人事課 のほうで計上しておりますが、その執行残が生 じたものでございます。理由といたしましては、 昨年度は、口蹄疫、それから年度末にかけての 鳥インフルエンザの防疫活動、あるいは新燃岳 噴火による災害対応のために、数次にわたる追 加補正をお願いしたところでありましたが、結 果的には2億2,000万円余の不用額が生じたとい うことでございます。

また、表の2番目の(目)人事管理費でございますけれども、不用額が403万3,152円となっております。主なものといたしましては、節の旅費が124万4,119円、それから需用費が104万6,078円など事務費の執行残に伴うものでございます。

それから、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。

〇大坪行政経営課長 それでは、行政経営課の 歳出決算の状況について御説明します。

お手数ですが、11ページのほうをごらんいただけますでしょうか。行政経営課の計につきましては、3番目の欄にありますとおり、予算額が1億1,500万円、支出済額が161,193万6,736円、不用額が306万3,264円、そして執行率が97.3%となっております。

次に、主な不用額について御説明しますの

で、15ページをごらんください。表の中からちょっと下になりますが、(目)文書費の右側、不用額が260万2,131円でございます。その主なものとしましては、節の3つ目に需用費がございますが、需用費の不用額が226万5,834円となっております。これにつきましては県公報の発行に要する経費等の執行残でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

〇日隈財政課長 続きまして、財政課の歳出決 算の状況について御説明いたします。

同じく11ページにお戻りください。財政課は、上から 4 番目の欄になります。決算の内容ですけれども、予算額1,219億7,863万5,948円、これに対しまして支出済額が1,217億4,105万9,367円、不用額が2 億3,757万6,581円となっておりまして、執行率は99.8%となっております。

16ページをお開きください。財政課分の主な 不用額について御説明させていただきます。上 から3段目の(目)一般管理費の不用額の欄に なりますけれども、1億5,935万933円の不用額 となっております。その理由といたしましては、 財政課の一般管理費というのは、財政課の事務 費ではなく、ほとんどは教育委員会とか警察部 局も含めた全部局の共通経費を計上しておりま す。この共通経費は、例えば県税、国庫補助金 等において、納税者あるいは国への還付金、返 還金が生じることがありますけれども、このよ うな場合に、各課で予算措置するのではなくて、 あらかじめ財政課で予算を一括計上しておいて、 支払いの必要が生じた場合には、その都度、財 政課から各課に予算分任という方法で従来から 対応しているところであります。これらの経費 については、各部局で年度内に生じる所要額を

正確に見込むことが困難でありますし、また不 測の事態に備える必要もありますことから、毎 年度、年度末まで予算を留保するような形をとっ ておりますので、このような結果となったもの であります。

次に、その下の17ページの6段目、公債費の(目)利子でございます。不用額が500万123円となっております。これは毎年度、年度末が多いんですが、県債を発行して当該年度に係る資金の調達を行うわけですけれども、その際、今回は銀行等からの証書借り入れ方式で全額調達が可能であったということで、証券による縁故債(銀行等引受債)の発行が不要となったということでありまして、当初見込んでおりました債券発行差金——ちょっとややこしいんですが、アンダーパーの発行といって、額面100円を割るような証券による発行が不要となったということで、相当額が不用額計上となったものであります。

次に、18ページをお開きください。 3 段目の (目)予備費でございます。これは、年度途中 において不測の事態により予算外の支出が必要 となった場合に対処する経費であります。予備 費は当初予算額で1億円を計上しておりました が、このうち22年度中の実績としては2,721万52 円を充用いたしております。その結果、予算現 額は7,278万9,948円となりまして、この分が不 用額となっております。予備費を充用した内訳 は、説明欄に記載しておりますが、①から⑤ま でありますとおり、県有車両による交通事故等 の損害賠償から始まりまして、昨年度は⑤の東 日本大震災被災県への見舞金1,100万円などがご ざいます。

なお、財政課において歳入歳出決算審査意見 書における指摘要望事項等はございませんでし た。

以上であります。よろしくお願いいたします。 〇吉本税務課長 税務課の歳出決算の状況について御説明いたします。

申しわけありません、11ページをお開きください。税務課は、表の上から5段目にありますとおり、予算額258億4,404万5,000円、右に行きまして、支出済額258億2,979万5,540円、不用額1,424万9,460円で、執行率は99.9%となっております。

不用額の主なものについて御説明いたします。 資料の19ページをお開きください。上から7段 目の(目)賦課徴収費でございます。予算額22 億6,388万6,000円、支出済額22億5,914万7,335 円、不用額473万8,665円、執行率は99.7%となっ ております。これは、賦課徴収に要する納税通 知書等の印刷費、それから各県税・総務事務所 で執行いたします旅費、コピー代、郵送料など の事務費が見込みを下回ったことによるもので ございます。

次に、20ページをお開きください。上から5 段目になります(目)利子割交付金でございます。右のほうにずっと行っていただきまして、 不用額779万3,000円、執行率は98.0%となっております。これは、利子割県民税の59.4%の額を市町村に対して交付するものでございますが、年度途中の預金金利の引き下げ等によりまして、県の収入となります税収が減少したことに伴うものでございます。

次に、歳入歳出決算審査意見書での御意見が ありましたので、御説明いたします。

別の冊子になります。平成22年度宮崎県歳入 歳出決算審査意見書の5ページをお開きくださ い。5ページの上のほうにあります大きな4番、 収入の確保について、(1) 県税収入の確保につ いてという部分でございます。後半部分になり ますが、読み上げさせていただきますと、「個人 県民税については、賦課徴収を行う市町村の実 情に即した支援がなされてはいるが、今後とも 市町村とより一層連携を密にして、効果的な徴 収対策を講じるよう要望する」との御意見がご ざいました。個人県民税につきましては、市町 村が賦課徴収を行う収入額は255億7,200万円余 となっておりまして、県税収入全体の約3割を 占めております。一方、収入未済額は、5ペー ジの下の表の左側、一番上の段にあります。区 分として県税とありますが、収入未済額26 億7,000万円余のうち、個人県民税はその約8割 を占める21億1,470万円ほどとなっております。 このことから、県税の収入の確保、未済額の圧 縮のためには、個人県民税の徴収対策が最重要 課題と考えております。このため、賦課徴収権 を持ちます市町村の徴収業務を促進するために、 各県税・総務事務所におきましては、市町村か らの徴収引継による直接徴収や、管内市町村と の合同の徴収対策会議の開催、滞納整理のため の共同催告等を実施いたしますとともに、税務 課職員も含めた併任人事交流により税務職員を 市町村へ派遣するなどいたしまして、市町村の 状況に応じた徴収業務の充実に努めているとこ ろでございます。

昨年度は、新たな取り組みといたしまして、 差し押さえ不動産の市町村との合同公売会を実施したところでございます。また、今年度からは、現年度課税分の収入未済額を抑制しまして、収入未済額の累積に歯どめをかける効果的・効率的な方策の一つとして、給与所得者に係る特別徴収制度の適正化について、市町村とともに本格的な取り組みを進めているところでございます。今後とも、市町村とより一層の連携を図 りながら収入未済額の圧縮に努めてまいります。 説明は以上でございます。

○鈴木市町村課長 市町村課の歳出決算状況に つきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをお開きいただきたいと思います。市町村課につきましては、表の中ほどにございますとおり、予算額39億8,807万円、支出済額38億2,106万7,294円、不用額1億6,700万2,706円で、執行率は95.8%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。21ページをお開きいただきたいと思います。 表の中ほどの(目)市町村連絡調整費の不用額213 万6,472円についてであります。これは主に、市 町村課の業務運営に係る旅費、需用費、役務費 などの物件費等を節約したことに伴う執行残で ございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。上段の(目)選挙啓発費の不用額381万4,561円についてでございます。平成22年度につきましては参議院議員選挙、知事選挙、そして本年4月10日には県議会議員選挙を執行しましたが、この不用額につきましては主に、県議会議員選挙の広報活動等の委託先選定が2月補正後であったことから、公募コンペ方式で実施しました選挙啓発に係る経費が執行残となったものでございます。

次に、そのページの中ほどの(目)知事選挙 費の不用額1億1,697万2,220円についてでござ います。これは主に、負担金補助である市町村 交付金等の執行残でございます。市町村交付金 につきましては、国の積算基準に準じて積算し た交付金を市町村へ交付するものでございます けれども、昨年度、国の積算基準が見直されま して、投票所経費等の単価が大幅に引き下げら れたことや、市町村の清算確定が選挙終了後の 年明けから年度末までの作業となったことから 執行残が生じたものでございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと思います。上段の(目)県議会議員選挙費の不用額3,452万2,913円についてでございます。これは、需用費及び負担金補助である市町村交付金等の執行残でございます。その理由といたしましては、投票用紙などの選挙資材の発注におきまして低廉な資材調達を図ったことや、先ほどの知事選挙費と同様に、市町村交付金の積算基準を見直したこと等から執行残が生じたものでございます。

次に、中ほどの(目)参議院議員選挙費の不 用額866万947円についてでございます。これは 主に、負担金補助である市町村交付金等の執行 残でございます。その理由といたしましては、 国の積算基準が見直されたこと、市町村の清算 確定作業と国の交付決定が年度末であったこと から執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成22年度主要施策の成果に関する報告書の47ページをお開きいただきたいと思います。1活力ある地域づくり、1)個性を生かした地域づくりについてでございます。

主な事業といたしましては、まず、市町村合併支援事業でございます。旧合併特例法のもとで合併しました宮崎市及び都城市に対しまして3億4,310万円の市町村合併支援交付金を交付し、公共施設整備などに対しまして支援に努めたところでございます。

次に、その下の新市町村合併支援事業でございます。改正前の合併特例法のもとで合併しました宮崎市外3町に対しまして1億8,872

万2,000円の新市町村合併支援交付金を交付しま して、電算システムの統合や防災行政無線整備 などに対する支援を行ったところでございます。

次に、元気市町村支援資金貸付でございます。12団体に対しまして32件、9億円の無利子貸し付けを行いまして、耐震性防火水槽整備や小学校の耐震化事業等の防災対策等に対しまして支援を行ったところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しま しては、特に報告すべき事項はございません。

市町村課の説明は以上でございます。よろし くお願いいたします。

○花坂総務事務センター課長 それでは、総務 事務センターの歳出決算の状況について御説明 いたします。

11ページをお願いいたします。下から3行目でございますが、「総務事務センター」と書いてございますところを御説明いたします。予算額11億2,705万2,000円、支出済額11億2,201万7,674円、不用額は503万4,326円、執行率は99.6%となっております。

次に、主な不用額について御説明をいたします。25ページをお願いいたします。まず、上から3行目の(目)一般管理費の不用額146万8,412円についてでございます。これは主に、本庁及び各地区の総務事務センターの運営に要する経費である旅費や需用費等の執行残でございます。

次に、下のほうに書いてある(目)人事管理 費の不用額145万6,035円についてでございます。 この主なものとしましては、節の役務費92 万9,777円でございますが、これは、職員の定期 健康診断や特殊業務に従事する職員に対する健 康診断等に要する経費の執行残でございます。

なお、目の執行率が90%未満のものはござい ませんでした。 最後に、監査委員の決算審査意見書に関しま しては、特に報告すべき事項はございません。 以上でございます。

○金井危機管理課長 危機管理課の歳出決算の 状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをごらんください。危機管理課の計は、表の下から2番目の欄にありますとおり、予算額5億654万,7000円、支出済額4億9,583万5,048円、不用額1,071万1,952円で、執行率は97.9%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。 同じく資料の27ページをごらんください。表の 上のほうの(目)諸費の執行率が68.0%でござ います。これは、自衛官募集事務費の執行残で ございます。

次に、表の中ほどの(目)防災総務費の不用額1,022万2,576円についてでございます。その主なものとしましては、節の欄、旅費の153万516円でございますが、これは、国民保護協議会開催に要する特別旅費等の執行残でございます。

また、負担金・補助及び交付金の不用額484 万4,825円でございますが、これは、情報通信設 備整備事業補助金などの執行残でございます。

次に、28ページをごらんください。(目)消防 連絡調整費の執行率87.7%でございますが、こ れは、林野火災消火用機材リース料の執行残で ございます。

次に、別冊の主要施策の成果に関する報告書の48ページをお開きください。1の安全で安心な暮らしの確保、1)危機管理体制の強化についてであります。

まず、施策の目標でございますが、県民の防 災意識の高揚や自主防災組織・防災ボランティ アの育成に取り組むとともに、関係機関との連 携強化などにより、自然災害を初めとする多様 な危機事象に迅速に対応するため、危機管理体制の強化に努めたところであります。

次に、施策推進のための主な事業及び実績であります。まず県民防災力向上でありますが、自主防災組織リーダー研修会を県内6会場で開催し、多数の地域防災リーダーを育成したところであります。

次に、改善事業、自助・共助・公助防災スクラム推進についてであります。昨年5月15日から16日にかけまして「宮崎県防災の日フェア」を実施し、県民の防災意識の向上を図ったところであります。

次に、地域防災力向上促進についてでありますが、6市町41組織に対しまして自主防災組織の資機材整備に対し補助を行うなど、自主防災組織率の向上を図ったところであります。

次に、危機管理総合調整推進につきましては、 夜間及び閉庁日の災害監視室の運営によりまして、平日の昼間とあわせて365日、24時間の災害 監視体制の維持を図ったところであります。

続きまして、49ページをごらんください。施 策の進捗状況でございますが、一番上の自主防 災組織率につきましては、平成22年度の実績値 が「72.1%」と記載してありますが、さきの総 務政策常任委員会で御報告しましたとおり、最 新の速報値では「74.83%」となっております。

次に、施策の成果等でありますが、①の県民 防災力向上につきましては、防災士研修を実施 し、76人が防災士の資格取得をしたところであ り、今後も多くの防災士を育成して地域防災力 を高めていく必要があると考えております。

②の県民の防災意識の向上につきましては、 「宮崎県防災の日フェア」の開催や各種広報媒 体を活用して普及促進と防災意識の啓発に努め てまいりましたが、今後もさらに効果的な普及 啓発に努め、自助・共助の重要性を県民に訴えていきたいと考えております。

③の防災・防犯情報メールサービスの登録に つきましては、多くの県民の皆様に登録してい ただき、防災情報の伝達強化が図られたものと 考えております。

④の地域防災力向上促進につきましては、今後も多くの市町村に働きかけ、自主防災組織の 育成、活性化を図ってまいりたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

私からは以上でございます。よろしくお願い いたします。

〇山之内消防保安課長 消防保安課の歳出決算 の状況について説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをお願いいた します。消防保安課は、表の一番下の欄にあり ますとおり、予算額8億2,543万6,000円、支出 済額6億6,068万2,083円、翌年度繰越額6,068 万4,000円、不用額1億406万9,917円で、執行率 は80.0%となっておりますが、繰越額を含めま すと87.4%となります。

繰越額の6,068万4,000円は、事業名、消防学校環境整備事業であります。これは、国の経済・雇用緊急対策であります地域活性化交付金を活用しまして、消防学校本館、学生寮の経年劣化による外壁タイルの落下、屋根防水シートのはがれ等の改修を行う予定でございましたが、国の補正の関係により工期が不足しますことから、22年度内に完了することが困難となり、繰り越しとなったものであります。

次に、主な不用額について御説明いたします。 同じく資料の29ページをお願いいたします。表 の上から3段目、(目)防災総務費の不用額9,902 万4,849円でございます。その主なものといたしまして、節の欄、需用費の不用額186万5,144円でございますが、これは、無線設備の維持管理に要する修繕費の執行残でございます。

次に、委託料の不用額162万4,249円でございますが、これは、震度情報ネットワークシステム更新工事設計委託などの執行残でございます。

次に、工事請負費の不用額9,029万500円でございますが、これは、震度情報ネットワークシステム更新工事の執行残でございます。この工事につきましては、全額国の交付金による工事でございましたが、工事設計前に国の基準額で交付金額が決定していたため、実際の設計額との差、入札残等で約9,000万円の執行残が出たものでございます。

次に、負担金・補助及び交付金の不用額279 万4,370円でございますが、これは、防災救急へ リコプター運航調整交付金などの執行残でござ います。

次に、表の中ほどの(目)消防連絡調整費の不用額445万5,816円についてでございますが、その主なものといたしまして、節の欄の委託料、不用額223万3,930円でございますが、これは、危険物取扱者の免状交付に要する委託費などの執行残でございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書の50ページをお願いいたしたいと思います。1の安全で安心な暮らしの確保、1)危機管理体制の強化についてであります。

まず、施策の目標でございますが、消防対策の充実や産業保安の確保を図るとともに、防災情報の提供や防災関係機関との連携強化を図るなど、危機管理の強化に努めたところであります。

次に、施策推進のための主な事業及び実績で

ございます。主なものについて説明いたします。 まず、総合情報ネットワーク設備更新でありま すが、防災行政無線設備等のシステムを管理運 営し、災害時の連絡体制を適切に維持しており ます。

次に、航空消防防災管理運営であります。防 災救急へリ「あおぞら」を運航しておりますが、 22年度中の緊急運航出動件数は合計で137件であ りました。なお、出動回数のその他は、東日本 大震災に伴う岩手県への広域応援が10件、それ から新燃岳の噴火に伴います調査6件などでご ざいます。

次に、消防指導でありますが、消防団員の確保、活性化を図りますため、ふるさと消防団パワフル21事業といたしまして、ラッパ隊フェスティバルや消防団員意見発表などを内容とする消防大会を開催いたしますとともに、新聞等を活用した県民への広報啓発を行ったところでございます。また、救急業務の高度化や増大する救急業務に対応するため、救急救命士の計画的な養成に取り組んでおります。

次に、予防指導につきまして、消防設備士、 危険物取扱者の資格者への免状の交付などを行いますとともに、火災や危険物の事故の未然防止を図りますため、知識や技能の修得のための 法定講習を行いました。

恐れ入ります、51ページをお願いいたします。 消防広域化等体制強化促進につきましては、市 町村が実施します耐震性貯水槽、防火水槽、小 型動力ポンプなどの整備に対しまして補助を行 い、消防力の強化に努めたところであります。 また、2つの消防非常備町村に対しまして、常 備化に向けた取り組みを促進するための助成を 行い、大規模災害に出動する緊急消防援助隊に つきましても活動に必要な資機材の整備につい て補助したところでございます。

次に、施策の成果等でございますが、①の総合情報ネットワーク設備更新につきましては、 適正な管理を行い、通信体制の確保が図られた と考えております。

- ②の防災救急へリにつきましては、関係機関 との連携を図りながら迅速な対応ができたもの と考えております。
- ③の消防団につきましては、消防大会を開催するなど活性化を図ったところであります。また、消防職員や消防団員につきましては、資質向上に向けてのさまざまな訓練、研修等を実施したところであります。
- ④の消防広域化等体制強化促進につきましては、消防防災施設等の整備促進に努めたところであります。また、2つの非常備町村に対し助成を行い、常備化に向けた取り組みを促したところでございます。
- ⑤の高圧ガス保安対策につきましては、事業者に対する指導監督、研修を通じて、大事に至るような事故の未然防止ができたものと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。よろしくお願いします。

○山下主査 長時間にわたりましての説明が以上で終わりましたが、ここで5分程度、暫時休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

午後2時19分休憩

午後2時25分再開

〇山下主査 分科会を再開いたします。

執行部の説明が終了いたしましたが、委員の 皆様からの質疑を承ります。

○西村委員 簡単なところから伺いたいんです

けど、委員会資料の18ページ、先ほど予備費の 使途のことを説明いただきました。東日本大震 災被災県への見舞金1,100万円というのは、県に よって内訳は違うんですか。

〇日隈財政課長 この予備費は、財政課から関係課のほうに充用いたしまして、その課から支出しています。

これは危機管理課が担当ですが、私のほうから説明しておきます。1,100万円ですが、これは宮城県、岩手県、福島県の3県に300万円、合計で900万円、そのほか4県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県に50万円ずつということで、4県で200万円、合計で1,100万円を見舞金ということで、3月で議会も終了しておりましたので、予備費のほうから支出しております。なお、この金額の多寡については、各県の見舞金の状況、あるいは過去の取り扱いを参考に、適正な額ということで判断したと聞いております。以上です。

- ○西村委員 もう一問、選挙関係費のことで、23 ~24ページに知事選挙、県議選挙、参議院選挙 と3つあって、先ほどもちょっと説明があった んですけれども、その執行率が77.2、77.1、そ して参議院に関してだけ98.2と大きく違ってい る理由を教えていただきたいんですが。
- ○鈴木市町村課長 先ほど説明したとおり、大きな選挙を参議院選挙、知事選挙、県議会議員選挙ということでやったんですが、負担金補助というのがございまして、選挙の投票所とか開票作業、ポスターの掲示場等の経費については県が管理執行する部分ですから、市町村にやっていただいて、その経費については補助という形にしております。ただ、参議院選挙の執行経費につきましては、3年に1度、国のほうでその経費がどうなのかということで見直しをされ

ます。参議院選挙は3年ごとにございますけれ ども、22年度が見直しの年であったと。ところ が、国においては行政刷新会議というのがござ いまして、事業仕分けの中で国からの交付金が 過大ではないかというような議論があり、全体 的に10~20%の削減が望ましいという意見がご ざいました。それを受けて総務省のほうがいろ んな形でそれぞれの経費を見直すことになった んですけれども、その作業が22年の9月以降に 国から県に通知がございまして――例えば投票 所におきましては、早稲田大学のマニフェスト 研究所ができるだけ開票スピードを上げるとい う業務をやっておりまして、短いところは1時 間で済む、ある団体においては3時間かかると。 その標準を単価でとりますので10~20%の削減 があったと。県が執行する知事選挙や県議会選 挙はそれに準じてやるんですけれども、中身と か確定作業が非常にずれ込んだ結果、2月補正 に間に合わなかったというのが大きい理由でご ざいます。知事選挙や参議院選挙については一 部減額しましたけれども、市町村への交付に係 る経費の確定がどうなるかわからないところが あったものですから、今回、不用額としてお願 いしているということでございます。その結果、 執行率に差があるということです。

○西村委員 今の説明だと、9月からいろんな ものの見直しが厳しくなって、それに応じて市 町村も努力をされたり県も努力をされて、でき る限り無駄を削っていった部分と、あとは年度 末にかかる、からないという部分があって、4 月以降にさらにずれ込んだ分もあるということ ですか。年度を越してかかった分もあるんです か。

○鈴木市町村課長 説明が言葉足らずで済みません。基本的に22年度の選挙経費につきまして

は、当初は旧単価で予算を見積もって経費を計 上しました。特に選挙の場合は、何人立候補さ れるのか等々で経費が非常に違ってまいります。 そのため選挙管理委員会としては安全側に立っ た形で経費を積算してお願いします。そうした 中で、先ほど申しましたとおり、もともと積算 した単価が、国のほうが1~2割の大幅な見直 しがあって、その分引き下がった。そういう状 況を見て、需用費、物件費等についてはそれな りの節約をしながらやるんですが、特に市町村 交付金については単価が確定しないとなかなか 減額ができなかったものですから、参議院選挙 においても市町村交付金については留保した形 でお願いしています。次に、知事選挙は12月末、 年末にかけての執行だったものですから、それ を清算するのが3月までかかって2月補正に間 に合わなかったというのが大きい理由で、こう いう形の執行率になったということでございま す。4月以降に伸びたということではございま せん。3月中に清算をしたということです。

○右松副主査 選挙費用は県民の皆さんもかなり関心が高いところだと思っています。それで、知事選と県議選を比較したときに、県議選、全県下でやる中で、知事選よりも当然候補者数が多いわけです。負担金補助というのは市町村が開票作業等に要する費用を県が負担するということでありますけれども、県議会議員選挙が1億2,100万、知事選挙が4億8,700万ということですので、この辺の大きな違いというのはどこから発生しているんですか。

〇鈴木市町村課長 県議会議員選挙につきましては4月1日告示、今年度の4月10日開票ということで、22年度はその前の準備作業の経費を予算化しておりまして、当然、23年度は後方事務については別途また出てくるということです

から、年度をまたがった関係で県議会選挙のほ うがこういう経費になっているということでご ざいます。

○右松副主査 とすれば、今年度分が来年度計 上されますけれども、通常、知事選挙と県議会 選挙の差違はどれぐらいですか。

○鈴木市町村課長 特に県議会選挙になります と、県内14選挙区あるんですが、今回、6選挙 区が無投票ということになっておりますので、 無投票になりますと、当然、掲示板の経費は計 上するんですけれども、ポスター張ってそこで 終わりということになります。その後の投開票 場の経費等が要らないということになりますの で、比較自体がなかなか厳しいのが1点です。 それと候補者数によりましても、例えば掲示板 の大きさ、宮崎市になりますと何十人という方 が立候補されますので、その分大きな掲示板に するということで、個々を比べますといろんな ことがあるんですが――基本的には候補者の数 が違うということもありますし、無投票になる といろんな経費がかからないということがあり ます。そのぐらいの違いはあるんですが、具体 的に知事選挙と県議会選挙がどうかというと、 実際にかかるのは、単価で考えますと平均的な 経費はそんなに変わらないということでござい ます。

○右松副主査 できる限り選挙にかかる費用は 抑えていかないといけない。かといって投票率 も上げていかないといけないという中で、宣伝 費用関係に力を入れたんでしょうけれども、今回、県議選は投票率が低いというのが現状でした。どこで選挙費用を削るかとなってくると、 負担金補助がかなりウエートを占めていますので、この部分、開票作業に立ち会う人たちの報酬──選挙陣営で当日開票作業を見るために体

育館に行きますと、日付が回ると2日分支給されたりというのが実際にあると思うんです。細かいんですけど、こういったところで積み重ねていかないと、経費を削っていくのはなかなか難しいと思うんです。この報酬基準というのはあるんですか。

○鈴木市町村課長 おっしゃるとおり、選挙に かかわる経費をいかに削減していくかというの が、県や市町村の選挙に係る者としては大きな 課題になっていまして、特に投票所の経費につ いては――時間が決まっております。午前7時 開場になって午後8時までということになるの で13時間です。そこあたりがいいかどうかわか りませんけれども、田舎になりますと夜7時ぐ らいに来る人は統計を見てもほとんどいないと いうことで、投票時間を短縮したり、そこに従 事する方々も、安価な臨時職員、非常勤を置い たりいろんなことで工夫しております。特に開 票所につきましては、開票に何時間かかったか 集計をして全国的に序列が並べられる状況にあ りますので、開票の際の工夫をして、ミカン箱 を使ったりいろんなことをしながら、1分でも 2分でも速くしようと努力しているということ が一つあります。人件費についても、より安価 な臨時職員を配置したりして経費を削減してお ります。

そういう流れの中で、今回の国の選挙経費の 基準についても、大幅な10~20%という削減が 妥当だというような状況になっておりますので、 何を削減するのかというのはなかなか難しいん ですけれども、管理執行面でいけば掲示板を再 利用するとかいろんな形で取り組んでおります。 そういう中で一つ一つ経費を削減しながら管理 執行をやる、実際の投開票でもそういう形で工 夫しながら時間を短縮する、結果的には人件費 を削減できるということをやっております。十分そこあたり意識を持っておりますので、選挙に対する費用については今後ともそういう方針でやっていきたいと考えております。

〇右松副主査 この問題に余り時間をかけるつ もりはないんですが、報酬にしても、参議院選 挙で、ある陣営が午後8時ぐらいに体育館に行 きます。午前1時ぐらいに開票が終わりました。 日付を挟んでいるがために2日分の報酬として 1万数千円出るとか、直近はわかりませんけれ ども、そういったケースがあると聞いています。 この場ではもういいですから、報酬基準を明確 にしてもらって、当然、大変な仕事ではあるん ですけれども、妥当な報酬を支給する。積み重 ねで少しずつ削っていく中で全体的に下げざる を得ないと思うんです。プラスいかに投票率を 上げていくかということで、宣伝効果もかける ところはかけてもらって、その辺はしっかり考 えた上で予算の設定してもらうとありがたいと 思っています。

○鈴木市町村課長 おっしゃるとおり、そういう方針でもって、管理執行、啓発も含めてより効果的なやり方をしまして、なおかつ投票率のアップというのが我々選挙管理委員会に課せられた使命だと思っておりますので、今後とも精いっぱい頑張っていきたいと思います。

〇山下主査2日間にかけてやったのはどんな事例がありますか。

○鈴木市町村課長 過去は確かに、選挙区によって1時にかかるとか、その後そこで選挙会を開くというやり方をやっております。それは早く決定するというニーズもあるんですけれども、長くなりますと人件費等の経費もかさみます。そこあたりは各市町村の選挙委員会の考え方もございますので、県の選挙管理においては市町

村に対しても、経費の節減、一方ではスピー ディーな開票事務等バランスを見ながら、一緒 になって考えていきたいと思います。

○鳥飼委員 1点だけお尋ねします。決算に関する調書というのがあるんですが、5ページに 過誤納とあるんですけれども、法人県民税、法 人事業税とかで上がっているようです。この過 誤納の性格について御説明いただけますか。

○吉本税務課長 過誤納と申しますのは、申告納付額、例えば税額が1,000円ですよといったときに、計算誤りで1,100円納めたとか、税務署の更正・決定を受けて減額になったという決定があって、更正の請求があってそれを債権として返さなきゃいけない――主に申告納付額誤りによる今後返すべき額ということで御理解いただけたらと思います。

〇鳥飼委員 $4\sim5$ ページに県税全部で60 万6,365円と少額ですけれども、県民税のところ で32万100円とかいろいろ書いてあります。これ は誤って納めたということですから、返すなり 追加納付というのが出てくるということですね。

〇吉本税務課長 返すということになります。

○鳥飼委員 第一義的には納税者の誤りという ことになるんですか。納付書で納めるというこ とになるでしょうから。その辺はどんなでしょ うか。

○吉本税務課長 今おっしゃいましたように、 第一義的には、申告納付ということですから、 本人が計算して本人が納めるということになり ます。

○鳥飼委員 そうすると、これは納税者本人の 間違いによるということで、納付書の額が誤っ ていたということではないと理解していいんで すか。

〇吉本税務課長 そうです。申告のほうはワン

セットですので、申告の計算のときに申告額を 誤って、そのとおりに納めるというパターンが ほとんどでございます。それと、先ほど申し上 げましたように、後から減額になって更正の請 求が出てくることもあるということでございま す。

○鳥飼委員 これは全部じゃないとは思うんですけど、例えば、81ページに退職手当債が60万6,365円過誤納ということになっているんです。税にかかわる分それぞれ出てくるけれども、それで額が誤っているということで返すなり追納してもらうことになると思うんです。こういう場合も本人のということになるんでしょうか。

○日隈財政課長 81ページの過誤納は歳入合計 全体の過誤納額でございまして、退職手当債の 過誤納ではないのではないかと思います。

○鳥飼委員 了解しました。

〇前屋敷委員 委員会資料の18ページで予備費の関連、右端の④契約解除に伴う残事業発注のための予算充用 2 件ということで、ほかの部署の発注工事でのことだと思うんですけれども、わかっていれば中身について教えてください。

○日限財政課長 この2件はいずれも県土整備部所管の分でございます。2課それぞれありまして、砂防課の295万3,000円と道路建設課の553万円ということになります。工事請負契約を一たん結びまして、請け負いました建設業者が何らかの理由、倒産などで途中でできなくなった場合には、そこまでということで──契約解除に伴う返還金、補償料などは別に雑入ということで歳入で受け入れます。途中でとまった分、残工事については、予備費を充てまして残事業を再度発注して、完成させるために今度はBという会社にお願いする。そういった分を予備費で補うということになります。

○前屋敷委員 本契約したところについては後で清算をきっちりするということで、契約解除が欠損で落ちるというようなことにはならないですね。

〇日隈財政課長 予算の残額と、足りない分を 予備費で充てて、例えばBという会社が工事を 行う。そして前者がAだとすると、A社からは 何がしかの返還金等が出てくる。これは歳入の ほうに雑入ということで入れることで、オーバー するという形にはならないんじゃないかと思い ます。

○星原委員 成果に関する報告書の48ページ、 危機管理課です。先ほど説明をいただいたんで すが、施策推進のための主な事業及び実績、県 民防災力向上184万5,000円ということで、施策 の成果等の①に書いてあります。研修やいろい ろなことをやって、最後のほうで、「防災士を引 き続き育成し、地域の防災力を高めていく」と 言いながら、前年度の21年度が370万の決算に なっておって、今回はその半分の184万というこ とは、今まで育成が進んできて、それぞれの地 域の防災力が高まって予算を使わなくてよかっ たのか、逆に申し込む人たちが少なくなって研 修の回数が少なくなってきたのか、その辺はど う見たらいいんですか。

○金井危機管理課長 実績につきましては年々上がってきておるんですけれども、ただ、昨年は口蹄疫の関係で参加する人間がかなり減ってしまったというのが一つでございます。それと、出前講座等につきましても、ことしは多いんですが、やはり口蹄疫の影響がかなり響いて実績が伸びなかったというのが現実でございます。

〇星原委員 ということは、進捗状況の目標と かずっと掲げていくわけで、去年は口蹄疫等が あってなかなか思うようにいかなかったけど、 今後、まだ十分目標をねらって、予算配分しな がら努力していくということでとらえていいん ですね。

○金井危機管理課長 そのとおりでございます。 自主防災組織の向上ということで、自助、共助 の事業を展開していくという基礎的なものでご ざいますので、今後も目標値は高く持ちたいと 考えております。

○鳥飼委員 関連して、危機管理課、49ページ の防災・防犯情報メールサービス登録者数 2 万264人ということになっているんですけれど も、市町村も防災メールというのをやっていま すよね。どれぐらい市町村の段階ではやってい ますか。

○金井危機管理課長 これにつきましても県と 一緒に進めている市町村がございまして、7市 町で、現在、3万1,653という登録者がおられま す。

○鳥飼委員 県の防災メールは2万人ですよね。7市町で3万1,653人というのは、どんなふうに理解をすればいいんですか。意味がわからないんですけれども、説明をお願いします。

○金井危機管理課長 県のメールと市町村の メールとは全く別のものと考えていただいて結 構です。各市町村で独自にメール契約をしてお りまして、市町村のメールを送信しているとこ ろがございます。 2 つとも登録されている方も まれにおりますけれども、ほとんどの方は市町 村のものか県のものいずれかを取得されておる ところでございます。ただ、市町村のメールは 市町村のものしか入りません。県のメールは県 全体のものを入れることになります。それにつ いては自由な選択ということで今のところやっ ていますけれども、可能な限り県のメールに入っ ていただいて全体的な情報をつかんでいただく ようにお願いしておるところであります。

〇鳥飼委員 県のメールは2万ですね。あと1 万1,000というのは……。

○金井危機管理課長 全く別のものということで、県が契約しておるメールに登録していただいた方が2万。それと各市町村が独自にメールを契約して、募集してそれに登録している方がそれぞれおられて、合計が3万ということになります。宮崎市でいけば1万3,000人、延岡でも1万3,000人の方が登録しておると。ただ、7つの市町ではやっていますけれども、ほかのところでは県単独のものに契約していただいておる状況であります。

○鳥飼委員 それにしても余り多い数字ではないし、考え方ですけれども、県の場合は県全域をカバーしたメール、宮崎市がやっているのは宮崎市だけということで、それぞれでやっているということでしょうけれども、費用のダブルカウントみたいな感じがしたものですから、議論して経費の負担ができないものかと感じました。それだけです。

○右松副主査 48ページの中で、自助・共助・ 公助防災スクラム推進で466万2,000円、地域防 災力向上促進で412万4,000円と出ています。自 主防災組織の資機材整備ですからハード支援と いうことの直接支援になりますけど、これとイ ベントが同額といいますか、むしろイベントの ほうが費用がかかっているんですが、これは2 日間で466万2,000円かかったんでしょうか。

○金井危機管理課長 この金額につきましては 2日間だけのものではございませんで、イベン トの広報に使ったポスター、ラジオ、テレビ等 の広報媒体——こういう防災の日、防災の月間 がございます、防災に気をつけていただきたい という広報にもお金が相当かかっておりますの で、その分と合わせての金額になります。

○右松副主査 広報活動で効果が出ているということであれば結構だと思うんですが、自主防 災組織の組織率を上げていく上で、機材が充実 しているというのは一つの意欲にもつながって いきますので、この割合がイベントと同額とい うのはどうなのかなと思ったりしているんです。 それは検討材料ということで考えていただくと ありがたいと思います。

○金井危機管理課長 おっしゃるとおりですが、 地域防災力の資機材の整備については2分の1 の補助ということですので、実質的にはこの倍 ぐらいの金額になっておるものでございます。

○星原委員 税務課長にお聞きしたいんですが、 県税収入の確保で、個人県民税の未済額が多い ということだったんですが、先ほど説明はいた だいたような気がするんです。未済が大きくなっ ている原因は、去年口蹄疫が出た地域なのか、 全体的に県内の徴収率が悪いのか。

○吉本税務課長 これは特に地域性という意味はないと私たちは思っております。やはり市町村の取り組みと申しますか体制。それと、戦後ずっと今まで、市町村が住民税徴収対策を講じてきたんですけど、これまでのありようが影響していて、突然、平成19年度に税源移譲がございまして、それまで5%ぐらいしかかかっていなかった人がいきなり10%になったというところで、どんと未済がふえてきたというふうに理解をしております。

○星原委員 そうすると、どうしても最終的に は市町村がどれだけ努力してもらえるかという 問題と、今、我々の地域でさえ、集落の中で税 金を徴収したりいろいろやっているんですが、 集落から離れて自治会組織を脱会してしまって いる人たちは納税をちゃんとされているのか。 その辺の細かいところまで市町村との打ち合わせはできているんですか。

○吉本税務課長 今、委員がおっしゃったよう に自治会組織がどうなのかという分析まではし ておりません。今、私たちがやっておりますの は――市町村にお伺いいたしまして、滞納処分 票というのがあるんですが、滞納者と接したと きの経緯、財産調査の状況等を見せていただく と不十分なものがあるわけです。銀行預金の調 査をしていないとか、住民票を確認してどこに 転出したかとか、市町村のレベルに応じた取り 組みをしている。預金とかの差し押さえができ ていなければ、さらに上を目指して直接……。 商売をしていれば売掛金の調査を一緒にやりま しょうというような指導的なこと。それと、市 町村の職員が直接滞納処分しにくければ、県の 職員が滞納処分をすることも含めて検討してい るところでございます。

○星原委員 市町村と連携をうまくとってはいかれているんでしょうけど、毎年のことですから。未済額が毎年同じように残っている地域なのか、ことしたまたま残っているのか。過去3年の状況を見ながら……。多分、滞納は同じ人たちがしているような気もするんです。その辺の納入に対しての意識をどういうふうに持っていくか、あるいは市町村の担当者が実際おりていって徴収する場合のやりとりがうまくいっているのかどうか。

協議はされていると思うんですけれども、未 済が多いということは、県の収入がそれだけ入っ てきていない。県単のいろんな事業をするのに 大きく影響するわけですから、やっぱり100%に 近づいていく努力をどうやっていくかというの は、いつも同じ課題だと思うんですけど、その 辺をうまくやってもらう方法が最後の決め手か なと思うんです。

〇吉本税務課長 おっしゃったとおりだと思っ て、私どもも平成19年度から併任人事交流を進 めて、そのときに初めて、市町村の状況と申し ますか徴収体制、考え方等が直接交流でわかっ てきたということでございます。最終的には市 町村の意識改革、組織体制の充実を求めていく わけですが、まだそこまで至らずに、極端に言 えば、日ごろのつき合いがありまして、市町村 としては財産の差し押さえもできないというよ うなところもございます。そういう環境といい ますか市町村職員のモチベーションも上げて、 併任人事交流も5年目に入って、やっと今、一 緒になってやろうという気になっていただけて いるところでございます。おっしゃいますとお り、10%のうち4%は県税の収入でございます ので、県もできるだけ徴収については頑張って まいりたいと思っています。

○星原委員 それともう一点、その他の収入の確保について──日本学生支援機構から県に移管された奨学資金貸付金の収入未済額が年々増加している。前からいろいろ出ていると思うんですが、貸付金の未済額の新たな徴収についての取り組みは今どういうふうな形になって、年々ふえているというのはどういう状況になっているか、もうちょっと細かく教えてもらうとありがたいんですけど。

○日限財政課長 奨学金資金の貸付金は教育委員会のほうの所管なので、細かいところは答えにくい点もございます。ただ、星原委員御指摘のとおり、私の手元に貸付金の元利収入、合計になっているんですが、この3年見ましても、20年決算で3,500万程度、21年決算で5,500万程度、そして今回出しております22年度ですべて合わせると9,000万程度にふえてきております。これ

は一つはモラルの問題もあろうかと思います。 教育委員会のほうでも、特に奨学金については、 これは全国的にも問題になっているんですけれ ども、貸付金の返還がないと次の奨学金の貸与 ができないということも指摘されております。 追加で補給はしていくんですけれども、返還金 が後輩の奨学金につながっていくという問題も ありますので、これはしっかり啓発して理解を 求めていく必要があるんじゃないかと思ってお ります。

○鳥飼委員 今の5ページ以下お尋ねしてまいります。下から2行目の収入未済額の増減というところで2億2,599万8,000円減になったということで、この景気低迷のときに大変な努力をして県税収入を確保していただいたことに、第一線の皆さん方を含めて感謝申し上げたいと思います。

そこで、この2億2,500万、上からずっとありますけれども、徴収がふえた、逆に言えば収入未済額が減ったのは具体的にどこの部分なのか。 今数字がなければ、また後でよろしいです。

○吉本税務課長 鳥飼委員がおっしゃった 5 ページの表の左側を見ていただきますと、県税の欄がありまして「主なもの」がございます。個人県民税は21億1,400万ですが、これは昨年度と比較しまして400万ほどふえております。これは、現年分については減ったんですが、滞納繰越分がふえたということで……。それから自動車税ですが、3億1,800万円余、これは前年度と比較して3,880万円ほど減少しております。その下の不動産取得税ですが、1億479万2,000円、これは前年度より743万8,000円減少しております。その下の個人事業税ですが、4,673万3,000円、これは前年度より166万5,000円ほど減少しております。主なものについては以上でござい

ます。県税については26億7,000万あるんですが、 全体で9,800万ほど減少している状況でございま す。

○鳥飼委員 そうしますと、2億2,500万、児童 保護費含めて統べているということで、こうい うことに収入未済額がなっているということで すね。これは総務部ではわからないということ になりますか。

○日限財政課長 ここの記載のとおり、表出しでは税が一番大きいんですが、この表で見ていただくと使用料及び手数料も1,000万ほど落ちております。昨年2,200万だったのが1,200万ということですので、ほぼ半減という状況です。内容的には、公営住宅使用料は県営住宅の回収が非常に進んでおりまして、20年は収入未済が2,300万を超えていたんですけれども、昨年が1,900万、そして今回の決算として22年が1,200万ぐらいということで、2年前の半減という状況で、使用料については適正にお支払いいただくような方向で整理が進んできているといういい例じゃないかと思います。

諸収入のところで7億3,000万だったのが6 億1,000万となっておりますけれども、ここのと ころは実は過年度の分で返還がどれだけ進んだ かという状況によるもので、中身的には、補助 金や生活保護費の返還がなされていなかったも のが徐々に整理がされてきている状況の積み重 ねで、細かい件数の積み上げになっているとこ ろであります。以上です。

○鳥飼委員 わかりました。それで、今議論になりました個人県民税……。この間、税務のところでも不祥事があったんですけれども、今の県税の職員の構成比率、新人で行く人、そして10年とか15年、20年のベテランの人、そして県税におって外に出てまた県税に帰る人の比率は大

体どんな感じですか。

○吉本税務課長 今、詳しいデータを手元に持っ ていませんが、私の感覚では、若いころ県税を 経験して、それから係長ぐらいになって戻って くるという方はふえていると思います。ただ、 昔、県税一家と言われたように、30年、40年県 税ばかりしてきた県税一筋という方がいらっ しゃいませんので、経験者を要所要所に配置し ていただいていると理解しています。具体的に 何%かはわかりません。申しわけございません。 ○鳥飼委員 税務一筋でやられた私の知ってい た人の話では、3・3・4とか4・3・3とか、 特に県税については、国税のことも知らないと いけませんし、市町村税のことも知らなくちゃ いけないということで、かなり知識、経験を要 すると聞いていまして、そういうものがないと 税務行政がしっかりやれないんじゃないかと 思っているんです。人事課長がおられますが、 答弁は要りませんけれども、今度の問題も含め てそういう体制をつくっていかないと、ぐるぐ る回るのはいいんですけれども、どこの部署も、 ベテランがしっかり配置をされないと底が浅く

○桑山人事課長 同じ部内でありますけれども、 税務課のほうから最近強く――本県における税 務経験年数が短いということで、ベテラン職員 を置いてほしいと。これは九州各県との比較に おいて本県は短いという状況がございます。そ ういうこともありますので、私どもとしては、 意欲のある職員に何回も行ってもらうことに努 めているところでございます。

なってくるということがありますので、そこは

十分留意をお願いしたいと思います。

今回の不祥事につきましては、長く同じところにいる悪い部分が出てしまったと思うんですが、全体としては、税についてはベテランがい

ることのほうがはるかに職場としての効果は高いと思っておりますので、おっしゃるような趣旨で今後とも努力していきたいと思います。

○鳥飼委員 そういう意味では、福祉もそうですけれども、林務とかの技術屋さんは同じところに行かれるから積み重ねがあるんです。そういう人事もお願いしておきたいと思います。

先ほど市町村の話が出ましたけど、市町村も一緒なんですよね。交流人事をされて5年と言っておられますけど、以前、総務の委員会で視察に行った滞納整理公社みたいなところに踏み込んでいかないと、なかなか徴収は上がらないんではないかという気もするんです。その辺はどんな考えでしょうか。

○吉本税務課長 確かに経験を重ねていただいた市町村の職員につきましては、ノウハウを持っていますし、やる気もあるんですが、市町村によっては税務課長が1年おきにかわるところもございます。そうすると下の担当は、課長がかわるたびに方針を確認して、転換があるとまたそれをやらなきゃいけないということもありますので、ある程度の年数は税として頑張っていただくことがいいのではないかと思っております。

○鈴木市町村課長 確かに今おっしゃったとおり、個人県民税は市町村が主体になって賦課徴収をしていますが、各市町村も最近非常に意識が変わってきているというのが一つあります。特に税務課が併任人事をしたりいろんな形で、自主財源の確保は非常に重要だという認識がある。ただ、この10年ぐらいの統計を見てみますと、徴収率が各団体同じなんです。上位、中位、下位とございまして、特に下位の団体について、直接市町村に出向いていろんな形でお話をさせていただいたり、首長、特に税務課あたりと懇

談をして、いかに自主財源が大事なのかという 形で意見交換をさせていただいています。その 中で、徐々にではありますけれども、自主財源 の確保に対して意識も変わっておりますので、 引き続き意識を高めながら、自主財源を確保し て、例えば交付税という形をお願いしていくの は当然重要でありますので、税務課と一緒になっ て自主財源の確保、税務行政の充実を図って、 ぜひとも頑張っていきたいと思いますので、今 後期待していただきたいと思っております。

〇鳥飼委員 大いに期待したいと思います。

滞納整理公社についても今後検討していただいたほうがいいんじゃないかと思います。何か答弁ありますか。

○吉本税務課長 税源移譲が19年度にありましたときに、一度税務課内で検討しました。ところが、一部事務組合になりますと経費の問題が出ます。各市町村、県が負担金を出して組合をつくって、人も出して給与も出さなきゃいけないという財政的な問題にぶち当たりまして、結局、今のような人の交流をやったほうが経費的にはいいのではないかというところでございます。委員の御意見は十分考慮して今後検討していきたいと思います。

○鳥飼委員 鬼みたいに取りなさいということ じゃないんです。取れるところからはしっかり 徴収をするというのが原則ですから。県税は本 当に御苦労いただいているから、各出先、第一 線の人たちにも頑張ってもらっていて、これ以 上頑張れと言うのもあれなんですけれども、シ ステム上改善できるところがあれば改善をして いただけたらというふうに思います。

先ほど星原委員からも出ました奨学金のところです。詳しくは教育委員会でしょうが、新聞でも、国の交付金が切れて、都道府県でやって

いる体制がもたないんじゃないかという報道も あります。本県の状況をつかんでいるところが あれば、その部分だけでもお話しいただけたら と思います。

〇日隈財政課長 先般の常任委員会で御説明し た内容になろうかと思いますけれども、国の経 済対策の交付金でつくった基金の中に、今御指 摘いただいた、高等学校等生徒修学支援基金を つくって対応している部分があります。しかし ながら、これは今年度いっぱいで終了というこ とになっておりますので、来年度以降の対応が 非常に心配な状況であります。これも先般御説 明したとおり、今年度終了の15基金のうち、期 間だけ延長することが正式に決まったのが緊急 雇用基金だけでありまして、残りの14基金につ いては今年度いっぱいで終了ということしか、 今のところ情報がございません。ほかの基金を どうするかという対応については、今月いっぱ いが概算要求になっておりますので、各省庁が どういう対応をされるのか明確にわからない状 況であります。具体的な話は各関係部局から情 報収集しているんですけれども、まだ聞いてい ない状況にあります。

○鳥飼委員 日本育英会から支援機構になった んですよね。それが結局は都道府県に移管され たと思うんです。私も特別奨学金等を借りて、 ローンの部分とやり切りの部分とあったんです。 今、高校、大学に行くときに、奨学金といって も、ほとんどそれが頼りになるんじゃないかと 思うんです。その辺はどんな見通しを持ってお られますか。

〇日隈財政課長 鳥飼委員のお話のとおり、教育委員会が所管しております。育英会から各都道府県に奨学金の関係はおりてきておりますので、各都道府県のほうで対応している状況であ

ります。内容が従前より充実してきた部分もありますので、奨学金としては膨らんでいく方向にある中で、先ほど御指摘のあった奨学金の返還も滞りがちということになってきますと、新規に貸し付ける、次の世代の学生たちへの貸し付けに影響が出てくるということもあります。原資をふやしていくという方向で徐々に膨らんでいけば、まだ滞納の分を何とかカバーしてというようなこともありますが、滞納のほうが多くなっていくと、新規の貸し付けを抑制していかざるを得ないという社会問題もはらんでいる状況の中で、できるだけ回収には努めているところであります。

○鳥飼委員 今後、その辺を教育委員会とも十分話をしていただいて、パンクするようなことになったら困るし、昔とすると、高校生、大学生、借りる人がかなりふえてきているような感じがするんです。それだけ生活が苦しくなってきたというのもあるのかもしれませんけれども、十分な検討なり対策も議論していただきたいと思います。お願いしておきたいと思います。

○星原委員 48ページと50ページ、危機管理課 か消防保安課か、くらしの舞台づくり、安全で 安心な暮らしの確保、危機管理体制の強化、施 策の目標まで同じように書いてあるので、どっ ちが答えてくれるのかですが、施策の目標の最 後のほうに、「外部からの武力攻撃等から国民を 保護するための体制整備を推進する」と書かれ てあるんです。「施策推進のための事業及び実績」 を見たときに、どの部分がそういうのに入るの か。テロみたいなのを予測しているのか。「外部 からの武力攻撃」と書いてあるものですから、 どういうふうに理解して、取り組みをどういう ふうにされてきているのか教えていただきたい と思います。 ○金井危機管理課長 「消防対策の充実や産業保安の確保」と「外部からの武力攻撃」とは別なものでございます。国民保護計画というのが既にございまして、それに伴うところの体制整備、毎年会議もやっておりますが、これの広報並びに対策を進めておるところです。ただ、国民保護法の中身につきましては、大災害が起きたときの初動的な対応と一緒でございますので、災害とあわせて、外部の武力攻撃から国民を保護するための体制整備を進めているところであります。ちょっとわかりにくいんですけれども、外部からのテロ攻撃に対する体制ということは、後段で説明しておるところでございます。

○星原委員 ちょっとわかりにくいんですが、 消防のほうは災害とある、危機管理のほうは一 歩進んだ、外部からのいろんな問題等に対処す るために……。いろんなテロも起きていますし、 細菌でやられる可能性だってあります。口蹄疫 だって、外部からウイルスを持ってきてやれば、 一方ではそういう危機もありますよね。21世紀 はウイルスの世紀と言われるぐらいですから。 最後のほうに「武力攻撃」とあったものだから、 事業としてどういうことを取り組んでいるのか 見たときに、事業成果や事業のどの辺に出てく るのかなと思ったものですから、その辺を尋ね てみたところです。

○甲斐危機管理局長 この冊子の表現が危機管理課と消防保安課が同じになっていますので、ここは私どもも、ちょっと整理をする必要があるなと実は話をしたんです。内容的に御説明いたしますと、前半の「消防対策の充実や産業保安の確保」、これは消防保安課に関する業務です。それから「外部からの武力攻撃」、昔の危機管理というのは風水害などが主体だったんですけれども、9月11日の同時多発テロとか、ミサイル

が日本に飛ばされたということから、いわゆる 県民の財産、生命を守るということで、そうい うのも危機管理の対象として必要じゃないかと。 これは危機管理のほうがやっておりまして、具 体的には、年に1度、外部からのテロがあるこ とを想定しての図上訓練、あるいは実際の訓練、 対策の計画書をつくりながら危機管理課のほう で対応しております。以上です。

○金井危機管理課長 もう一つつけ加えさせていただきますと、22年度につきましては、本来であれば1月に国民保護訓練をやるところでございましたけれども、鳥インフルエンザの発生並びに新燃岳の噴火がございましてその訓練ができなかったものですから、事業として取り上げることができずに、ここにはそういう書き方はしておりませんので、御了承いただきたいと思っております。

○前屋敷委員 私も県民税のことでお伺いした いんですけど、県民税は県の自主財源の大事な かなめなので、税収を上げることは確かに必要 なことだと思います。また、納税は県民、国民 の義務でもありますから納税するというのが基 本ではあります。しかし、御説明もありました ように、今の経済状況などからして、所得の減 であったり、税率が上がったりということで、 県民の暮らしもままならない状況が厳然たる事 実としてあるわけです。市町村との交流人事で 協力して徴税をするという努力もされておられ るので、ぜひそこは頑張っていただきたいんで すけど、徴収に当たっての留意点といいますか、 県民の皆さんの生活実態を十分把握して対応す ると。払えるのに払えないという方々について は、厳しく対応することはもちろん大事ですけ ど、それぞれの生活実態をしっかり把握した上 で対処することを基本に置いて慎重に当たって

いただきたいということを要望したいと思いますが、どうでしょうか。

○吉本税務課長 私どものほうでは、一括で納めていただけない場合には月々の分割で納めていただくとか、商売の方だったら徴収猶予とか、そういう制度も活用しながら、できるだけ滞納処分はしない方向で、納得して納付いただくという基本的な方針は変わっておりません。ただ、一方で、今、生活状況に応じたというようなお話がありました。私ども法律を守らなきやいけないんですが、例えば、給与が手取りで毎月24万円の4人家族ということになりますと差し押さえができません。ということで法律に基づいて生活権は保障されておりますので、それ以外のところで何とか納付いただくように努めているところでございます。以上です。

〇前屋敷委員 ぜひそこは丁寧に、慎重に行っていただきたいと思います。

それから市町村課にお伺いします。市町村合併を行った自治体への交付金が出ております。 上の段の市町村合併支援に2市で3億4,310万。 2市はどことどこでしたか。主要施策の47ページです。

- ○鈴木市町村課長 最初の2市につきましては 宮崎市と都城市ということであります。
- **○前屋敷委員** その下の段、新市町村合併の4 市というのは、宮崎市と、あと3つはどこですか。
- ○鈴木市町村課長 宮崎、延岡、日南、小林の 4市でございます。
- ○前屋敷委員 この交付金で電算システムの整備だとか公共施設の建設を進められているんですね。住民の皆さんの生活に寄与することはそのとおりだと思うんですけど、そういったハードだけでなく、住民の皆さんの暮らしがどう変

わったのかということについて、合併後の検証 などが行われているかどうかお伺いしたいと思 います。

○鈴木市町村課長 本県合併につきましては、18 年の1月1日に都城、美郷の最初の合併から5 年経過しています。そうした中で合併の効果と かいろんな検証をずっとやってきておりまして、 市町村課としても中間報告をやっております。 それ以外にも、合併市町村の首長さん、職員の 皆さんと意見交換する場を設けたり、いろんな 形で話す機会が多いんですが、合併市町村自体 も住民の方々と意見交換する中で、「合併して非 常によかった」という意見も当然あるんですけ れども、一方では、特に職員の方が、もともと 何々町ということで非常に固定化していた。と ころが、合併したことによって人事異動のサイ クルで顔見知りがだんだん薄れてきて相談しに くくなったとか、漠然とした不安を訴える方も いらっしゃいます。ただ、それぞれの合併市町 村の首長を含め職員の方々は、そういう実情を 十分理解された上で、合併に基づいて一体的な まちづくりをやらなきゃいけないという意識は 非常に高いものがございます。特に首長さんあ たりは積極的に、周辺のまちづくりに対して直 接お話をしたり、機会を設けたり、またイベン トとか祭りを再興したりということで一生懸命 取り組まれておりますので、私どもとしてもき め細かな対応ができるように、住民の方々に寄 り添った形で助言ができるように努めていると ころでございます。

○前屋敷委員 以前44あった市町村が26になってしまっているわけですね。ですから、1つの自治体の面積もかなり広くなって、宮崎市の隣は小林市、都城市というような状況になって、合併がどうだったのかということをいつも検証

しながら進めていかないと、そこに暮らす住民 の皆さんのためになる合併じゃないと意味がな かったわけで、ぜひ今後、そういう認識、意識 を持って進めていっていただきたいし、またさ らに市町村合併の支援もと。自主合併が基本で すけれども、そういう立場でここには述べられ ておりますけれども、そういう認識をしっかり 持っていただきたいと思います。

○鈴木市町村課長 合併の効果が出るのは、す ぐすぐ、わあ、よかったという方も中にはいらっ しゃいますし、じっくり、この町がよかった、 誇りが持てるということも出てくるのかなと。 特に合併市町村に対して、県は46億円の交付を 予定しており、現在までに43億円が交付済みで して、国も24億円余りの補助金を交付しており ます。一方、合併特例債、これは借金ですから 財政運営を見ながらやる必要がありますけれど も、22年度までで言いますと600億円近くの合併 特例債を発行していろんな形のまちづくりを やっておりますので、ハード面については相当 効果が出ていると認識しておりますが、そこに 続くソフト面、意識の面も当然重要な視点です ので、それぞれの町の皆さんが誇りを持てるよ うな町にするんだという意識で、市町村課とし ても一生懸命、きめ細かな助言に今後とも努め ていきたいと思っておりますので、よろしくお 願いいたします。

○前屋敷委員 合併したところはもう既にして しまったわけですから、どう暮らしをよくする かということが大事ですので、お願いしたいと 思います。

続けて、危機管理課にお願いします。主要施 策の48ページ、表の事業の下から2つ目ですが、 地域防災力向上促進というところで、自主防災 組織の資機材整備で6市町41組織に412万4,000 円の補助がなされております。41組織となるとかなり多いんですが、金額的には案分するとそう大きい額にはなっていないんですけど、この整備に関しては、それぞれの市町村なり組織から県への申請に基づいて補助が出されるシステムですか。

○金井危機管理課長 そのとおりでございまして、県下全域にこの制度があることを指導しておりますが、市町村で予算が組めないところがなかなか応募できないところもあります。自主防災組織の向上とともに補助金の要求についても指導をしておるところでございます。各市町村からの要望が原則ということになります。

〇前屋敷委員 この補助の割合というのは、県が半分、自治体半分というような形ですか。

○金井危機管理課長 以前は半分だったんですけれども、県費のほうも予算が少なくなったものですから3分の1、それと市町村の財政力の関係で、大きなところについてはまだ少し勉強してもらうといったようなぐあいになってきております。

○前屋敷委員 こうなりますと、自治体の財政力が許さないとなかなか申請は難しいということになってきます。防災という点ではかなり関心も高まっていますし、必要な部分ですので、県としてもこれからの予算に加味していただけるように配慮していただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

その下の段の365日、24時間体制で災害監視室の管理・運営を行うという点ですが、これには 県の職員の方々もかかわっているのか、全くの 委託業務で体制を整えておられるのか、現状を 教えてください。

〇金井危機管理課長 これにつきましては、夜間に2人の人間で対応しているところです。そ

のうち1人は職員ということで、本庁舎の補佐 以上の幹部職員で回しておりまして、年間1人 2~3回ずつついていただいているところです。 その他につきましては、災害監視員として非常 勤の職員を4人、自衛隊OBの方を採用して、 この4人の方で回しております。ですから、災 害監視員の自衛隊OBの方と県職員を組み合わ せて勤務しておるところでございます。

○前屋敷委員 職員の方も年に1~3回は夜勤 といいますか当直の体制に組み込まれていると いうことでしょうか。

○金井危機管理課長 そのとおりでございます。 これにつきましては頭割でしておるんですけれ ども、初動的な対応を県職員全体に理解しても らうことが大きな目的でもございますので、補 佐以上の幹部全員が回るような対応でローテー ションを組んでいるところであります。

○前屋敷委員 やはり夜勤が伴ってまいります と、安全の問題であるとか神経を使って対応し ていかなきゃならないと思うんです。そういっ た点も十分加味されていると思うんですけれど も、その辺ではどうですか。

○金井危機管理課長 安全面というか、部屋の中からほとんど出ない状態で、防災の機器……。並びに内閣府、消防庁等からの電話の受け、それに伴います県職員の呼び出しが主でございます。さらに、県職員につきましては12時以降に休憩するベッド的なものも用意しておりまして、突発があればすぐ対応しますけれども、そういった面もあります。それとシャワールームも地下に設置しておりますので、衛生面等についても配意しておるところであります。

○前屋敷委員 当然給与に対しても、手当的な ものもあろうかと思うんですけれども、その辺 のところは十分なんでしょうか。 ○金井危機管理課長 職員の当直につきましては4,200円の支給を基本に考えておるところです。

〇前屋敷委員 わかりました。24時間監視体制をとるというのは大事な部分でありますので、安全性を十分気をつけていただいて取り組みをお願いしたいと思います。

○鳥飼委員 いろいろありますけど、1 つだけ。 資料の6ページに県債発行額及び県債残高の推 移というのがございます。上から見ればよろし いということだろうと思うんですが、22年度の 累積が1兆597億円ということになっています。 口蹄疫対策転貸債1,200億ぐらいですか、その下 の臨時財政対策債が500億ぐらい、その他の県債 が400億ぐらい、この表はその順番で見ればいい んですよね。

○日隈財政課長 コピーが薄くて申しわけございません。おっしゃるとおり、22年度のところ、上のほうの一番長いのが口蹄疫等対策の分で1,200億です。真ん中が臨時財政対策債、そして一番下が実質的な県債という順番で、棒グラフは単年度の発行額を示しております。折れ線が累積残高になります。

○鳥飼委員 それで、上のほう、臨財債及び転貸債を除く県債残高累積が6,687億になっていると思って……。6,500億ぐらいになっているんでしょうか。この県債の考え方ですけど、後年度42%交付税措置がされるというふうに以前は説明がされてきたんですけれども、今のこの部分についてはどんなふうになっているんでしょうか。 ○日隈財政課長 まず、折れ線グラフの表示が悪くて申しわけございません。6ページの折れ線の下のほうの6,687億は22年度の数字を記載しておるんですが、21に寄り過ぎで、今、鳥飼委員がおっしゃったような誤解を招いて申しわけ ございません。数字は22年度の残高を示しております。実質的な県債残高が22年度末で6,687億ということになっております。

そして、今御質問がありました点ですが、県 債残高は口蹄疫の分を含めて1兆597億というこ とですが、口蹄疫の1,200億を除きますと9,397 億ぐらいになります。このうち8,115億ぐらい、 全体で86%ぐらいは交付税措置のある県債にな ります。ただ、交付税措置があっても、臨時財 政対策債には100%、中には30%という低いもの もありますので、それを綿密に30%だ50%だと いうふうに細かくたたいていきますと、9,397億 に対しては61%ということになります。口蹄疫 の1,200億を分母に入れたときに、最小になった ときで54%ということになりますが、口蹄疫は 5年間の時限でありますので、61%が交付税の 算入額と考えてよろしいんじゃないかと考えて おります。いずれにしても県債発行のときは、 交付税措置のある県債が86%ぐらいと申し上げ ましたけれども、できるだけ有利な県債を充て るような形で、交付税措置のない県債はできる だけ避けたいと思っております。ただ、社会資 本については、基本的には単年度の世代で負う のではなくて、10年、20年、30年、物によって は50年の耐用年数がありますので、複数年の世 代で負担していくことは認められているところ ですので、そういった考え方で、県債の発行を すべて否定するわけではなくて、有利な県債の 活用については検討していきたいと考えており ます。

○鳥飼委員 やはり県債は有効に使っていかなくてはならないから、その額の多寡だけをとやかく言うのは間違っていると私も思っているんです。交付税措置がされるとして、この1,200億を除いてもらってもいいんですけれども、実質

県の負担となる県債額――交付税措置のない分、 実質返さなくちゃいけない分というのはいかほ どになるんでしょうか。

○日隈財政課長 差し引きいたしますと、3,600 億ぐらいが持ち出し、県のほうからの対応ということになるんじゃないかと試算しております。 ○鳥飼委員 わかりました。実質3,600億円は県のやりくりの中で返済をということになる。

そこで、9ページに飛ぶんですが、先ほど地方公共団体財政健全化法に基づく報告がございました。そこで、実質公債費比率が16.1%ということで、20年度からすると、1.6ポイント上がっています。なぜ上がってきているのかということですけれども、どういう分析をしておられますか。

○日隈財政課長 毎年度の数値、例えば22年度、 今回報告させていただいている16.1という指数 は、20~22の3カ年の平均値を22の数値とし て16.1になっております。昨年度との比較で数 値だけ申し上げると、21年度の報告の14.5とい うのは19~21でしたので、今回、19の小さい数 字が抜けて、逆に22の大きい数字が入ってきた ということで伸びたと。分析的にはそうなって いるんです。

もともとの指数がどうして上がってきたかというと、従前は、交付税措置のある県債、例えば10年前の経済対策に呼応して公共事業等を打ったころは、交付税措置の非常に手厚いものが多かったのですが、持ち出しが余りない県債が徐々に減ってきて、最近の経済対策は、100%ということではなくて、8割とか、もっと低い数字の県債の発行になってきているので、負担がふえてきている結果こういう数値になってきていると分析しているところです。

○鳥飼委員 その下の将来負担比率、この下に

書いてある、一般会計、公営企業の借入金に加 え出資法人等の負債なども含めてということで すが、これはだんだん下がってきているんです。 実質、県債残高の減によるという説明があった んですけど、これも3カ年ですか、これはどん なふうに見ておられるんでしょうか。

〇日隈財政課長 将来負担比率は、3カ年平均 ではなくて単年度の指数になっております。分 母が標準財政規模から交付税で見てもらえる分 を引いた分、分子のほうに将来負担しなくちゃ いけない分、例えば債務負担行為でお約束して いる部分とかいろんな負担があります。そういっ た分から充当できる財源を確保している分は除 きましょうということで計算した数値になって おります。昨年度に比べて約20ポイント下がっ ている大きな要因は、分子の部分では実質的な 県債残高が減ってきているということ、分母の 部分で言うと標準財政規模が若干大きくなって きているということです。標準財政規模が大き くなったのは、昨年度は交付税だけでも100億円 伸びているということもありまして、本県の標 準財政規模――他県と同様ですけれども、分母 がちょっと大きくなってきているという状況が あって、分母と分子の関係で20ポイントぐらい 改善している状況にあります。ただ、この指数 自体どうかということで考えたときには、将来 負担比率については全国でもいいほうで、10位 以内に入っていて、数値としては小さいほうに 入っていると考えております。

○鳥飼委員 実質、健全財政に近づいているのかなと。財政課の取り組みの成果だろうと思っているんですけど、必要なところには支出をしていくということで、県債の有利なものを活用していただきたいと思います。

もう一つは、先ほどの税務課の専門性の問題

で要望しておきますが、一つは本庁と出先の交流人事をもっと活発化するということ、これは お願いです、答弁は要りません。

それと、処遇職を活用したほうがいいんではないか。出先の課長でも、ある程度年齢が来たら本庁の課長級にするとか、そういうことをやっていかないといけないんじゃないかという気もしますので、また内部で議論をお願いしておきたいと思います。

〇右松副主査 先ほど話のありました県税、自 主財源が柱になるという極めて重要な中で、1 ページですが、県税が22年度は822億8,156 万9,000円で、個人県民税は前年比11億7,925万 円減になっています。これは平成21年度所得に 対する税でありますから、昨年の口蹄疫が22年 度、来年度にかかってくるわけです。口蹄疫は 各層、各産業にマイナスの波及が物すごく大き かったわけです。そういった中で、この間いた だいた行財政改革プランの中での中期財政見通 しですが、県税が22年度780億円で見通しをされ ています。23年度が同じく780億円。これは822 億ですから、いい意味で予測を裏切ったわけで すけれども、来年度は特に厳しい、再来年もか なり厳しい状況だと思っているんですが、この 予測が24年度が828億円になっているんです。22 年度が782億、23年度が横ばい780億、24年度が828 億になっています。いただいた資料ですから大 事にチェックしていく中で――今後の見通しも 含めてまず伺いたいと思います。

〇吉本税務課長 今おっしゃった計画の目標数値ですが、それは当時の理論値で、過去の数値と平均して出した数字でございまして、経済予測は難しいものと思っております。

それから口蹄疫の御質問がありましたが、前年の所得に対しては今年度、23年度に課税され

ることになります。したがいまして個人県民税は既に課税されておりますし、個人事業税につきましても去年の所得に対しては課税されているところでございます。個人県民税につきましては95~96%の数字が23年度分として上がってきているところでございます。

○右松副主査 それと関連ですが、9ページで、 先ほど鳥飼委員のほうでも話がありましたが、 基金残高を確認しますと、22年度が568億円です。 一般質問で申し上げましたけれども、874億円が ──23年度が386億円という形でいいのかどうか ということ。

もう一つは、6月にいただいた宮崎行財政改革プランでは、平成4年が874億円となっているんです。決算特別委員会資料では873億円になっていまして、1億円の誤差なんですけど、特に県債残高に関して過去の数字が変わるはずはないですから、配付資料は誤差がないようにしてもらうとありがたいと思っています。

○日隈財政課長 行財政改革プランの御説明を したときには、当初予算を組んだ段階で6月ま での数字でさせていただいていると思います。 その後、決算がありまして、9月議会、この前 の審査のときに決算剰余金をさらに基金に積ん でおります。地方財政法上、剰余金の2分の1 以上は基金に積むということになりますので、 その分の数値等が変わってきていると思います。

それと県債残高等の数字も、予算と決算では 数値が変わってまいりますので、これまでの常 任委員会で、何が違うかと先生たちからいろい ろお話があるんですけど、予算は予算ベース、 決算は決算ベースで見ていきますので、数字が ちょっと変わってまいります。恐縮でございま すけれども、決算は決算でということで見てい ただくとありがたいと思います。 ○右松副主査 それは重々承知の上ですが、細かくて済みませんけど、平成4年が874億円になっているんです。決算特別委員会資料が873億円ですから、1億円、わずかな誤差ですけど、この辺も配付資料は誤差がないようにしてもらうと助かるなと……。

私がいただいた資料で、宮崎行財政改革プランの4ページに財政積立2基金の推移という表が出ています。平成4年、県で一番基金が大きかったとき874億円と出ていまして、決算特別委員会資料が873億円になっているものですから、この誤差は本来ないものだと考えております。

〇日隈財政課長 申しわけございません。それ ぞれの表が表計算で、データ等の関係で四捨五 入してどちらかが切り捨てになっていたものだ と思いますので、今後、精査して表示してまい りたいと思います。申しわけございません。

〇前屋敷委員 消防保安課にお聞きしたいんですけれども、救急救命士の養成で22年度は10名養成されたということですが、現在、県内には何名救急救命士の方がおられるのか。

〇山之内消防保安課長 現在、救急救命士が県内では**224名でございます。

〇前屋敷委員 昨年は236名と聞いているんですけど、それが間違いでしょうか。

〇山之内消防保安課長 救急救命士の数が移動 しますのは、もちろん新たに養成してふえる分 もありますし、既に救急救命士の資格を持って いる人が消防吏員として採用される場合もあり ます。また、持っておられる方が退職される場 合もあります。そういった要因で変わってきて おります。

○前屋敷委員 これはそれぞれ消防署で配置されて活動しておられるんですか。各消防署には ※34ページに訂正発言あり 何名ずつおられるんでしょうか。

〇山之内消防保安課長 順番に読み上げてよろ しいですか。**宮崎市60、都城市37、延岡市22、 日南市19、日向市12、串間市13、西都市12、東 児湯消防本部が22、西諸広域が27であります。

○前屋敷委員 続いて、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプへの補助ということでしたが、22年度はそれぞれ何基ずつですか。

〇山之内消防保安課長 耐震性貯水槽につきまして2基、防火水槽について2基でございます。 小型動力ポンプにつきましては、数を把握して おりません。申しわけございません。

○前屋敷委員 やはり、今度の震災などを経て、 より一層耐震性の強いものが求められていると 思いますので、かなり費用も要するものだとは 思いますけれども、そういった予算は十分とっ ていただいて着実にふやしていただきたいと思 います。

それで、耐震性貯水槽などについては、県内 の自治体ごとにどの程度あるか資料を後でいた だけるといいかと思いますので、お願いします。

〇山之内消防保安課長 先ほどの委員の御質問の件で、私、別の数字を言ったようなので、訂正させていただきます。救急救命士の総数ということでありましたが、私が読み上げたのは救急隊員の数を言っておりましたので、再度言い直します。総数は274名でございます。市町村それぞれの数が、宮崎市72、都城市45、延岡市29、日南市20、日向市21、串間市14、西都市15、東児湯消防本部27、西諸広域31でございます。大変失礼しました。

それから、先ほど御質問がございました小型 動力ポンプにつきましては5基でございます。

〇右松副主査 18ページですけれども、県有車 両による交通事故等の損害賠償金が3件で151

万803円出ています。当然、県有車両は任意保険 等に全台入っていると思うんですが、これは少 額ということで、フリートの等級が上がるから 保険は使わなかったという出費なんでしょうか。 ○日隈財政課長 3件の151万について、自賠責、 強制保険のほうは必ず入っております。そちら から直接給付される分で賄えない部分は県から 出すことになりますので、その部分を支給した のが3件で151万ということになります。保険会 社から直接行く場合は今申し上げたような形で いいんですけれども、県のほうから先にお支払 いして損害賠償のお金がこちらに入るようなこ とがあれば、こちらで受け入れということにな ります。基本的には損害保険の会社から直接給 付いただくと。足りなかった分としてこの3件 の151万ということになります。

○右松副主査 私は損害保険の会社に11年おったものですから細かいことはいいんですけれども、県有車両は任意保険に入っているんでしょうか。

○花坂総務事務センター課長 県有車両につきましては任意保険に入っております。

〇山下主査 ほかにないようでありますので、 以上をもって総務部を終了したいと思います。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがと うございました。

暫時休憩いたします。

午後4時9分休憩

午後4時11分再開

〇山下主査 分科会を再開いたします。

あしたの分科会は午前10時に再開し、県民政 策部の審査を行うことといたします。

その他、何かございませんか。

※このページ左段に訂正発言あり

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇山下主査 では、以上をもって本日の分科会 を終了いたします。

午後4時11分散会

午前9時58分再開

出席委員(6人)

山下博 三 主 査 主 副 査 右 松 隆 央 委 昌 星 原 诱 委 員 西 村 賢 委 員 鳥 飼 謙 委 前屋敷 員 恵 美

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長 渡邊亮 県民政策部次長 緒 方 哲 (政策担当) 県民政策部次長 野 豊 城 隆 (県民生活担当) 部参事兼総合政策課長 茂 雄 秘書広報課長 甲 悲 正 文 統計調査課長 大 野 保 郎 総合交通課長 中 田 哲 朗 中山間·地域政策課長 福 田 直 生活・協動・男女参画課長 脇 泰 弘 大 文化文教・国際課長 日 高 正 憲 人権同和対策課長 正 彦 吉 田 情報政策課長 長 倉 芳 照 広報 企画 監 松 出 弘 高 交通·地域安全対策監 柳 \blacksquare 勇

会計管理局

会計管理者 豊島美敏

会計管理局次長 坂 本 義 広 会 計 課 長 川 野 直 記

人事委員会事務局

事 務 孝 局 長 兀 本 務 課 長 越 郎 総 Ш 道 職 員 課 長 梅 原 裕

監查事務局

事務局長渋谷弘二監査第一課長道久奉三監査第二課長山口博久

議会事務局

事 務 局 長 高 勝 弘 務局次長 成 合 修 山之内 務 課 稔 総 長 議 事 課 長 武 田 宗 仁 政策調査課長 福嶋 幸 徳

事務局職員出席者

総務課主幹 馬場輝夫議事課主査 花畑修一

〇山下主査 分科会を再開いたします。

まず、平成22年度決算について、部長の説明を求めます。

○渡邊県民政策部長 それでは、平成22年度の 決算につきまして、お手元の決算特別委員会資料に基づき御説明させていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。 県民政策部の事業でございますが、昨年度、22 年度までの計画でありました「新みやざき創造 計画」の施策の体系表に沿ってまとめておりま す。表の上のほうに「基本目標」「施策の方向性」 と括弧書きしておりますが、私からは、県民政 策部が所管する施策の基本方向ごとに、その成 果について御説明いたしたいと思います。

初めに、基本目標、未来の舞台で輝く人づくりでございます。

一番上の安全で安心な魅力ある教育環境づく りといたしましては、私立高等学校等就学支援 金によりまして、私立高校生等を持つ世帯に対 しまして教育費負担の軽減を図りました。また、 私立高等学校就職対策強化事業によりまして、 大変厳しい雇用環境の中で私立高等学校生徒の 就職率向上を図ったところでございます。

次に、NPO等との協働の推進とボランティア活動の促進といたしまして、多様な主体との協働推進事業等によりまして、NPO等のグループから募集する提案公募型事業を展開したところでございます。

また、人権意識の高揚と差別意識の解消といたしまして、宮崎県人権啓発推進協議会への委託事業や、宮崎県人権啓発センター事業等によりまして、人権教育や啓発、さらには同和対策の推進を図ったところでございます。

次に、男女共同参画社会づくりの推進といた しましては、輝く女性応援事業や男女共同参画 センターへの管理運営委託によりまして、啓発、 相談、情報提供等に取り組んだところでござい ます。

次に、文化の振興でございますが、第15回み やざき国際音楽祭の開催やミュージックランド みやざき推進事業の実施などを通じまして、県 民の多様な文化活動の促進に努めたところでご ざいます。

次のページでございますが、基本目標、くら しの舞台づくりでございます。

まず、地球温暖化防止に貢献する社会づくり

でございますが、みやざきEV-PV構想推進 事業によりまして、電気自動車と太陽光発電を 連携させましてEVの普及及びPVの活用拡大 を図ったところでございます。

それから、地域交通ネットワークづくりでございますが、地方バス路線等運行維持対策事業あるいは地域バス再編支援事業によりまして、地域住民の交通手段の確保を図りました。また、地域公共交通活性化対策事業によりまして、交通事業者や市町村、関係団体等と連携した地域公共交通の活性化に取り組んだところでございます。

次に、情報通信環境の整備でございます。携 帯電話等エリア整備事業等によりまして、情報 通信基盤の整備充実や情報通信格差の是正に取 り組んだところでございます。

また、安全で安心なまちづくりといたしましては、犯罪のない安全で安心なまちづくり強化を進めますとともに、交通安全対策の推進につきましては、県民参加促進のための啓発事業などによりまして交通事故防止に取り組んだところでございます。

次に、安心できる消費生活の確保でございますが、消費生活相談員の設置や消費者行政活性 化事業などによりまして、消費者の自立を支援 しますとともに消費者被害の未然防止に努めた ところでございます。

次のページ、3ページでございますが、基本 目標、経済・交流の舞台づくりでございます。

まず、新技術・新産業の創出につきましては、 産学官連携による産業づくり強化事業によりま して、産学官連携をもとにした本県の新たな産 業展開の方向性を検討したところでございます。

それから、広域交通ネットワークづくりでご ざいます。日南線観光列車臨時運行促進事業、 あるいは「みやざきの空」航空ネットワーク活性化事業等によりまして、各公共交通機関の利用促進を図りますとともに、国及び関係会社への要望活動を行うなど陸・海・空の輸送機能の維持・充実に努めたところでございます。また、宮崎県物流効率化支援事業によりまして、トラック輸送から海上または鉄道輸送にシフトする貨物等に対しまして助成を行い、モーダルシフトの推進を図ったところでございます。

次に、個性を生かした地域づくりでございます。「いきいき集落」応援事業や「いきいき集落」 活性化推進事業によりまして、元気な集落づくりを支援し集落の活力強化を図ったところでございます。また、中山間地域等創造支援事業によりまして、市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取り組みへの支援を行ったところでございます。さらに、宮崎移住!地域おこし後継者発掘事業によりまして、本県への移住・定住を促進したところでございます。

次に、国際化の推進と多文化共生社会づくりでございます。外国青年招致事業あるいは多文化共生社会推進事業等によりまして、県民の国際理解の増進と外国人住民に対する支援等を図ったところでございます。

次のページでございますが、最後に、その他でございます。鳥獣被害対策緊急プロジェクトによりまして、県民政策、環境森林、農政水産の3部が連携しまして部局横断的な鳥獣被害対策の確立を図ったところでございます。また、国勢調査等の各種統計調査を実施しまして、本県の施策立案に資する基礎資料の収集に努めたところでございます。

次に5ページでございます。平成22年度の決 算の状況についてでございます。県民政策部全 体といたしましては、一般会計、特別会計合わ せて、この表の一番下に合計欄がありますが、 予算額が126億2,611万1,000円、支出済額が122 億131万1,438円、繰越額明許分が2億106万7,000 円、不用額が2億2,373万2,562円となりまして、 執行率は96.6%でありました。

最後に、35ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度監査結果報告書指摘事項等でございますが、消費生活センターの支出事務につきまして1件の注意事項がありました。

以上、概要について御説明いたしました。詳細につきましては、この後、各課長より説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

〇山下主査 部長の説明が終了いたしました。 これより、1班の総合政策課、秘書広報課、 統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課 の審査を行います。平成22年度決算について、 各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いをいたします。

○茂総合政策課長 総合政策課でございます。 総合政策課の平成22年度予算に係ります決算状 況等につきまして御説明いたします。

初めに、お手元の平成22年度決算特別委員会 資料の5ページにお戻りいただきたいと思いま す。総合政策課は、一般会計と開発事業特別資 金特別会計の2つの会計がございますけれども、 まず一般会計からでございます。一番上の段、 総合政策課のところでございます。予算額10 億6,427万8,000円に対しまして、支出済額10 億4,554万6,254円で、不用額は1,873万1,746円、 執行率は98.2%となっております。

次に、下から2段目の開発事業特別資金特別 会計でございます。予算額4,371万7,000円に対 しまして、支出済額4,370万5,487円で、不用額は1万1,513円、執行率は99.9%となっております。

次に、7ページをお願いいたします。当課の 決算事項別の明細は7~10ページとなっており ます。目の不用額が100万円以上のもの、または 執行率が90%未満のものについて御説明いたし ます。

8ページをお願いいたします。上から2段目の(目)企画総務費の不用額255万1,726円でございます。この不用額の主なものにつきましては、旅費の145万6,606円でありますが、これは、鳥インフルエンザの発生、新燃岳の噴火、東日本大震災の影響等によりまして、県外事務所で予定をしておりましたイベントや業務打ち合わせの中止などによる執行残等によるものでございます。

また、需用費の53万7,521円につきましては、 事務費の節約による執行残等によるものでござ います。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。一番上の段、(目)計画調査費の不用額1,607万5,332円でございます。この表には出ておりませんけれども、この不用額のうち1,022万9,002円につきましては、前年度からの繰越分、いわゆる「緑の分権改革」推進事業の不用額でございまして、節の内訳といたしましては、委託料が776万9,184円、旅費が109万3,250円、需用費が83万8,568円等となっております。主な不用額といたしましては、市町村に再委託いたしました新エネルギー調査の執行残、あるいは口蹄疫等に伴います先進地視察中止による執行残等によるものでございます。

なお、この事業でございますけれども、国からの委託事業でございまして、「緑の分権改革」

といいますのは総務省が示した考え方でありま す。エネルギーあるいは食料、歴史・文化、地 域の豊かな資源を最大限に活用する仕組みをつ くり上げることによりまして、地域のきずなと 再生を図り、地域から人材や資金が流出してい た中央集権型の社会構造を、分散・自立、地産 地消、低炭素社会へと転換していこうという事 業でございます。ちなみに平成22年の1月に第 2次補正予算によります「緑の分権改革」推進 事業として、各地域に存在するエネルギーを最 大限に活用しようということで、そのための事 前調査及び実証について全国の都道府県及び市 町村に対し公募をかけたところであります。ち なみに、本県からは宮崎県と延岡市、高鍋町、 都農町、高千穂町が応募いたしたところであり ます。その結果すべての自治体で採択を受けま して、平成22年の3月からことしの3月にかけ て1年間事業を行ったところでございます。ち なみにその内容でございますけれども、県の事 業といたしましては、県民政策部が地域エネル ギーの利用促進あるいは環境価値の活用、さら に環境森林部におきましては間伐材の搬入・運 搬コストの削減、それから農政水産部では木質 バイオマスあるいは畜ふんバイオマスの利活用、 それぞれについて調査・実証を行ったところで あります。さらに、市町村の取り組みといたし ましては、延岡市が間伐材の搬入・運搬コスト の削減について、高鍋町が園芸施設における太 陽熱の利用、都農町が地域内の草を活用した草 質バイオマスの利活用の可能性、高千穂町にお きましては新エネルギーと電気自動車の連携に ついて、それぞれ調査・実証を行った事業でご ざいます。

それから、下から5つ目にございます工事請 負費の178万2,000円につきましては、前年度か らの繰越分、いわゆる太陽光発電システム導入 促進事業の不用額でございます。これにつきま しては、議会棟の屋上に設置をいたしました太 陽光発電施設に係る工事費の入札残によるもの でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。 開発事業特別資金特別会計でございます。(目) 運営費でございますが、執行率が83.6%となっ ております。この不用額の主なものは、開発事 業特別資金審議会開催に要する委員の報酬及び 旅費の執行残によるものでございます。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、平成22年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の9 ページをお願いいたします。まず、1)安全で 安心な魅力ある教育環境づくりについてでござ います。施策の成果等にありますように、県内11 の高等教育機関で構成されます高等教育コン ソーシアム宮崎が実施いたします単位互換及び コーディネート科目に関する調査・検討事業や、 公募によります卒業研究テーマ事業、インター ンシップ事業など高等教育機関相互の連携事業、 高等教育機関と地域社会との交流、さらには連 携に関する事業に対する支援を行ったところで ございます。今後とも県内高等教育機関の連携 支援を行うことによりまして、魅力ある高等教 育づくりや高等教育機関の有する知的資源の活 用によります地域活性化を図っていきたいと考 えております。

次に、10ページをお願いいたします。地球温暖化防止に貢献する社会づくりであります。主な事業及び実績といたしましては、みやざきEV-PV構想推進事業によりまして、企業局と連携して本館の玄関横に急速充電器を設置いた

しました。また出先機関におきまして、都城、延岡、日南、日向の4カ所に200ボルトの充電設備を設置したところでございます。今後ともメーカー等と連携いたしまして、充電環境の整備など電気自動車が普及するために必要な課題の整理・実証、あるいは県民への普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、11ページの人にやさしいまちづくりでございます。県内におけるユニバーサルデザインの認知度、理解度を高めるために、県内の小中学生を対象にアイディアコンクールを開催いたしました。県内13校から820点の応募がありまして、優秀作につきましては知事表彰を行ったところであります。今後とも、このような取り組みによりましてユニバーサルデザインの普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、12ページをお願いいたします。新技術・ 新産業の創出であります。県では、旧宮崎県産 業科学技術振興指針の期間が平成22年度までと なっておりましたことから、今後の本県の産学 官連携によります産業施策あるいは技術振興の 方向性を明らかにするために、策定委員会等に よります有識者や関係機関との意見交換を行い ながら、当指針の改定を行ったところでござい ます。新たな指針におきましては3つの重点分 野を掲げております。1つ目が農業・食品関連 分野でございます。そして2つ目が医療、健康・ 福祉関連分野、3つ目が環境・新エネルギー分 野でございます。このような3つの重点分野を 掲げますとともに、産学官の情報交換、さらに は情報共有を図るようなネットワークの構築、 事業化・産業化を目指した取り組みの強化を図 ることとしているところでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。 県境を越えた交流・連携の推進についてであり ます。九州地方知事会議等におきまして、官民が一体となりまして九州独自の発展戦略あるいは具体的な施策の検討、推進を行っているところでありまして、今後ともこれらの会議を活用しながら九州各県との連携を深め、県境を越えた広域的な取り組みを推進していく必要があると考えているところであります。

続きまして、14ページをお願いいたします。 重要施策の総合企画と総合調整でございます。 施策推進のための主な事業及び実績にあります ように、県の総合計画におきまして重点施策と して掲げております「新みやざき創造戦略」を 庁内連携のもとに強力に推進していくため、新 みやざき創造戦略推進本部会議を開催いたしま すとともに、戦略推進のための調査等を行った ところでございます。また、創造戦略の推進状況につきまして、より客観的な評価・分析を行 うために、新みやざき創造戦略評価委員会によります外部評価を実施いたしました。ほかにも、 新たな県総合計画「未来みやざき創造プラン」の策定に関しまして、総合計画審議会・専門部会を4回開催したところでございます。

なお、22年度の取り組みを対象として実施しました政策評価の結果につきましては353ページ 以降に記載しておりますけれども、これは先日 の常任委員会での御説明と重複いたしますので、 ここでの説明は割愛させていただきたいと思います。

主要施策の成果の説明は以上でございます。 最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、 特に報告すべき事項はございません。

総合政策課は以上でございます。

○甲斐秘書広報課長 秘書広報課でございます。 秘書広報課の平成22年度予算に係る決算状況等 について御説明いたします。 初めに、お手元の平成22年度決算特別委員会 資料の5ページをお開きください。上から2段 目の行、秘書広報課のところでございます。一 般会計の決算額は、予算額4億2,819万2,000円 に対しまして、支出済額4億2,499万5,439円で、 不用額319万6,561円、執行率99.3%となってお ります。

次に、11ページをお開きください。当課の決算事項別の明細は11~12ページとなっております。

それでは、目の不用額が100万円以上のものに ついて御説明いたします。

同じページの上の欄、(目) 一般管理費であります。不用額221万7,569円でございますが、これは、2月補正をお願いした時点で副知事の就任時期が確定していなかったため、給料等を2月から計上していたことなどによるものでございます。

続きまして、平成22年度の主要施策の成果に ついて御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の15ページをお開きください。情報通信環境の整備についてであります。施策推進のための主な事業及び実績の表にありますように、広報活動の主な実績内容といたしましては、まず、印刷広報事業として、県の広報紙である「県広報みやざき」の発行を年6回、新聞広報事業として県政けいじばん」を年24回、テレビ・ラジオ放送事業として、テレビ2局、ラジオ2局による県政番組の制作放送、さらには県ホームページでのさまざまな情報発信を行ったところでございます。また、口蹄疫の発生に伴う情報提供として、新聞広告やテレビ・ラジオによるCMの放送、県ホームページでの情報発信を必要な時期に行いました。こう

した取り組みにより、広く県民の皆様に県政情報の提供を行うことができたところでありまして、今後とも、県民の皆様の県政に対する理解を促進するため積極的に広報活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、17ページをお開きください。県民本位 の県政の推進についてであります。施策推進の ための主な事業及び実績の表にありますように、 広聴活動の主な実績内容といたしまして、1つ 目には県民総ブレーン事業、これは下の3つの 事業を内容としておりますが、県民フォーラム を8回、県民ブレーン座談会を1回実施し、知 事が県民の方から直接意見をお聞きしたり、意 見交換を行いました。さらには、県民の方の要 請に応じて、県職員が県の取り組む事業等の説 明、意見交換を行う出前講座を30回実施しまし た。また、県民の声事業といたしまして、電話 やメールなどで4,287件の意見をいただいたとこ ろであります。こうした取り組みにより、県民 の皆様のさまざまな意見を県政に反映するよう 努めたところでありまして、今後とも広聴事業 の充実を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果の説明は以上でございます。 最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、 報告すべき事項はありません。

秘書広報課は以上でございます。

○大野統計調査課長 それでは、統計調査課の 決算状況等について御説明いたします。

お手元の平成22年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。上から3段目、統計調査課のところであります。予算額8億5,587万7,000円に対して、支出済額は8億4,748万832円で、不用額は839万6,168円、執行率は99.0%となっております。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、13ページをお開きください。当課の決算事項別の明細は15ページまでとなっておりますが、このうち執行率が90%未満のものはございませんので、執行残額が100万円を超えるものについて御説明いたします。

上から3行目の(目)統計調査総務費の不用額149万9,100円でございます。主なものは、節の2番目にあります職員手当等の105万5,356円でありますが、そのうちの約99万円が時間外勤務手当となっております。これは、国勢調査の実施のため業務量が大きく増加したことに加えまして、口蹄疫、鳥インフルエンザの災害対応によりまして国勢調査以外の調査業務にも影響が予想されたことから、時間外勤務を多く見込んでおりました。このようなことから、職員の業務量の平準化を図るとともに市町村と連携を強めるなど業務の効率化によりまして、時間外勤務が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次の14ページをお開きください。(目)委託統計費の不用額683万3,471円でございます。この主なものとしまして、節の2番目にあります職員手当等の322万1,593円でありますが、こちらも時間外勤務手当であります。これは、先ほど述べました理由と同様、業務の効率化を図ったことによる執行残であります。

また、節の一番下の負担金・補助及び交付金の93万7,223円でありますが、これは、市町村を経由して行う統計調査に係る市町村交付金でありまして、主に国勢調査における消耗品等の節約などにより返還を受けたことによる執行残でございます。

そのほか、節の中ほどにあります賃金79万299 円、需用費79万5,343円などがありますが、いずれも業務効率化や経費節減などにより執行残と なったものであります。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明 いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の18 ページをお開きください。各種統計調査の実施 についてでありますが、行政施策の計画立案や 実施などに必要となります基礎資料を得ること を目標としております。

次に、主な事業及び実績でございますが、表に2つの事業をお示ししております。まず、1つ目の国勢調査は、総務省の基幹統計として5年ごとに実施され、人口と世帯に関する基本構造や就業構造などを明らかにするものであります。右の欄の主な実績内容にありますように、全世帯を対象に、10月1日を調査日として、本県では52万4,000枚を超える調査票を回収し審査するなど、調査を実施しております。

次に、2つ目の農林業センサスでございますが、この調査は、農林水産省の基幹統計として5年周期で行い、農林業の生産構造や就業構造などを明らかにするものであります。右の欄の主な実績内容にありますように、平成21年度に当たる22年2月1日を調査日として実施し、年度をまたいで、平成22年度には約11万枚の調査票等の審査を中心に業務を行ったところであります。

最後の施策の成果等でありますが、①にありますように、国勢調査は本年2月に総務省から速報集計が公表され、本県と各市町村の人口と世帯数の速報値が明らかとなりました。今後、確報値などが順次公表される予定でございますので、本県分の統計資料を取りまとめ、行政施策等の基礎資料として提供してまいります。また、②にありますように、農林業センサスは、

昨年11月に農林水産省から速報集計が公表され、本県分の農林業経営体数といった主な内容の速報値が明らかとなりました。今後、国勢調査と同様の手順で確報値が公表されますので、本県分を取りまとめお示ししたいと考えております。さらに、ほかの統計調査につきましても、引き続き調査の円滑な実施や精度の向上に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上であります。 なお、監査委員の決算審査意見書に関して、 特に報告すべき事項はございません。

統計調査課は以上であります。

〇中田総合交通課長 それでは、総合交通課の 平成22年度予算に係る決算状況等について御説 明いたします。

初めに、お手元の平成22年度決算特別委員会 資料の5ページをお開きください。総合交通課 は一般会計のみであります。上から4段目、総 合交通課の欄をごらんください。予算額4 億6,088万9,000円に対しまして、支出済額は4 億4,880万749円で、不用額は1,208万8,251円、 執行率は97.4%となっております。

次に、17ページをお開きください。決算事項別の明細についてであります。目の不用額が100万円以上のものは、中ほどの(目)計画調査費の不用額1,208万914円であります。この不用額の主なものは、まず、中ほどの旅費の176万2,287円でありますが、これは、口蹄疫の発生や新燃岳の噴火、東日本大震災の影響などにより、業務の中止や延期を行ったことによる執行残等でございます。

また、下から2番目の負担金・補助及び交付金の1,004万5,122円でありますが、これは、宮崎県物流効率化支援事業における補助事業者の実績が計画を下回ったことなどによるものでご

ざいます。

なお、執行率が90%未満のものは該当ありません。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、平成22年度の主要施策の成果に ついて御説明をいたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の19 ページをお開きください。まず、2)地域交通 ネットワークづくりについてであります。主な 事業の地方バス路線等運行維持対策によりまし て、広域的・幹線的なバス路線であります生活 交通路線の維持のため、バス事業者に対し、運 行費補助や車両減価償却費補助を行いますとと もに、バス路線廃止後に代替バスを運行する市 町村に対し補助を行うなど、地域の交通手段の 確保に努めたところでございます。

また、地域バス再編支援によりまして、コミュニティバスなど地域の実情に応じた、より効率的な交通システムへの再編を図る市町村に対し、運行費補助を行ったところであります。平成22年度は日南市等9市町村に対し補助を行っておりますが、この事業によりまして、これまで11市町村がコミュニティバスの運行を開始いたしております。今後は、バス事業者の運行する路線と地域が主体となった交通システムとの効果的な連携を促すことによりまして、将来にわたって持続可能な地域交通ネットワークの確立を図ってまいりたいと考えております。

次に、20ページをお開きください。1) 広域 交通ネットワークづくりについてであります。 主な事業の鉄道活性化対策推進によりまして、 日豊本線を初めとする県内鉄道の充実整備や利 便性の向上などの課題について、宮崎県鉄道整 備促進規制同盟会などと連携を図りながら、国 やJR九州に対して機会あるごとに陳情・要望 活動を行っております。これらの取り組みにより、本年3月12日のダイヤ改正におきまして、「リレーつばめ」車両が日豊本線に数多く配置されたほか、宮崎一鹿児島中央間において特急列車の8往復から10往復への増便や所要時間の短縮が行われるなど、一定の成果が得られたところでございます。日豊本線の高速化や利便性の向上につきましては、今後とも、利用促進を図りながら粘り強く要望活動を継続していく必要があると考えております。

次に、宮崎県物流効率化支援によりまして、 県内の港や貨物駅への荷寄せへの支援を行い、 県外港から県内港へのシフト、またトラック輸 送から海上、鉄道輸送へのモーダルシフトを促 進するなど、物流効率化への取り組みを進めた ところであります。なお、平成20年7月に知事 を本部長として設置いたしました宮崎県物流対 策推進本部におきましては、本年3月に開催い たしました本部会議におきまして、関係部局か ら各産業別の対応状況と今後の対応予定につい て報告を行いますとともに、引き続き、部局横 断的に物流対策に取り組んでいくこととしたと ころでございます。

次に、「みやざきの空」航空ネットワーク活性 化によりまして、宮崎空港発着の国内路線、国 際路線の維持・充実を図るため、国や航空会社 等への陳情・要望活動や利用促進に努めたとこ ろでございます。

これらの取り組みによりまして、台湾との定期便につきましては、新燃岳の噴火や東日本大震災の影響で、ことしに入りまして利用者が大きく減少いたしましたが、平成22年度は1年を通して運航されたこと、昨年末まで非常に順調に推移しておりましたことから、前年度に比較し、利用者が約1万人、率にして77.8%増となっ

ており、年間の搭乗率も70.9%となったところ であります。

また、韓国との定期便につきましては、昨年 末まで主に韓国からの利用が順調に推移してお りましたが、台湾便と同様、ことしに入り利用 者が大きく減少しております。ゴルフ客の利用 が見込めるこの時期に利用者が減少しましたこ とから、年間の搭乗率は62.5%とまずまずの数 字を残しましたけれども、利用者数は前年度に 比べ約2,300名、率にして6.6%のマイナスとなっ たところであります。

なお、最近の状況といたしましては、両定期 便とも、宮崎の安全性等についてのPR活動な どによりまして改善してきていると考えており ます。今後とも、宮崎空港の航空ネットワーク の維持・充実を図るため、利用促進や航空会社 等への働きかけに努めてまいりたいと考えてお ります。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、 特に報告すべき事項はありません。

総合交通課は以上であります。

〇福田中山間・地域政策課長 中山間・地域政 策課でございます。中山間・地域政策課の平成22 年度予算に係る決算状況等について御説明いた します。

初めに、お手元の平成22年度決算特別委員会 資料の5ページをお開きください。上から5段 目の中山間・地域政策課のところでございます。 予算額7億2,121万6,000円に対しまして、支出 済額7億344万8,176円で、不用額は1,776万7,824 円、執行率は97.5%となっております。

次に、19ページをお開きください。当課の決算事項別の明細は19~20ページとなっております。

目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、19ページの(目)計画調査費の不用額1,377万2,058円でございます。この不用額のうち主なものは、表の一番下の欄の負担金・補助及び交付金の1,079万2,900円であります。これは、中山間地域等創造支援事業の市町村事業の入札残や事業計画の変更などによる執行残、及び口蹄疫被害集中地域復興戦略策定支援事業の事業計画の変更による執行残等でございます。

また、下から3段目、委託料の不用額154 万8,475円でありますが、これは主に「中山間盛 り上げ隊」派遣事業で、口蹄疫等の影響により 短期派遣の活動実績が見込みより下回ったこと 等による執行残でございます。

次に、20ページをお開きください。(目)観光 費の不用額399万5,766円でございます。この不 用額のうち主なものは、下から3段目の委託 料367万6,120円でございます。これは、宮崎移 住!地域おこし後継者発掘事業の委託者数が当 初の見込みより下回ったことによる執行残でご ざいます。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、平成22年度の主要施策の成果に ついて御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の22 ページをお開きください。1)個性を生かした 地域づくりについてであります。表の最初の過 疎地域自立促進計画推進事業であります。過疎 地域自立促進特別措置法の延長に伴いまして、 宮崎県過疎地域自立促進方針及び計画を策定す るとともに、市町村計画の策定支援を実施した ところであります。

次に、表の2段目、中山間地域集落点検モデ ル事業であります。市町村が行う集落支援員の 設置、集落点検の実施などに対して助成を行う 事業でございまして、3市町村で実施したとこ ろであります。

次に、表の3段目、「いきいき集落」応援事業であります。住民主体の元気な集落づくりに取り組む集落に対し各種支援を行うもので、平成22年度末で89集落を認定しているところであります。今後とも県下全域に取り組みが広がるように働きかけていく必要があると考えております。

次に、表の一番下、新規事業「いきいき集落」 活性化推進事業であります。いきいき集落が実施する交流促進、地域文化の継承など、創意と工夫に富み、ほかの集落のモデルとなるような事業への補助を行うもので、4集落に対し助成を行ったところであります。

次に、23ページの表の一番上、「中山間盛り上げ隊」派遣事業であります。中山間地域でボランティア活動を行う中山間盛り上げ隊を組織し、市町村や集落からの派遣依頼に応じて隊員を派遣するもので、合計33回、延べ193人の隊員を派遣したところであります。また、前年度に引き続き、県職員を西米良村、諸塚村、日之影町にそれぞれ1名派遣し、地域の活性化に取り組んだところであります。

次に、表の2段目、中山間地域等創造支援事業であります。この事業は、市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取り組みに対し支援を行うもので、日南市外14市町村に支援を行ったところであります。今後とも、地域資源の活用や市町村と地域住民が一体となった取り組みを支援していく必要があると考えております。

次に、表の3段目、宮崎魅力再発見出会い・ ふれあい交流事業であります。この事業は、諸 塚村及び延岡市において地域の魅力を活用した 体験・交流イベントを実施し、都市住民による 外部の視点を活用した地域資源の再発見や地域 情報の発信を行ったものであります。

次に、表の下から2段目、地価調査であります。これは、県内の標準的な土地の価格を295地点において判定し、一般の土地取引の指標として提供を行ったところであります。

次に、表の一番下、改善事業、みやざき移住 定住促進事業であります。これは、本県への移 住等の促進を図るため、東京など都市圏におい て移住セミナーや相談会を開催するとともに、 「移住情報ガイドブック」の増刷や市町村の取 り組みに対する支援などを行ったところであり ます。

次に、ページをおめくりいただきまして、24ページ、表の1段目、新規事業、宮崎移住!地域おこし後継者発掘事業であります。この事業では、国のふるさと雇用再生特別基金を活用して、中山間地域において農林漁業や伝統工芸などの後継者になりたい12名の移住希望者を1年以上雇用・育成する事業を生産者に委託しまして、雇用に係る経費の支援を行ったところであります。

次に、表の2段目、新規事業、口蹄疫被害集中地域復興戦略策定支援事業であります。この事業は、県の定めた「口蹄疫からの再生・復興方針」に対応した市町の復興戦略の企画・検討を支援したものでありまして、各市町において復興再生に向けた独自の方針や事業計画等の策定がなされたところであります。

主要施策の成果の説明は以上でございます。 なお、監査委員の決算審査意見書に関して、 特に報告すべき事項はございません。

中山間・地域政策課は以上でございます。

〇山下主査 説明が終了しましたが、委員の皆 様から質疑を承っていきたいと思います。 ○西村委員 まず総合交通課に伺いますが、地域バス再編支援でもう既に11市町村が導入されたとありますが、全く導入とか検討がされていない市町村があれば教えていただきたいんですが。

〇中田総合交通課長 先ほどは、地域バス再編 支援事業でコミュニティバスを導入したのが11 市町村ということで御説明させていただきまし た。御質問のコミュニティバスを入れていない 市町村は、平成22年度現在で、西都市、えびの 市、高原町、綾町、新富町、門川町でございま す。

○西村委員 総合交通課、先ほど飛行機関係、 ソウル便いろいろあったんですけど、カウント の仕方を教えていただきたいんです。韓国の定 期便に3万2,000人ぐらい乗られているとか搭乗 率の話が出ました。搭乗率はわかるんですけど、 この3万人というのは、宮崎空港から出ていっ てほかの空港から帰ってくる場合もあります。 そういうことは関係なしに、単純に宮崎発着に 1度は乗ったということですか。往復乗ったら 2人とカウントされるんでしょうか。

〇中田総合交通課長 宮崎空港の乗降客の合計 の数字になります。

○西村委員 私が韓国に旅行に行って帰ってきたら2人になるわけですね。

〇中田総合交通課長 そういうことでございます。

○西村委員 同じく、6名以上の団体で宮崎から旅行に行かれる方の助成があるんですが、それは総合交通課の予算ですか。

〇中田総合交通課長 先ほど御説明しました「み やざきの空」航空ネットワークの予算の中で、 空港振興協議会という団体に補助いたしまして、 空港振興協議会の事業として団体補助をやって おります。

○西村委員 予算の内訳、何組がどのぐらい利用されているとか、年度推移、要望の推移がわかりますか。非常に貢献している部分はあるかと思うんですけれども、これだけ乗客がふえてきて、これはいつまで続けていくのか。初期段階でいろんなてこ入れをしなきゃいけないとは思っているんですけれども、その時期は過ぎたのかなという思いもあるので、推移はわかりますか。

〇中田総合交通課長 まず、22年度の実績を申し上げたいと思います。団体利用が、ソウルが170 団体、金額にして798万3,000円になっています。それから台北が115団体、金額にして600万円余ということで、合わせて285団体に対しまして1,400万円余の補助をしております。それから修学旅行の補助もやっておりまして、ソウル便が4団体、台北便が1団体ということで、合わせて5団体に対しまして330万円余の補助をしています。それからもう一点、送客バスといいますか、宮崎空港までチャーターしたバス代の一部を補助しておりまして、ソウル便が20団体、台北便が15団体の合わせて35団体に120万円余を補助しております。

ちなみに、一番最初に申し上げました団体利用につきましては、先ほど22年度が285団体と申し上げましたけれども、前年度に対して42団体ふえております。それから修学旅行につきましては5団体と御説明いたしましたけれども、7団体の減、12から5に減ったということでございます。昨年は、口蹄疫の関係や、韓国のヨンピョン島への攻撃事件がありました関係で大きく減っています。送迎バスにつきましては、22年度は35団体でしたけれども、21年度に対しまして6団体ふえていると。21年度と22年度を比

較しますと、全体としては増加していると考え ております。

○西村委員 大体成熟してきつつあると思うんです。ここは決算の場ですから余り多くは申しませんけど、これがないから旅行に行かないというものでもないのかなと、1人頭で割ると微々たるお金で、ないよりあったほうがましという感じはするんですが、貴重な県の予算でもありますので……。先ほど1,400万円というお話がありました。子供たちにかけるのとは分けて考えなきゃいけないんですけれども、そういう考え方を将来的に検討いただきたいと思います。

○星原委員 今の西村委員に関連ですが、こう やっていろいろ補助金を出すのはいいことだと は思うんです。逆に、来た方々が県内でどれだ けのお金を使ったとか、食べたり買い物したり 宿泊したり、そういう効果がどういうふうに出 ているという分析までして、効果があれば継続 していかにゃいかんとか──そういう分析はど こでやられているんですか。

〇中田総合交通課長 国際定期便の効果、意義というお話だと思います。一つは、宮崎空港から直接海外に行けますので、県民の利便性が向上したということが挙げられると思います。それから、今、委員がおっしゃったように、海外から来られてどれぐらいの経済効果があるかということでございますけれども、平成20年ベースで試算をいたしております。韓国、台湾からの延べ宿泊客数、ゴルフ場の利用者数等をベースに推計しておりまして、13億円ぐらいの経済効果があったのではないかと。内訳を言いますと、韓国、台湾、香港の延べ宿泊数が7万3,534泊、それに1泊2食9,000円程度を掛けまして6億6,000万程度です。ゴルフの利用者数が3万1,000人ぐらいです。平均単価を1万2,000円

で計算しまして3億7,000万円余、それから交通費、お土産等を1人4,000円でカウントしまして3億ぐらい、合わせて13億3,000万ぐらい。あくまでも試算の数字でございますけれども、平成20年ベースでは一応そういう数字を出しております。

○星原委員 平成20年ベースで13億3,000万円余 と計算されているということですが、結局、最 終的には泊をどれだけするか、あるいはゴルフ がウエートを占めているわけですから、1泊で も多く宮崎に泊をするためにはどうしていくか。 そういう統計を出しながら、食べるものに興味 を持たれているのか、土産にするものに興味を 持たれているのか、あるいは観光地なのか、ス ポーツみたいな体験することなのか、そういう のを分析することで、どういうことを台湾の人 たち、韓国の人たちは望んでいる。そういうも のをアピールしていく形でふやしていくとか、 そういう方法で伸ばしていくべきじゃないかと いう気がするんです。統計をとられた結果を踏 まえて、次年度にはこういうところにもう少し 力を入れよう、あるいは予算を組もうとか、そ ういう取り組みはもうなされているんですか。

○中田総合交通課長 韓国、台湾からの観光客の誘致の関係だと思いますけれども、これにつきましては観光部局と連携しながらやっております。韓国につきましてはずっとゴルフ客が中心でございました。最近になって個人旅行客もかなりふえてきています。韓国の国内でトレッキングが非常に盛んになっておりますので、そのあたりを重点的に韓国でPRをしていると。台湾につきましては家族旅行が非常に多くなっておりますので、家族にとって楽しめるような商品づくりをしていただいて、向こうでPRをしていると。委員がおっしゃるように、どうい

う客層が来られているか、どういうものに関心があるか、そういうものを踏まえてうまくPRをしていく必要があると私も考えております。

○星原委員 今言われたように、そういうことを少し変えて、そして次年度にどれぐらい伸びているか追いかけていくことで、向こうからの誘客も増加し、こっちからの送客も増加する。 国際交流というか相互交流がうまく流れるように、韓国、台湾というのは我々にとって一番身近なところじゃないかと思いますので、その辺の努力をお願いしたいと思います。

○鳥飼委員 宮崎一ソウル線、宮崎一台北線で それぞれ3万2,000人、2万3,000人という数字 が出ているんですけれども、宮崎県民が行く、 帰るのと韓国の人が来る、帰るのとあると思う んです。ソウル線3万2,000の中に含まれている と思いますが、ソウル、台北線の内訳、比率は どんなでしょうか。

〇中田総合交通課長 ソウル線ですけれども、 日本人と外国人という分け方をしています。日本人が3万2,000のうちの41%、数にしまして1万3,000人超です。それから外国人が59%で1万9,000人超ということになっています。台北線につきましては、日本人、外国人別の数字が公表されていないんですけれども、我々が聞いている数字では、昨年12月までは台湾からのお客様が多くて、外国人が7で日本人が3、ことしに入りまして若干日本人の数がふえております。全体からすると6割5分ぐらいは台湾人の利用と考えております。

〇鳥飼委員 どこが公表しているんですか。

〇中田総合交通課長 航空会社のほうで公表しておりまして、ソウル線につきましてはアシアナのほうで公表されております。もちろん私ども数字をいただいております。台北線につきま

してはチャイナのほうが全体の数字は公表して おりますけれども、その内訳については公表し ておりません。

○鳥飼委員 それは要請もしていないということなんでしょうか。要請をしても公表しない。 その経緯とかはないんでしょうか。

〇中田総合交通課長 当然、総合交通課は数字 をいただいておりますけれども、対外的に公表 してほしくないということなものですから、数 字は表には出していないということです。

○鳥飼委員 わかりました。一応把握はしているということでいいですね。

それで、話の発端になりました「みやざきの空」航空ネットワーク活性化ということで9,700万、この中の空港振興協議会の補助……。これはほぼ全額が空港振興協議会の補助ということでよろしいんでしょうか。

〇中田総合交通課長 ほぼ全額に近い金額が空港振興協議会の補助と考えていただいて結構です。

○鳥飼委員 そうしますと、基準がありました よね、6名以上。1人頭どれぐらいの補助があ ると思えばいいですか。

〇中田総合交通課長 団体利用補助の場合、6 ~9名が往復使っていただいて3万円ですので、 1人当たり5,000円と考えていただければ結構だ と思います。

○鳥飼委員 それ以上ふえても5,000円ぐらいを 目安として考えれば間違いないと思ってよろし いですね。

そうしますと、外国の方にもこのお金が出ていっているということになるんでしょうか。

〇中田総合交通課長 この団体利用補助は基本 的に県民の利用ということですので、宮崎から 定期便を使って行かれる方ということになりま す。ただ、台北線の関係等がございまして県外 の方も対象になっています。その場合は県民の 6割を補助しております。

○鳥飼委員 1人頭5,000円の6割、3,000円ぐらいは補助して、大分から来たら乗れますよということですね。

もう一つ、空港振興協議会の補助の監査といいますか、適正に支出をされているというのは、 監査委員会なり総合交通課なり、どういう状況でチェックしておられますか。

○中田総合交通課長 空港振興協議会は毎年総会をやっております。総会の前にはもちろん監事の方に監査をしていただいて、総会で事業実績・計画を報告して御承認いただいております。○鳥飼委員 そうすると、県が監査をするとい

○局輌委員 そうすると、県か監査をするというのはないわけですよね。補助団体ではあるから、監査委員が監査をする機会もないんでしょうか。

〇中田総合交通課長 県の監査委員事務局の監 査も当然受けております。補助金を出しており ますので、その補助金の内容については当然監 査を受けているところでございます。

○鳥飼委員 例えば、宮崎からソウルに行って、 帰るときは福岡でおりてというような場合も 多々あります。私も以前、相談を受けて、総合 交通課の担当にお願いしたこともあるんですけ れども。補助対象になるかどうかというのは振 興協議会がやるということになるんですね。

〇中田総合交通課長 振興協議会のほうに申請があります。要するに、どの便を使って宮崎からソウルに行きます。どの便で帰ってきますという申請がございまして、それに旅行会社とか航空会社の証明をつけていただいて確認をいたしております。

○鳥飼委員 片道でも補助になるんですよね、

もちろんね。以前そういうことにならなかった ということで相談を受けた経緯もあったんです けど、ここではそれは関係ないということにし たいと思います。

そこで、これまで何年か続けてきたわけですよね。この補助は何年続けてきているんですか。 空港振興協議会を立ち上げて、せっかく外国線をつくったからということで、私たちも何とか定着させにゃいかんという思いがあって、それはいいことではないかということだったんですけれども、何年から今の制度を適用しているんでしょうか。

〇中田総合交通課長 空港振興協議会は平成13 年に設置しておりまして、平成13年から実施し ております。

○鳥飼委員 そうすると10年ですか。東国原知事のときに事業仕分けということで1回やったんですけど、私たちは、それは議員がちゃんとチェックをするべきことじゃないかということでいろいろ申し上げて、1回だけになったんです。今後どうするのかは一つの大きな考え方だとは思うんですけど、路線を廃止することが目的じゃない、路線を定着させるということで、一定の区切りではあるから、しっかり議論も必要ではないかと思うんですけど、部長の考えをお聞きしたいと思います。

○渡邊県民政策部長 今、国際路線は2つあるわけです。チャイナエアラインは最近スタートして、ソウル線は10年を迎えております。基本的に空振協に対する補助というのは、県民の利用促進という側面が一つはあるわけです。県民の利用促進を図るために団体補助とかをやってきた。もう一つは、運航会社に企画運営などに対する補助もやっております。基本的には、まずは県民自身が利用して定着を図ろうというの

が一つあったわけです。

それから、星原委員がおっしゃったように、 向こうから来る人に対してどういう宣伝をして いくか。これは基本的には商工観光労働部が受 け持とう、県民の利用促進については県民政策 部総合交通課が受け持とう、そういう役割分担 で業務をやっております。

それで、今後こういう事業をどうやるかとい うことでございます。昨年、口蹄疫等いろんな 事象で急激に落ち込んだわけですけど、この手 の事業というのは外的な要因がすぐ反映して急 激に利用者が少なくなる。そうすると運航会社 は市場性や経済性を頭に入れますので、そのあ たりですぐ運航を休止するという状況も一方で は考えておかにゃいかん。そういう中で当面は 助成を続けていくべきではないかと考えており ます。ソウル便も、今はいいですけど、先ほど 課長が御説明したように、ゴルフ客あるいはト レッキングの話も出ました。新たな開拓をしな いと、九州各県にソウル便はほとんど入ってい ます。お客さんをそっちにとられる可能性もあ ります。それから、ソウル便はトランジットと か県民から見た利便性もあるわけでございまし て、そういう視点も考えなきゃいけないと思っ ています。空振協の事業展開のあり方はいろい ろあるかもしれませんけど、この手の事業はし ばらくはやっていく必要があると、私はそうい うふうに思っています。

○鳥飼委員 そこで、外国航路を確保するというのは非常に大きな課題だと思うんです。ソウルを確保していただいて、そして台北も、1回エバーがなくなって、またチャイナで確保していただいたんですけど、観光面とかいろいろ考えると、中国本土に10何億という人がおるし、富裕層が1億何千万とか2億とかおられるとい

うことで、ここも視野に入れながらということ にもなってくるかと思うんです。その辺の検討 について、直接決算とは関係ないんですけれど も、決算を受けてどういうふうな検討をしてお られるのか、基本的な考え方をお聞きします。 ○渡邊県民政策部長 おっしゃるとおりでござ います。今度のアクションプランでもそれを入 れていまして、新規路線の開拓を我々は目指さ なきゃいけない、特に中国ですね。多方面で今 検討していまして、総合交通課長を来月中国に 派遣して、航空会社との意見交換も早速やるよ うにしています。路線的には上海と北京です。 この両方をどうするか。上海も、実は鹿児島便 が入っていまして、鹿児島便が増便いたしまし た。それと最近は春秋航空とか格安の航空会社 も中国にできておりまして、そういう飛行機会 社が今度は佐賀に入ることになっているんです。 地域間競争、航空路線の引っ張り合いは非常に 激しくなっております。宮崎は新幹線もないわ けでございまして、空路を重視する、これだけ は譲れないと思っています。上海が鹿児島に入っ ていても宮崎に可能性はないのか、あるいは鹿 児島空港と宮崎空港のシェアとか、いろんなや り方はあると思います。それから北京もそうで す。中国の北京、上海以外の都市もいっぱいあ ります。いろんな提案が来ております。そうい う可能性も含めて今後検討していく必要があり ますし、そういう動きを早く加速化しなきゃい けないと思っていまして、とにかく情報を早く 収集していろんな対策を打っていこうというこ

実現するしないは別にしましても、いろいろ やり方はあるんです。ソウル便なんか最初は チャーター便から出発したんです。そして定期 チャーターになって定期便が来るようになりま

とで動いております。

した。台湾もそうなんです。定期チャーターも 一部あったんですけれども、それから定期便に つながったということでございますので、そう いう段階を踏む必要があるかもしれませんし、 一気に定期便という話もあるかもしれません。 相手方のあることですから、相手方の懐に飛び 込んで協議、検討していきたいと思っています。

○鳥飼委員 ありがとうございました。11月に 南九州観光振興会議もあるんですけど、それと は別に、宮崎の空路をどう確保するのかという ことで、観光振興の面からもぜひよろしくお願 いしたいと思いますし、中田課長が特命で行か れるということですから、その御活躍を期待し ておきます。よろしくお願いします。

 ○前屋敷委員 この補助金の使途というか活用 内容ですけど、主には、今いろいろ御説明あり ましたように、国際線の利用を促進して国際線 を定着させることが大きな目的だと思うんです。 この協議会への補助ということですので、それ だけじゃなくてほかにも活用されるものなのか ――補助金の中身です。

〇中田総合交通課長 補助金の内訳としましては、一つは団体利用とか修学旅行に対する補助、それから航空会社に対して運航企画補助というのをアシアナ航空とチャイナエアラインにそれぞれ出しております。それ以外に国内線と国際線の利用促進事業をこの補助金で実施いたしております。金額的にはそれほど大きくないんですけれども、国際線だけじゃなくて国内線も利用促進事業を航空会社と一緒になって取り組んでいるところでございます。

○前屋敷委員 毎年監査も受けておられるということですが、この補助金はすべて渡し切りなのか、普通、国の補助は使い残せば戻せということがあったりするんですけど、これはそうい

う性格のものではないんですね。

〇中田総合交通課長 22年度で言いますと、口 蹄疫の関係とかで事業ができない部分があった ものですから、補助金を2月補正で減額させて いただいております。協議会は年間を通して事 業をやっていくものですから、一部は次年度繰 り越しということで予算を確保しておりますけ れども、不用額は補正で県のほうに戻しております。 ます。

○前屋敷委員 わかりました。総合交通課の関係でもう一つ、報告書19ページの地方バス路線等運行維持対策事業の内容で、車両減価償却費等補助ということで7台、これは考え方は同じなのかもしれませんけど、これまでは車両購入費に対する補助という名目で上がってきていたと思うんです。これは同じ考え方に基づくものなんですか。

〇中田総合交通課長 委員おっしゃるように、 平成21年度までは車両購入費補助ということで 国と県で購入費の補助をしておりました。国の 制度が変わりまして、22年度から減価償却費補 助に変わっておりまして、これは5年間で減価 償却するという計算で、減価償却費相当分と一 部金利相当分も加えてバス事業者に補助すると いうことで制度が変わっております。

○前屋敷委員 これは県もかかわると、今まで と負担割合は変わらないんですね。

〇中田総合交通課長基本的に国と県で2分の1ずつ補助していることになります。

○前屋敷委員 秘書広報課、15ページでお願い します。ここで、テレビ・ラジオを通じて宮崎 県政の中身とかお知らせ事項などを広報してい るんですけど、聴覚障がい者の方々への対応と いうことで一部手話や字幕で報道していると思 うんですけど、これで十分なのかどうかという 点でいろいろお話を聞くものですから、今どの 程度対策がなされているのか、現状を教えてく ださい。

○松岡広報企画監 テレビの県政番組について の字幕関係につきましては、UMKはことしの 4月から、MRTのほうは8月から字幕を入れ ております。手話につきましても採用されてお ります。

〇前屋敷委員 報道時間すべてにわたってそう いう対策になっているんですか。

〇松岡広報企画監 字幕については全面でやっております。

○前屋敷委員 2局ともすべての時間にわたって字幕は流れているということですね。わかりました。

○西村委員 中山間・地域政策課に伺います。 移住促進対策で、東京、大阪で3回開催をした。 東京が2回で大阪が1回なのかもしれませんけ れども、それを開催して、相談会に延べどのぐ らいの人が来られるものなんでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 移住についてで ございますけれども、3回と書かせていただい ております。内訳を申し上げますと、東京で移 住相談会を1回、それからミニ移住セミナー& 相談会ということで、東京、大阪各1回ずつ開 催しております。まず、東京の移住相談会につ きましては40世帯の方に参加いただいておりま す。それからミニ移住セミナー&相談会、東京 のほうでは17世帯、大阪のほうでは11世帯に参 加していただいている状況でございます。

○西村委員 報告書の後ろのほうに平成22年度 までの4年間で移住100世帯ということがありま して、これは東国原知事時代の目標をとられて いたんでしょうけど、22年度に56世帯来られた ということですが、これのカウントは、移住セ ミナー等々に伺って把握されている状況なのか。 これは議会等でも、ただ転入してきた人もカウントになるのかとか、地域が中山間に限るのか とかいろいろあったと思うんですが、このカウントの仕方を教えてください。

○福田中山間・地域政策課長 カウントにつきましては、相談会等に来ていただいた方につきましては追跡調査を行っておりますので、これは間違いなく反映されております。それから、こういう相談会、セミナーに参加いただかなくて移住された方につきましても、市町村のほうから情報が入るようになっておりますので、そういう意味ではほぼ捕捉していると考えております。

○西村委員 累計で約200世帯来たということです。日向地域は、移住なのか、年の半分ぐらい日向に住む方も結構いるので、非常に多いイメージがあるんですけれども、場合によっては水が合わなくて戻られている方もいます。そういう場合の引き算というのは県の中でカウントがあるんでしょうか、足し算ばかりしかないんでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 移住されて、それから何カ月か何年かわかりませんけれども、帰られる方も中にはいらっしゃるかもしれないというのは、おっしゃるとおりだと思っております。そこら辺についても対策が必要であろうということで、市町村が移住者に対してフォローアップする場合に県のほうから補助するという取り組みもやっております。

○西村委員 この199世帯というのは引き算をされて199なのか。230ぐらいおって、帰った人もおって199なのか。毎年ふえていった数だけを足して199なのかを伺っているんです。

〇福田中山間・地域政策課長 引き算をしてお

りません。

○西村委員 そういうカウントの仕方だけ伺っ たので……。政策的な中身、市町村との協力体 制、もしくは中山間地に限定するんだったら、 1つの市の中でも中山間地域と言われている地 域もあれば都市部もあって把握しづらいと思う んです。この数にこだわるのはなぜかという と、950万ぐらい結構多額の予算をかけられて やっている事業で、ほかの中山間地域のソフト 支援事業に比べたら非常に手厚くやっていると 思いますし、後継者発掘でも非常に多額の予算 をかけられてやっているんです。それに比べて ほかの中山間地域支援は、ソフト支援事業に関 しては一つ一つの事業の予算枠が小さいと思い ます。人が流出する分をどうにかしてほかの地 域から来てもらって穴埋めしてもらわなきゃい けないというあらわれだとは思うんですけれど も、非常にその成果が見えにくい。後継者発掘 にしても、移住者12名という結果は出ています けれども、12名でいいわけがないと思いますの で、その考え方なり、市町村との連携、そして さっき私が言ったような、同じ市の中でも、最 初来たときは中山間地にいたけど、やっぱり住 みなれないということですぐ移動したとか。人 の移動には制限がかけられないと思うんです。 余り中山間地にこだわらなくていい部分もある のかなとも思っています。そこら辺の考え方は どうですか。

○福田中山間・地域政策課長 23ページのみや ざき移住定住促進事業は、中山間地域に限定せ ずに、本県全域として、本県以外から本県に来 ていただくことを促進する事業としてやってお りますので、この部分については中山間に限定 してはやっていないということでございます。 それから、24ページの宮崎移住!地域おこし 後継者発掘事業については、確かに中山間地域に限定してやっております。移住者12人ということで、これでいいわけはないわけで、そういう意味では23年度も継続してやっておりまして、当然、この12人の方も含めたプラス5人で、17人を現在雇用している状況にございます。今後もフォローアップの部分についてさらに手厚くやっていきたいと思います。

○西村委員 決算の部分ですので、どうしても お金との絡みで、効果の部分、予算に比べて決 算額が余り上がらなかったということは、もと もと効果が上がりにくい難しい事業だとは思い ます。だから、ほかのソフト事業とも絡めてい かなくてはいけない。中山間盛り上げ隊とかで 中山間地を盛り上げておいて、そこに県外、地 域外の人にも来てもらうとか、そういう組み合 わせの事業が今後ますます必要だと思いますの で、これは決算とは関係ないかもしれませんけ ど、私の意見、要望ということでお願いしたい と思います。

○右松副主査 宮崎への移住政策は私も分析していきたいと思っておりまして、ちょっと教えてもらいたいんですけど、平成19年から22年度で199世帯ということです。4つ教えてもらいたいんですが、1つは4年間の年度別移住者の推移、2つ目がUターン、Iターンの割合、3つ目に年齢層、最後、4つ目に移住先を教えていただいてよろしいですか。

〇福田中山間・地域政策課長 まず、推移について御説明いたします。199世帯の内訳ですけれども、平成19年度が41世帯、平成20年度が60世帯、平成21年度が42世帯、平成22年度が56世帯という推移になっております。

それから、Uターン、Iターン、年齢層、移 住先につきましては、少々お待ちください。 まず、年齢層から申し上げますと、199世帯の うち10歳代が2,20歳代が55、30歳代が57、40 歳代が24、50歳代が15、60歳代が25、70歳代が 3、それから年齢がわからない不明とされてい るものが18ございます。

それから移住先については、ざっくりした資料になってしまっておりますが、県北、県央、県西、県南という分類で分けさせていただきますと、県北が34、県央が124、県西が12、県南が29という状況になっております。

それからUターン、I ターンにつきましては、 済みません、手元に資料がありませんので、わ からない状況でございます。

○右松副主査 私も、宮崎に18年いて、東京に18年おったんです。家族ともども7年前にUターンで宮崎に戻ってきました。一応Uターン、Iターンの比率も教えてもらうとありがたいと思います。

もう一つは、この相談件数ですけれども、県外相談窓口への相談件数がどのように目標設定されているのかわかりませんが、到達が難しい中で、この相談件数の推移を受けての施策についての評価を教えてもらうとありがたいなと思っています。

〇福田中山間・地域政策課長 御指摘のとおり、24ページの施策の進捗状況の一番上の段にありますように、相談件数が、平成20年度が626、平成21年度が528、平成22年度が384ということで減少傾向にございます。これの考え方というか分析ですけれども、平成19年の前知事の就任に伴って本県への注目度が急激に高まったと。少しでも興味のある人々も含めて相談件数が増加したものと考えております。逆に最近では、相談件数こそは減少傾向にございますけれども、移住に本当に興味のある人々からの相談の割合

が多くなってきているのではないかと考えております。それが証拠に、実際の移住者数につきましては、平成19年度から平成22年度を比べてみましても、平成22年度が56世帯と特段遜色のない数字が出ております。

○鳥飼委員 総合政策課からちょっとずつ聞いていきます。総合政策課、資料9ページの委託料の920万残のところで、緑の分権改革の繰り越しで云々という御説明があったんですが、地域のエネルギーの利活用ということで木質バイオマス等ということであって、それぞれの市町村も手を挙げてやっているということですけれども、その成果指標はどんなふうになっているんでしょうか。

○茂総合政策課長 先ほど申し上げましたよう に、県におきましては県民政策部と農政水産部 と環境森林部で調査・研究をやったところです。 それと市町村では延岡市と高鍋町と高千穂町と 都農町、この4つの市町で調査をやったわけで ございます。いろいろテーマはございましたけ れども、概括して申し上げますと、新エネルギー につきましては、可能性は非常にあるけれども、 コスト的な問題、技術的な問題があるというの が、いずれも共通した成果でございました。例 えば都農町の草を使ったバイオマス、町中に生 えている草を使ってバイオマスエネルギーにで きないかということでペレット化を研究したん ですけれども、草については水分が多い関係で、 どうしても天日干し等に時間がかかって、コス ト的には非常に難しいという答えが出ておりま す。一方で、高千穂町では新エネルギー等を使っ て電気自動車を動かそうという実験をやったん ですが、これについてはコスト的な問題はある ということでしたけれども、エコツーリズムと いう観点からいけば可能性があると。アンケー

ト調査をしたんですが、非常に乗り心地もいい し静かであるということ、それから環境負荷の 関係で非常にいいのではないかという結果が出 ておりまして、そういう面では可能性はある。 ただ課題も一方ではあるということでございま す。概括するとそういうことでございます。

- ○鳥飼委員 それで、成果報告書みたいなのを まとめて公表しているんですか。
- ○茂総合政策課長 これは、先ほど申し上げま したけれども、総務省の主催している事業でご ざいますので、当然総務省には報告しておりま す。報告書という形でまとまってはおりますが、 公表はしておりません。それが現状でございま す。
- ○鳥飼委員 要望ですけど、できたら公表していただいたほうが……。新エネルギーについては関心も高まっていますし、困難な面もたくさんあるということも出ていますので、公表して情報を県民共有のものにしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

成果報告書の10ページですが、EV-PV構想推進、急速充電器を本庁に設置をしたということと、4カ所出先にも設置をしたということですけど、県内の電気自動車の配置状況、何台あるんでしょうか。

- ○茂総合政策課長 ことしの8月現在、県内の 民間において普及している台数は51台でござい ます。その内訳、日産リーフが33台、三菱アイ ミーブが18台、合わせて51台が普及している状 況でございます。
- ○鳥飼委員 まだ高いんですよね。値段はいいんですけれども。

充電をする場合の料金はどんなふうになるんでしょうか。充電器が立っているのはそこで私も見たことはあるんですけど。

- ○茂総合政策課長 いわゆる燃費の考え方から 言うと、日産リーフの場合で1キロ走るのに電 気が0.15キロワットアワー要るんですが、これ を金額にしますと4.5円ということです。ですか ら、1キロ走るのにお金に計算すると4.5円にな るということでございます。
- ○鳥飼委員 先ほど言われた51台は、公用とか 会社用とかあると思うんですが、県庁で充電す るときには、例えば500円硬貨を入れなさいとか、 どんなシステムになっているんですか。
- ○茂総合政策課長 充電器の普及状況から簡単にお話ししたいと思うんですけど、県内に急速充電器が3カ所ございます。それ以外に普通充電器が53カ所ございます。普通充電器といいますのは、例えば日産とか三菱のディーラー、あるいは整備工場にもありまして、それを全部わせると53カ所あるわけですが、ところによって実態が違っておりまして、急速充電器のところに行って500円で充電をするようなところもありまして、統一した基準とかいるところもありまして、統一した基準とかいより、されぞれがいろんなことを考えながら、ある程度お金をいただいたり、ただで充電させている現状でございます。
- ○鳥飼委員 結構走っているなと思っているんですけど、県庁で充電する場合は、料金は取っていないということでしょうか。
- ○茂総合政策課長 県庁の正面玄関の右側に充 電器があるんですけれども、これは、企業局が 日産リーフを1台持っていますので、それの充 電に使っている現状でございます。まだ民間の 方には開放していないところでございます。現 状は企業局の車を充電するのに使っているとい うことでございます。

〇鳥飼委員 そういう状況であるということで、 後は聞きません。

秘書広報課にお尋ねいたします。小さなことで恐縮ですが、県民の声事業というのがありまして、先ほど4,287件を電話やメールで受け付けているということですけど、大まかにどんなことで電話やメールがあったというのは毎月公表しているのか。その辺はどんな状況でしょうか。

○松岡広報企画監 22年度に4,287件の声を受け付けました。大まかに言いますと、そのうちの約8割が電子メールの状況です。それと県外が5割、そして県内が4分の1、あとはどちらからかわからないという状況の中で受け付けておりまして、その内容につきましては、知事本人に関することもあったんですけれども、県に関することもあったんですけれども、県に関することもあったんですれども、県に関する要望なり苦情が8割ぐらいを占めております。これにつきましてはそれぞれ担当課にその状況を振りまして、対応できるものは対応していただくという形をとっております。

- **〇鳥飼委員** 公表はしていないんですね。
- ○松岡広報企画監 この数字の動きについてはホームページで公表させていただいております。 それと主な意見、要望につきましては、回答も含めて、これもホームページで公表させていただいております。
- **〇鳥飼委員** わかりました。ありがとうございました。

次に、統計調査課で、資料の職員手当等、これは各課、残額というか不用額が出ているので、統計調査課だけということじゃないんですけれども、統計調査総務費で13ページが105万、それから委託統計費で14ページが322万ということです。これは10分の10だろうと思うんですけれども、しっかり時間外手当を払っていますよということなのだろうなと思いながら、せっかく10

分の10で来ているのにというような思いもあって、厳格に時間外手当を支給しておられるということで理解してよろしいでしょうか。

○大野統計調査課長 今おっしゃいましたように、国勢調査等が今回大きな業務量ということで発生していまして、それに係る業務については時間外がかなり出てくるという見込みを当初から立てておりました。その中で口蹄疫等が発生いたしまして、それを国もかなり配慮して厚目の措置をいただいた部分がございまして、見込みをかなり大きくしたという面はございます。

それと、先ほど申し述べましたように、職員が全員体制で、例えば国勢調査の審査に臨む等業務量の平準化を図りました。また、市町村との連携を深めることで業務の効率化を図りましたので、結果として執行残が相当額に上ったということでございます。

○鳥飼委員 主要施策の18ページです。不勉強なので教えていただきたいんですが、農林業センサスというのがありまして、国10分の10で予算が1,230万、決算が1,100万です。21年度の決算が8,000万ということになって、21年度に実態調査をやって22年度にまとめるのかなという気はするんですけど、中身を教えていただけますか。

○大野統計調査課長 農林業センサスでございますけど、21年度に実際の調査に2月1日の調査時点で取り組みました。この8,000万のうち主なものは、調査の中心的担い手は調査員でございまして、調査員を2,300人ほど任用いたしましたので、その指導員と合わせて報酬が約6,500万ございました。それが主なものでございます。それから22年度は1,200万ほどございますけれども、これは調査票の審査を中心に行いました。その中で調査票のデータを電算処理を行うわけ

でございますが、そのために業者に委託をして おりまして、これが830万ほどになっております。 以上でございます。

〇鳥飼委員 わかりました。ありがとうございました。

次に総合交通課、先ほどから何回か出ましたが、報告書のほうでお尋ねをしたいと思います。地域コミュニティバスの現状を出されました。最初の地方バス路線等運行維持対策のところで、決算額が1億9,700万、21年度が2億8,000万で、1億近く減額になっているんです。先ほどの説明でいくと車両購入費等の関係という感じもするんですが、この御説明をお願いしたいと思います。

〇中田総合交通課長 理由は2つあると思います。一点は、先ほど言いましたけれども、車両購入費から減価償却費になったという分がございます。もう一点、運行費補助のところで、国のキロ当たりの補助単価が決まっているんですけれども、22年度は21年度に比べてかなり下がった関係で補助金がかなり減額になっている状況でございます。

○鳥飼委員 これはかなりの減額ですから、路 線バスが今後廃止になるところがかなりふえて くるんじゃないかと心配するんですけれども、 そこはどんなふうに考えておられますか。

○中田総合交通課長 補助金の国の単価につきましては、私どもも非常に問題というふうに考えておりまして、宮崎だけじゃなくて、宮崎、鹿児島、熊本の南九州で一つの単価が設定されています。北部九州は北部九州で単価が設定されています。南九州の単価が実情に合っていないんではないかということで、国に対して単価の見直し等を要望しております。委員おっしゃるように、このような状況が続いていくと地域

のバスを守りづらくなってきます。地域のバス を維持するためには国の補助が必要ですので、 単価の見直しを引き続き国に要望していきたい と考えております。

○鳥飼委員 かなりの減額ですから、非常に困難が出てくる感じがして心配されます。

その下の地域バス再編支援事業ですが、これは21年度決算が6,000万で、今回、2,600万ということになっています。これは中山間地にも関連するんですけれども、結局、2年ですか、年限が切れたら県としての補助を打ち切って、後は市町村でやりなさいよというシステムになっているようです。これはそういう理解でよろしいですか。

〇中田総合交通課長 地域バス再編支援事業に つきましては平成18年度からやっておりまし て、22年度の9月末の運行分までが補助対象に なっているということで、22年度につきまして は半年分が補助対象になっている関係で、金額 が前年度に比べて少なくなっております。この 事業につきましては、地域バスの見直しをして いただくきっかけということで始めた事業でご ざいますので、この事業が終わった後は市町村 にやっていただくというのが基本的な考え方で す。22年度は一応終わりましたけれども、23年 度から新規事業として未来につなぐ地域ネット ワーク創造事業というのを出しております。そ の中で、デマンドバスなどに取り組む市町村に 対しまして一定の支援を行うようにはしており ます。

○鳥飼委員 地域バス再編支援事業というのが そういう性格のものであったとしても、中山間 地域振興計画を出されて、きょうも説明が室長 のほうからありましたけれども、中山間地域は、 移動の自由といいますか移動の権利が阻害をさ れてきて、このままいくとなお一層、いわゆる 過疎地域といいますか、そこが寂れてくるよう な――言葉は悪いけれども、そんなふうになる んじゃないかと思っているんです。そこら辺は どういうふうにお考えでしょうか。

〇中田総合交通課長 まず、基本的な考え方を 申し上げますと、県は広域行政という観点で、 要するに複数市町村にまたがるバス路線に対し ては県で支援していきましょうと。市町村内に つきましては市町村の責任でやっていただきた いという基本的な考え方を持っております。た だ、委員おっしゃるように、過疎化、高齢化が 非常に進んでいる、特に過疎地域につきまして は厳しい状況もございますので、県でできるこ とは支援していこうということで、先ほど言い ましたように23年度の新規事業を立ち上げたと ころでございます。

過疎化、高齢化したところの公共交通の維持はなかなか難しいということで、市町村も非常に悩んでおります。そのあたりがございますから、今年度一緒になって考えていこうということで勉強会も立ち上げて、県外なり県内の先進事例を一緒に勉強しながら、できるだけ効率的で効果的な公共交通の維持を図っていくための方策を今一緒になって取り組んでおります。県民にとって、特に中山間地域の人たちにとってバスは非常に重要ですので、そういう観点で県としてもできるだけのことはしていきたいと考えているところでございます。

○鳥飼委員 中山間・地域政策課長にお尋ねしますけど、基本的には国の政策の中で一生懸命頑張っているけれども、難しいというのは理解をしているんです。総合交通課も中山間・地域政策課も。しかしその中でも、広域的な団体の県としてやるべき仕事があるんじゃないかとい

うことでいろいろお話をしているんです。今の ような状況で移動権の確保についてどんなふう に考えておられますか。

○福田中山間・地域政策課長 地域公共交通に つきましては、先ごろ成立しました中山間地域 振興計画の中にも「持続可能な地域公共交通ネットワークの確立」ということで1つ項目を入れさせていただいております。その中で、成交通としているよことに ますというふうに書かせていうますというかいては、そういうきますというようには、そういただいて で市町村と連携しつつ県がやっていきぎて とだと思います。 バス路線が廃止されたことによる問題として、買い物弱者の問題とか具体的な問題が波及して出てくると思っております。中山間・地域政策課としてはそういった視点からも対策を講じていきたいと考えております。

○鳥飼委員 なかなか難しい問題ですけど、中山間・地域政策課も中田課長のところと頑張ってもらって、県として総合交通、路線バスの対策をどうするのか。市町村に任せるなら任せるでいいけれども、市町村とどうやって役割分担をしていくのかというリーダー役をしっかり果たしてもらう。中山間地域も広いわけですから、ぜひその辺力を合わせてやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

後ありますけれども、終わります。

○星原委員 報告書24ページの宮崎移住!地域 おこし後継者発掘ということで移住者が12名と なっているんですが、22年度、目標人数を設定 されておったのかどうか、それで予算を組まれ ていたのかどうか、その辺はどうなんでしょう

○福田中山間・地域政策課長 目標というわけ

でもございませんけれども、おおむね20名程度 雇用できるといいなと思って事業をしておりました。

○星原委員 そうすると、企業への支援ですから、1企業に対して幾らという設定なのか。1 人を入れた場合、2人を入れた場合、あるいはばらばらでそれぞれ1人ずつ。その枠は決めてあったんですか。

〇福田中山間・地域政策課長 1企業当たり幾 らという決め方ではなくて、1人当たり月額上 限20万円という形で助成しております。

○星原委員 今回、中山間地域振興計画が出されて、要するに中山間地域を守らなくちゃいけないということで22年度から地域おこしの問題に取り組まれてきたと思うんですが、目標は20名だったけれども12名ということは、6割ぐらいという感じですよね。中山間地域の地域おこしとして取り組むとすれば、そのやり方としていろんな方法はあるんでしょうけど、今回、この事業を22年度やってみての効果とか成果についてはどうとらえていらっしゃるんですか。

○福田中山間・地域政策課長 平成22年度につきましては、御承知のとおり、口蹄疫あるいは鳥インフルエンザ、新燃岳とさまざま災害が起きた影響もあって、20名程度やりたかったところが、結果としては12名という状況になっております。今年度、23年度につきましては、12名にさらに5名追加して17名ということで、目標でもないですけれども、当初思い描いていた規模になっていると考えております。この事業で17名雇いまして、これは今年度で終わるのではなくて、継続して企業のほうに後継者として雇っていただきたいと考えております。

○星原委員 今、ことしは5名ふやして17名と 言われましたが、単年度で切るんじゃなくて、 ある程度その方々を継続して月幾らという支援 の事業なんですか。

○福田中山間・地域政策課長 この事業は国の ふるさと雇用再生特別基金を使っておりまして、 この基金は1年間だけじゃなくて継続もできる というスキームになっておりますので、そのス キームにのっとって、去年雇った12名の方につ いても今年度引き続き雇用しているという状況 でございます。

〇山下主査 まだ質疑中ですが、12時になりましたので、委員の皆様方、まだ午後も第1班を継続したほうがよろしいですか。そんなになかったら継続でやりたいと思います。あともうちょっとだったら引き続きやりますけど、どうしましょうか。延長でいきましょうか、よろしいですか執行部の皆さん……。では、延長でいきたいと思います。

○星原委員 国の基金を継続ということですが、 我々から見て、今回、中山間地域振興計画の中で、国の事業に乗っかっているだけで、本当にそういう事業で中山間地が守っていけるのかという感じもするわけです。基本的には、中山間地域の宝というか資源は何なのかというところから入っていって何とかしないと、12名が17名になって、中山間地域がそう変わっていくとは思わない。国から補助金が来る分が宮崎県に入るというプラスはあると思いますし、事業をされている方も補助金をもらうことで事業拡大につながるとは思うんですが、そういうことにつながるとは思うんですが、そういうことにつながっていくのかどうか、その辺の基本的な考え方はどう持たれているんですか。

○福田中山間・地域政策課長 おっしゃるとおり、雇用事業だけで中山間地域の振興が図られるわけはないと我々も十分肝に銘じております。

ただ、これは雇用の面からの中山間地域振興の一つのツールだと思っていただければよいのかなと思っております。この事業以外にも県の単独事業ということで、例えば平成22年度でしたら中山間地域等創造支援事業、これは県のオリジナルの事業でございます。こういう地域づくりの取り組みを通じて地域に雇用、産業をつくっていきたいと考えております。

〇星原委員 今、トータルのことが出ましたの で、22~24ページ、これから中山間地域をどう かしなくちゃいけないと言いながら、すべての 予算が前年度とすると減額になっているような 感じを受けるんです。予算が厳しいから減額な のかどうかわかりませんが、前年度とすると下 がっている。そういうことで今回、23年度に新 しく中山間地域振興計画に上がってくるわけで す。そうすると、何が課題なのか、どういうふ うに今後やっていかなくちゃいけないのか、トー タルで見たときには、そういう問題をしっかり とらえていないと予算ももらえないんじゃない かという気がするわけです。だから、22年度の 実績が23年度に反映されていく形の予算枠と なって、23年度が24年度につながっていくとい うことであれば、成果を上げていくことが、予 算枠を確保あるいは拡大していくことにもなる と思うんです。23年度、新たに振興計画なるも のも計画されてくるわけです。私から見ると、 実績が上がっていく、予算的にも上がっていく、 効果としても上がっていく、そういったものを とらえていかないといけないんじゃないかと全 体を見て思ったものですから、その辺について の考えを聞いておきたいと思います。

○福田中山間・地域政策課長 御指摘のとおり、 継続事業については予算が減少傾向にあるとい うのは、資料のとおりでございます。しかしな がら、新規事業あるいは改善事業につきましては新たに予算を確保しているものもございます。こういった状況を踏まえて施策を並べたときに、 今後どういう対策が必要なのか、24年度予算に向けて協議、検討していきたいと考えております。

○右松副主査 簡単に2点だけですが、報告書14 ページの新たな県総合計画策定事業の決算が790 万4,000円となっています。長期ビジョンとアクションプランを策定しますから極めて重要な事業です。参考程度に教えてもらいたいんですが、790万4,000円は、会場費とか委員の報酬、あるいは各種の調査費用とか入っているんでしょうか、どういう内訳になっているんでしょうか。

○茂総合政策課長 この790万4,000円の内訳で ございますけれども、額の大きいもので言いま すと、いわゆる複写サービス料が244万1,000円、 旅費が281万1,000円、その他審議会委員の報酬 も入っておりまして、総計で790万4,000円とい うことでございます。

○右松副主査 最後にもう一つ、17ページの秘書広報課の広聴活動ですが、この中で出前講座とあります。県職員の人たちが地域に出向いて出前講座をやっていらっしゃるんだと思うんですが、これは県民のほうから要望があって、こういった分野で話をしてもらいたいということなのか。どういった分野での話をされているのか教えてもらうとありがたいと思います。

○松岡広報企画監 これにつきましては、22年度で116テーマを、県のほうから市町村なりホームページ──いろいろなところに提示いたしました。秘書広報課に直接申し込みがありまして、秘書広報課のほうで各課と調整をしまして、そのテーマに基づいて、要望のあった団体やグルー

プに対して、日にちを調整した上で実施しております。

〇右松副主査 県民の人たちはどういった分野 に関心を持たれているのか。参考にさせてもら うとありがたいんですけれども。

○松岡広報企画監 内容について御紹介しますと、宮崎の観光について、あるいは自殺対策、防災対策、介護保険、とにかく県政全般、いろんなテーマをこちらから提示させていただいております。関心の持たれているテーマについて、グループなり団体が手を挙げられて、県職員の説明を聞いて意見交換を行う、そういうスタイルでございます。

〇山下主査 2班が終わった後総括もやります ので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、1班の審査を終了いたします。お 疲れさまでした。

午後1時10分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時9分再開

〇山下主査 分科会を再開いたします。よろし くお願いいたします。

これより、生活・協働・男女参画課、文化文 教・国際課、人権同和対策課、情報政策課の審 査を行います。平成22年度決算について各課の 説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 生活・協 働・男女参画課の決算状況等について御説明い たします。

初めに、お手元の平成22年度決算特別委員会

資料の5ページをお開きください。中ほどにございます生活・協働・男女参画課のところでございます。予算額は5億9,661万7,000円に対しまして、支出済額は569,387万5,236円、不用額は274万1,764円、執行率は99.5%となっております。

次に、21ページをお開きください。当課の決算事項別の明細は21~25ページとなっております。目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものはございません。

続きまして、平成22年度の主要施策の成果に ついて御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の26 ページをお開きください。まず、2一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らせる社会づくり、1) NPO等との協働の推進とボランティア活動の促進についてであります。下のほうの施策推進のための主な事業及び実績にありますように、地域福祉等推進特別支援事業及びボランティアセンター整備促進事業としまして、福祉教育推進指定地区での福祉教育やボランティア活動の推進、NPO法人設立・運営等の相談の実施や研修会等の開催、ボランティアセンターの機能強化を図るための運営費補助等によりまして、NPO、ボランティア活動の促進に努めたところであります。

次の新規事業、多様な主体との協働推進事業としまして、県の総合計画に掲げる重点施策をテーマにNPO等のグループから成る事業提案を募集し委託を行うことによって、県と多様な主体との協働の推進に努めたところであります。今後とも県民の視点に立った公共サービスを提供するため、NPO等多様な主体との協働を推進してまいりたいと考えております。

次に、27ページでございます。3) 男女共同

参画社会づくりの推進についてであります。主な事業及び実績にありますように、啓発資料整備事業としまして、男女共同参画社会づくりを進めるための啓発パンフレットを作成・配布し県民意識の醸成を図るとともに、改善事業、輝く女性応援事業としまして、女性の再就職や起業、キャリアアップ等に関する情報の提供や、相談員による女性の活躍サポート相談の実施などによりまして、女性のさまざまな分野での活躍のための支援を行ったところであります。

また、男女共同参画センター管理運営委託事業としまして、本県の男女共同参画の推進拠点であります県男女共同参画センターにおきまして、指定管理者である特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構の管理運営のもと、図書やビデオの貸し出し、啓発誌の発行などによる県民への情報提供、講座開催等の啓発事業のほか、相談員による相談事業等を実施いたしました。

28ページをお開きください。一番上の施策の 進捗状況でございますが、県の審議会等におけ る女性委員の比率につきましては44.9%となっ ておりまして、目標の50%には達しませんでし た。今後とも、市町村や関係機関との連携を図 りながら男女共同参画社会の実現に向けた施策 を推進してまいりたいと考えております。

次に、29ページをごらんください。3安全で安心な暮らしの確保、1)安全で安心なまちづくりについてであります。主な事業及び実績にありますように、犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業としまして、リーダー講習会の開催により地域安全活動を担う人材の育成に努めますとともに、各地域で自主防犯活動に取り組む団体にアドバイザーを派遣し、活動の活性化を図ったところであります。今後とも、地域

住民と行政が一体となって犯罪の起こりにくい 安全で安心なまちづくりに取り組んでまいりた いと考えております。

次に、30ページをお開きください。 2) 交通 安全対策の推進についてであります。主な事業 及び実績にありますように、交通安全運動県民 参加促進事業としまして、季節ごとの交通安全 運動期間を重点にテレビ及びラジオによるスポット広告の放送や、チラシ及びのぼり旗の作成・ 配布によりまして、効果的な啓発に努めたとこ ろであります。

なお、県内交通事故の発生件数や死者数等の 推移につきましては、一番下の表にありますよ うな厳しい状況でありまして、今後とも交通安 全意識の高揚や交通秩序の維持について啓発を 図り、交通事故の防止に努めてまいりたいと考 えております。

次に、31ページをごらんください。3)安心できる消費生活の確保についてであります。主な事業及び実績にありますように、消費者啓発推進事業及び消費生活啓発員設置事業としまして、県消費生活センターにおきまして消費者啓発講座等の開催や消費生活に係る情報の提供を行い、主体性のある自立した消費者の育成に努めたところであります。

次に、消費生活相談員等設置事業としまして、 県消費生活センター及び都城、延岡の両支所に 相談員を配置しまして、消費者からの各種相談 に応じたところであります。

次に、「相談しよう!」多重債務者対策事業としまして、消費生活センターの相談員を1名増員することによりまして、問題を早期に解決できるよう相談体制の充実を図りますとともに、多重債務に陥らないよう啓発キャンペーンを実施したところであります。

次に、消費者行政活性化事業であります。平成20年度末に設置しました宮崎県消費者行政活性化基金を活用しまして、消費者啓発の強化や相談員の養成など消費生活相談窓口の機能強化等を図るとともに、補助金の交付によりまして市町村が行う事業の支援に努めたところであります。今後とも、啓発や相談事業などを実施することで、消費者被害の未然防止、消費者の自立支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が主要施策の成果でありますが、最後に、 監査におきます注意事項について御報告いたし ます。

決算特別委員会資料に戻っていただきまして、35ページでございます。下のほうの2注意・要望事項でございますが、消費生活センターの旅費について、宿泊料の調整誤りによりまして過払いとなっているものがあるというものでございます。この点につきましては、会計事務に関しますチェック体制をさらに充実させ、今後このようなことが起こらないように努めてまいりたいと考えております。

生活・協働・男女参画課は以上でございます。 〇日高文化文教・国際課長 文化文教・国際課 の平成22年度決算概要について御説明いたしま す。

お手元の平成22年度決算特別委員会資料 5 ページをお開きください。文化文教・国際課の 決算状況につきましては、上から7段目にあり ますように、予算額63億5,544万4,000円に対し まして、支出済額は63億2,433万1,185円であり、 不用額は3,111万2,815円、執行率は99.5%であ ります。

目の執行率が90%未満のものはございません ので、執行残が100万円以上のものについて御説 明いたします。

資料の27ページをお開きください。まず、上から3つ目の(目)企画総務費でございます。不用額が1,028万8,783円となっております。この不用額の内容でございますが、次の28ページをごらんください。節の上から4段目の委託料の不用額が691万2,832円、及び6段目の工事請負費の不用額が241万8,000円となっておりますが、これは、国の補正予算決定に伴います工期不足のために平成21年度から繰り越しました県立芸術劇場大規模改修事業の入札残等によるものであります。なお、繰り越した内容につきましては計画どおり完了しております。

次に、29ページをごらんください。(目)事務 局費でございます。不用額が1,899万3,192円と なっておりますが、これは、私立高等学校就職 対策強化事業の実施を希望する学校数の減によ ります委託料の不用額683万5,904円及び、その 下の下にございますけれども、私立高等学校等 就学支援金の補助対象生徒数の減による補助金 の不用額1,193万14円が主なものでございます。

以上で決算事項の説明を終わります。

続きまして、平成22年度の主要施策の成果に ついて御説明いたします。

お手元の平成22年度主要施策の成果に関する報告書の33ページをお開きください。最初に、1未来を拓く子供が育つ社会づくりの1)安全で安心な魅力ある教育環境づくりについてであります。まず、私立学校振興費補助につきましては、県内の私立高等学校・中学校・小学校を設置する学校法人に対しまして経常的経費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減や特色ある私立学校づくりの推進に努めたところでございます。

次の新規事業、私立高等学校等就学支援金は、

平成22年度から公立高等学校の授業料が無償化されたことに合わせまして、私立高等学校等生徒に対して県立高校授業料相当額を助成することとなったものであります。

次に、35ページをお開きください。3文化・スポーツの振興の1)文化の振興であります。まず、宮崎国際音楽祭開催事業は、財団法人宮崎県立芸術劇場に指定管理業務として委託しておりますけれども、平成22年度の第15回音楽祭を4月24日から5月9日まで開催しましたところ、期間中1万2,194人の御来場をいただきました。

次の県立芸術劇場事業につきましても、平成18年度から劇場を指定管理者として管理運営を委託しておりますが、平成22年度は3つのホールや練習室などで24万4,907人の方々に御利用いただいたところであります。

次の県立芸術劇場大規模改修事業は、平成5年の開館から18年目を迎えました劇場の老朽化に伴う事故等を防止するため、平成19年度から順次補修、修繕を実施しているもので、22年度はパッケージエアコンの取りかえなどを行いました。今後も、緊急性の高いものを十分検討しながら順次改修を行ってまいりたいと考えております。

次の県文化賞は、本県文化の向上発展に特に 顕著な業績を有する者としまして、学術・芸術・ 体育部門におきまして4人の方々を顕彰いたし ました。

続きまして、36ページをごらんください。まず、若山牧水賞ですが、昨年度は、島田修三さん、川野里子さんの2名の歌人が受賞されました。この事業は、宮日新聞、延岡市、日向市と一緒に運営しておりますが、回を重ねることで全国版の短歌文学賞として定着してきたものと

考えております。

次のミュージックランドみやざき推進事業では、いろいろな音楽をいろいろな場所で気軽に楽しむ機会と発表の機会を提供することを目的に、県内7市町村での街角コンサート、ミュージック見本市などを開催したところであります。 今後とも、より多くの県民の方にさまざまな機会を通して文化に親しんでいただきますよう進めてまいりたいと考えております。

続きまして、37ページをごらんください。3 活力ある地域づくりの2)国際化の推進と多文 化共生社会づくりであります。まず、外国青年 招致事業では、アメリカ、韓国、シンガポール から3名の国際交流員を当課に配置いたしまし て、国際理解講座などの国際交流活動や通訳・ 翻訳等の業務、さらには県内に配置されており ます国際交流員、外国語指導助手への研修など を実施したところであります。

次の多文化共生社会推進事業は、財団法人宮崎県国際交流協会に委託しまして、地域住民と外国人住民がともに地域の一員として協力し合う多文化共生社会づくりを進めるため、広報誌等による情報提供などの普及啓発事業のほか、在住外国人支援事業としまして、日本語基礎講座や法律相談、生活相談等を実施したところでございます。

続きまして、38ページをお開きください。国際理解・国際交流促進事業では、国際交流員等を県内の小・中・高等学校に派遣しまして、各国の言語、文化、遊びなどを楽しく紹介することで児童や生徒が異文化に触れる機会を提供し、国際理解の促進を図ったところであります。

次の東アジア民間交流促進事業では、文化・ 芸術、スポーツなどの分野で活動しております 県内の民間団体と台湾の民間団体に相互交流の 実現に向けた話し合いの場を提供するなどにより、本県と東アジア地域との民間レベルの交流 促進を図りました。

次の海外技術研修員受入事業では、バングラデシュなど開発途上国から3名の研修員を受け入れまして、宮崎大学や県内の試験研究機関におきまして専門技術研修を実施し、途上国の発展に貢献できる人材育成を図るとともに、研修員と県民との交流を通して国際理解の促進に努めたところであります。今後とも、市町村や関係団体等と連携しながら国際交流・協力等を推進していく必要があると考えております。

以上で主要施策の成果についての説明を終わります。

なお、最後になりますが、決算審査意見書に 関しましては、特に報告すべき事項はございま せん。

文化文教・国際課は以上でございます。

〇吉田人権同和対策課長 人権同和対策課の決 算状況等について御説明いたします

初めに、お手元の平成22年度決算特別委員会 資料の5ページをお開きください。上から8段 目、人権同和対策課のところでございます。予 算額1億4,225万4,000円に対しまして、支出済 額1億4,182万5,872円でございまして、不用額 は42万8,128円、執行率は99.7%となっておりま す。

次に、31ページをお開きください。当課の決 算事項別の明細でありますが、目の不用額が100 万円以上のもの、または執行率が90%未満のも のはございません。

決算事項別の説明は以上でございます。

続きまして、平成22年度の主要施策の成果に ついて御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の40

ページをお開きください。 2) 人権意識の高揚と差別意識の解消についてであります。施策推進のための主な事業及び実績欄にありますように、一番上の宮崎県人権啓発推進協議会委託事業、その下のみんなの人権!思いやり交流プラザ開催事業など、多くの県民の方に気楽に御参加いただけるようなさまざまな啓発事業を実施いたしまして、県民の人権意識の高揚と差別意識の解消に努めたところでございます。

また、一番下の宮崎県人権啓発センター事業によりまして、各種の研修会やセミナーの開催、講師の派遣、研修用ビデオの貸し出し等を行い、人権に関する啓発、研修の進展に努めたところでございます。今後とも、一層の工夫を凝らしながら人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、右側の41ページをごらんください。え せ同和行為等対策事業でございます。えせ同和 行為は、同和問題に対する誤った意識を植えつ ける大きな原因の一つでありますので、アンケー ト調査やリーフレットの配布、新聞広告、講習 会の開催等により、えせ同和行為を排除するた めの広報、啓発に努めたところでございます。

え世同和行為等への対応につきましては、41ページの一番下に近年の状況を記載しておりますように、平成22年度調査では、被害率は減少しておりますが、応諾率――不当な要求を受けた事業所のうち、その要求に応じた事業所の割合――が増加しておりますので、今後とも、「えせ同和行為は絶対に許さない」という強い姿勢で啓発の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、 特に報告すべき事項はございません。

人権同和対策課は以上でございます。

〇長倉情報政策課長 情報政策課の決算状況等 について説明いたします。

お手元の平成22年度決算特別委員会資料の5 ページをお開きください。下から4段目、情報 政策課のところでございます。予算額19億5,762 万7,000円に対して、支出済額16億2,730万2,208 円、翌年度繰越額2億106万7,000円、不用額1 億2,925万7,792円、執行率は83.1%となってお りますが、翌年度繰越額を含めた執行率は93.4 %となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて説明いたします。 33ページをごらんください。まず、(目)企画総務費の不用額847万9,713円でございます。この不用額の主な内容は、下から4段目の委託料130万2,083円、及び下から2段目の工事請負費465万500円でありますが、これは主に、県庁LAN設備更新事業における入札による執行残であります。

また、一番下の負担金・補助及び交付金の172 万8,307円でありますが、これは、電子申請を行う場合に、その手続において、なりすまし、改ざん等の危険性を防ぐために本人を認証する事務が都道府県の事務となっておりますが、その事務を都道府県が一括して財団法人自治体衛星通信機構に委託しております。同機構に対して交付金を支払う必要があるわけでございますけれども、その公的個人認証の自治体衛星通信機構がいただく手数料収入が増加したことによりまして、各県の負担する交付金が減額されたことによるものであります。

次に、34ページをお開きください。(目)計画 調査費でありますが、不用額が1億2,077万8,079 円で、執行率は67.2%となっております。翌年 度繰越額を含めた執行率は83.2%になります。 この不用額の主な内容は、一番下の負担金・補助及び交付金1億2,042万4,000円でありますが、 これは、携帯電話等エリア整備事業における国 庫補助金の額の確定による執行残であります。

続きまして、平成22年度の主要施策の成果について説明いたします。

お手元の平成22年度主要施策の成果に関する報告書の42ページをお開きください。 2 快適で人にやさしい生活空間づくりの3) 情報通信環境の整備であります。まず、施策推進のための主な事業及び実績、1 段目の携帯電話等エリア整備でありますが、これは、携帯電話等のサービスが提供されていない地域において、市町村がサービスを提供するための施設を整備する場合に、国及び県が補助を行うものであります。平成22年度は椎葉村の中山地区を初め3町村の5地区、合計43世帯を対象に事業を実施しております。このうち日之影町など2町の3地区25世帯につきましては、今年度に事業繰り越しを行っておりますが、既に事業を完了しております。

次に、2段目、宮崎情報ハイウェイ21管理運営でありますが、これは、県内の全市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶ情報通信基盤であり、43ページ、施策の成果等の②にありますように、LGWAN(県、市町村、国を結ぶ総合行政ネットワーク)や住民基本台帳ネットワークなど、公共部門のシステムへの利用のほか、ケーブルテレビ、携帯電話での利活用に加え、中山間地域のラジオ受信障害の解消にも活用されるなど、情報通信格差の是正を図ったところであります。今後は、情報通信をめぐる環境やニーズの変化に的確に対応するため、新しい情報基盤の構築等に取り組んでいきたいと考

えております。

以上が主要施策の成果についてであります。 最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、 特に報告すべき事項はありません。

情報政策課の説明は以上であります。

〇日高文化文教・国際課長 先ほどの文化文 教・国際課の説明で、決算状況につきまして、 目の執行残が100万円以上のものについて説明が 漏れておりましたので、申しわけございません、 改めて説明させていただきます。

決算特別委員会資料の28ページをお開きください。中ほどの(目)計画調査費、不用額が181万7,411円でございます。これは、事務執行に要する旅費、需用費等、事務費の節約による不用残でございます。説明は以上でございます。申しわけございません。

○山下主査 説明が終了しましたが、委員の皆様からの質疑をお伺いします――なければ、私が先に。

情報政策課にお聞きしますが、今説明を聞いた中で、報告書42ページ、携帯電話の繰り越しが大分あるんですよね。県下エリアがかなりあろうと思うんですが、希望する地域はどれぐらい残っているものですか。

○長倉情報政策課長 平成23年5月1日現在で、 私どもにおいて市町村全体の調査を行いました。 その結果、サービス未提供地帯は582世帯残って おりまして、県内全世帯の0.13%となっており ます。これについては希望したところもござい ますけれども、現在具体的な希望が上がってき ていないところも含んでおります。

〇山下主査 希望が上がっている地域が、ちょっ と聞きづらかったんですが。

○長倉情報政策課長 48地区の582世帯あるんで すが、そのうち10地区については過去希望があっ て、事業者との協議が調わずにまだ事業化されていないところでございます。

〇山下主査 防災上、大雨等で土砂災害等があったときに孤立する危険性がある場所があると思うんです。私たちも以前から希望した中で、通行量とかエリアによって、通信費がある程度上がらないと設置してくれないということ等があったんですが、やっぱりそういう問題があるんですか。

〇長倉情報政策課長 携帯電話サービスは、ガ ス、水道、電気と違いまして、必ずしもユニバー サルサービスということで全国津々浦々に普及 するという位置づけがされておりません。つま り、民間事業者の営業努力の範囲内で、それに 対して行政は側面的な支援をする事業形態に なっております。そういった面からしますと、 国や県の補助制度で、過疎地域に対しては一定 のものについて支援をするわけでございますけ れども、いかんせん残っておりますのは世帯数 が10戸にも満たないようなところが多数ござい ますので、その辺については事業者の協力を得 るのが難しゅうございます。私どもその辺非常 に問題と考えておりまして、同じ補助制度の中 で解決するのは難しゅうございますので、今、 市町村等にも調査しながら、例えば、定住人口 がいなくても、観光地の近くで人が多いところ はないかとか、いろんな観点から事業者に整備 を働きかけることはできないか検討していると ころでございます。

○山下主査 23年度の繰り越しが1億1,400万。 繰り越しになった分は23年度設置可能なんですか。

○長倉情報政策課長 日之影町と五ヶ瀬町の2 地区でございまして、これは5月に完了してお ります。 ○鳥飼委員 2~3点お尋ねいたします。まず 生活・協働・男女参画課、主要施策の成果報告 書のほうでお尋ねいたします。26ページの新規 事業、多様な主体との協働推進ということで485 万8,000円、決算が479万2,000円上がっておりま す。県と企業との協働が53件、多様な主体との 協働提案が2事業ということになっております が、県との協働ということになると、具体的な 事例としてはどんなものがありますか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 まず、1点目の多様な主体との協働提案公募型事業は、NPOや社会貢献活動をする企業、公益法人、あるいは協同組合とグループをつくっていただいて、そのグループと県が協働して公益的な事業をやっていくという仕組みの事業でございまして、事業公募してヒアリングを経て2つの事業を採択しております。この事業は具体的には、一つは「アート×デザイン」で障害者自立支援施設の運営支援事業、これはグループから提案があった事業名でございます。もう一つが若年者人材育成・就労サポート事業、この2つの事業を採択して昨年度実施しております。

それからもう一点、県と企業との協働ということで53件上げておりますけれども、公益事業につきましては、NPO、公益法人ばかりでなくて、企業につきましても企業の社会貢献活動があると言われていまして、実際に環境保全、森づくりなどで社会貢献活動が行われておりますので、企業の社会貢献活動を行う部分と県との協働ができないかということで、本課のほうで調整をして実際に実現できたものが53件ということでございます。

○鳥飼委員 まず提案公募型事業ですが、2事業ということで、県は、人も出すとか金だけ出すとか、いろいろかかわり方はあると思うんで

すけれども、具体的にはどんな形での協働になっているんでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 1つ目の障害者自立支援施設での運営支援につきましては、障害福祉課の就労支援・精神保健対策室が県と協働、当課も調整という意味で協働しておりまして、実施前に役割分担を決めまして、グループ側は何をする、県側は何をするということで事業を進めています。この事業については、県は福祉施設との調整を中心に行っております。

○鳥飼委員 具体的に言うと、事前の調整でのかかわりがあって、人がかかわっていくところまではしないと。道筋だけを県としてつけてあげて、「アート×デザイン」で障害者自立支援というグループの人たちが実質的にはそれをやっていくということになるんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 事業にもよりますけれども、この事業につきましては、具体的にはデザイナーとか芸術家の方が施設を訪れていろんな調整をやっていますので、県としてはその段取りをしたというのが中心でございます。

○鳥飼委員 もう一つ、下の県と企業との協働、 これの県のかかわり合いはどんなふうになって いるんでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 この事業に つきましては、県の各課に企業と協働する事業 はないかということを照会し、一方では企業の ほうに県と協働する事業はないかということで アンケート調査をしまして、できるものについ て協働を行ったということでございます。ただ、昨年度から始めたばかりで、協働といいましても、ポスターとかパンフレットを置いていただく、または啓発用の場所を貸していただくというものが中心になっております。

○鳥飼委員 もう一つ生活・協働・男女参画課、 県の審議会等における女性委員の比率というこ とで、審議会の女性委員の登用が主たることに なっていると思うんです。数字は目標には達し ていない、ちょっと下がっているんですけれど も、それなりに今まで頑張ってこられたと思う んです。女性職員の登用がちょっと弱い感じが するんですけれども、その取り組みを具体的に しておられればお尋ねしたいと思います。

○大脇生活・協働・男女参画課長 審議会の登 用につきましては、私どもが中心になって関係 課と協議しながら登用をお願いし、登用率も上 がっているところですけれども、職員につきま しては直接は総務部のほうで実施されておりま すので、お願いはしているところですけれども、 当課のほうで直接というような内容については ございません。

○鳥飼委員 県の場合もあるし、市町村もあるし、企業もあると思うんです。男女共同参画ということは、社会的に進出をということで、能力は十分持っておられるわけですから、能力を発揮させない状況をつくっているという意味でおくれている気はするんです。県ももちろん、部長席に座っている人はみんな男ばかりですし、課長とかの登用も取り組みが弱いと思っているんです。全体的に民間も含めて、男女共同参画社会を目指すという課長のところの目的があると思うんです。具体的に実践をしていただく働きかけも大事じゃないか。それがどこまでできるかどうかは企業なり団体の受けとめ方だろうと思うんですけど、そういう取り組みをどの程度しておられるのかということです。

○大脇生活・協働・男女参画課長 市町村の関係では市町村職員なり市町村の審議会等がありますので、自治会の女性の役員数とかが載って

いる男女共同参画マップをつくって配付することによって、意識を高めていただく取り組みは しております。

それから民間の企業等についてですけれども、 県のほうで民間も入った会議を持っていまして、 国の機関であります21世紀財団等入っていただ き、関係機関との情報交換はやっているところ でございます。

○鳥飼委員 弱い感じはするんですけれども、 頑張っていただきたい。

もう一つだけ。人権同和対策課のところで、 細かなことですが、報告書41ページの中段、② 「えせ同和行為等に対しては毅然と対応するよう啓発に努めた。平成22年度調査では、応諾率が上昇しており、今後も引きつづき啓発を推進していく」とあります。ところが、一番下の表では、被害率は下がっているんですけれども、応諾率は上がっているということは、どういう状況をあらわしているのか。届けがないのか、アンケートの調査に対する答えがしっかり出ていないのか。この辺はどういうお考えかお尋ねいたします。

〇吉田人権同和対策課長 おっしゃるとおり、被害率は下がっているんですが、応諾率は上がっています。被害率というのは、不当な要求を受けたと回答した事業所の割合でございますが、これが平成21年の165事業所に対して22年は84事業所ということで、ほぼ半減いたしました。ところが、不当な要求を受けてそれに応じてしまったという事業所が、平成21年の8事業所に対して22年は9事業所で微増ということで、結局、分母が小さくなったにもかかわらず分子は変わらなかったということで、割合が上がったということでございます。不当な働きかけが減ったにもかかわらず、それに応じてしまった事業所

は微増という結果になりまして、非常に私ども も残念に思っているところでございますので、 今後、啓発を一層強めていきたいと考えておる ところでございます。

○鳥飼委員 指導といいますか相談というのも難しいと思いますけれども、これがなくなるように努力をお願いしたいと思います。

○西村委員 今の話で、脅迫のようなことをされて、結局、応諾せざるを得なかった。その場合の連絡として、同和対策課と警察との連携というのはどうなっているんですか。

○吉田人権同和対策課長 応諾してしまった 9 事業所につきましては、このアンケート自体が 無記名回答ということでございますので、どこ のどういう事業所が答えたか具体的にはわから ないというのが実情でございます。ただ、年に 2回、警察、関係業界も入りましたえせ同和連 絡協議会で情報交換しながら対策を進めていま す。毎年アンケートを実施しておるわけでござ いますが、その際には、3,000事業所に対してア ンケートを送りますけれども、啓発リーフレッ トも同封して啓発に努めているところでござい ます。

○西村委員 無記名ということで、割と正しい、 実態に近い数字が出るというメリットはあるんですが、実際、泣き寝入りしているところもあるかもしれないですね。暴力団であったら、警察のほうからいろんなレクチャーとか説明を受けると、どこにこんな暴力団がおって、構成員が何人ぐらいでということまで調べ上げているじゃないですか。えせ同和を行うような組織は把握されているんですか。

○吉田人権同和対策課長 えせ同和を働く人物 の情報につきましては、先ほど申し上げた連絡 協議会等での情報交換、それと日常の業務の中 で関係機関からの相談とか情報提供がございます。そういった情報を連絡協議会にフィードバックしたり、年に延べ4回えせ同和の講習会を開いております。そういったところに建設業者とか関係業界の方も参加されますので、そのときに具体的に、こういう人物がこういう動きをしているといったような情報をお知らせしているところでございます。

○西村委員 お知らせしても、結局、民間企業にとっては、どこのだれかわからんような人から問い詰められたら、お金出して済むんだったらということで安易に受けるケースもあると思いますし、また相手が県内の住民とは限りませんよね。九州内とか、もっと広くは日本国じゅうをぐるぐる動いているグループかもしれません。これの撲滅に向けて、暴力団と一緒ですから、反社会行為をする人たちに対しては非常に厳しい態度で臨むということの徹底をお願いしたいと思います。

○右松副主査 応諾した事業者が8~9という ことで、これは無記名ということでしたけど、 応諾した理由と、同じ業者が昨年も一昨年も応 諾しているのか、そういった追跡調査はされて いるんですか。

○吉田人権同和対策課長 無記名ということですので、昨年応諾した事業所がことしも応諾したかどうか正確には把握できないんですけれども、応じた理由を聞いた中で、「以前から応じているので断るのは困難」と答えた事業所が3事業所ほどございましたので、繰り返し不当な要求に応じている事業所はあると考えております。22年で9事業所が要求にこたえてしまっているわけですけれども、内訳を言いますと、建設業、製造業、サービス業がそれぞれ2事業所ずつ、農林漁業、卸売・小売業、飲食店、宿泊

業者がそれぞれ1事業所ずつということで、要求の種類としては図書の購入が一番多くなっております。あと機関誌への広告掲載依頼、こういった内容になっております。

○右松副主査 限界があるのかわかりませんけれども、記名で答えられるものは答えていただいて、同じところが3事業所あったということですから、そういうのを繰り返すのをとめない限りは、この数字はなかなか下がらないと思います。それが一点。

もう一つは、決算額が162万円、リーフレット 作成が1万部ということですが、昨年と決算額 がほとんど変わらないにもかかわらず被害率を かなり下げたというのは、取り組みの強化面で 具体的に変えたことがあるんでしょうか。

○吉田人権同和対策課長 特に取り組みを変えたという大きな点はございませんけれども、先ほど申し上げました講習会を開いたり、ホームページで「えせ同和行為対策マニュアル」等を公開しておりまして、こういったものの周知に努めているということはございます。被害率が減ったのは、21年度に岡山県でこういう団体が摘発されたという事実がございます。岡山県警に逮捕されたということで、しばらく鳴りを潜めているのではないかと考えております。そういったことも影響しているかと思います。

○鳥飼委員 念のためにお聞きしますが、アンケートの発送枚数はどれぐらいですか。

〇吉田人権同和対策課長 アンケートにつきま しては、事業所別に無作為抽出し、合計で3,000 事業所に発送しております。

○鳥飼委員 それからすると少ないかなという 感じはしますけど、頑張っていただきたいとい うのが一つ。

もう一つは、暴力団排除条例が今度スタート

しますよね。暴力団が潜るということがきのうもテレビで言われていましたけど、連携をしっかりとっていただいて、相談をすれば大丈夫なんだということが経営者に伝われば、しっかりとそれを排除できると思います。新しい形に状況が変わってきますので、そこら辺は十分連絡をとっていただきたい。答弁は要りません。

○星原委員 教えてもらいたいんですが、報告書35ページの文化文教・国際課、宮崎国際音楽祭、県立芸術劇場の両方とも指定管理業務で委託されておって、予算額、決算額が2年続けて1,000円台までぴったりなんですが、これは何年間か同じような金額で決めてスタートしているから数字が一緒になったととらえていいんですか。

〇日高文化文教・国際課長 今、星原委員が言われましたように、劇場に対する指定管理は平成18年度から22年度までの5年間やりまして、今第2期に入っています。18年度から22年度までの5年間につきましては、開催事業と劇場の管理運営の金額は同じ金額を指定管理料として支払っておりますので、金額は変わっておりません。

○星原委員 ところで、音楽祭は22年で15回ですか。来場者数の変遷があっているのか……。 同じ人たちが毎年のように来ていらっしゃる比率と、新しく県民の方が入れかわっている数というのは調べていないんですか。

〇日高文化文教・国際課長 まず、劇場への入場者につきましては、ここに記載がございますように22年度の年間利用者が24万4,907人でした。毎年、22~25万人ぐらい入場していただいておりまして、前年度との比較では、21年度は22万3,072人、その前の20年度が21万5,079人、22年度が25万人前後でありますので、劇場の入場

者数は少しずつふえてきていると思っています。

失礼しました。音楽祭は、ここに書いてございますように15回が 1 万2, 194人でございます。前の年の14回が 1 万2, 784人、その前の年、第13回が 1 万1, 893人ということで、おおむね 1万1, 000の後ろから 1 万3, 000あたりで推移しております。

お見えになる方が同じ人じゃないかという御 指摘でございますけれども、一つは、クラシッ クが中心になりますから固定のお客様はもちろ んございます。私たちとしては固定のお客様は もちろん大事にいたしますけれども、それ以外 の新たなお客様の掘り起こしということで、年 度年度でいろんな趣向を凝らした形で、クラシ ックが中心ではございますが、県民の方が入っ た形とか、県民になじみのあるような曲目を選 んだりということで、新たな内容で進めている ところでもございます。また、5~6年前から ストリート音楽祭を橘通りでやっておりますが、 無料で演奏を聞けるような形の催しもしており ます。そういったところから新たに音楽を楽し める方々がふえるような形での取り組みはやっ ているところでございます。

すが、県民プラス県外からも見えているんじゃないかと思うんです。大ざっぱでいいんですが、どれぐらいの比率、1割とか2割ぐらいなのか。 〇日高文化文教・国際課長 県外の方、県内の方というのは、売るときにそこまで聞いておりませんのでわかりにくい面はございますけれども、毎回、音楽祭のときにアンケートを実施しております。演奏会が幾つかございますが、す

べての演奏会でアンケートをとっておりまして、

今回、第16回で言いますと、アンケートを2,200

○星原委員 もう一点教えていただきたいんで

件ぐらいとっておりまして、県外か県内かお聞きしております。2,200件のうち県外の方が114件、県内が2,090何件ということでございますから、2,200件の100件以上ですので、それなりの方は県外からお見えになっていることが推察されるところでございます。

○西村委員 同じく文化文教・国際課に伺いたいんですが、報告書39ページに宮崎県国際交流協会の年間利用者数の推移が載っています。3点まとめて伺います。まず1つ、22年でも延べ2万6,000人という方が利用されているんですが、どういう方が利用されているのかということ。

2点目が、この数には宮崎県民の方々も含まれるのかという点。

3番目が、平成18年から比べると8,000人ぐらい減ってきているんですが、利用が落ち込んでいる理由があれば。この3点伺いたいんですが。 〇日高文化文教・国際課長 まず、国際交流協会の年間の利用者数でございますけれども、現在、国際交流協会はカリーノの8階に国際プラザということで、国際関係の図書とかパンフレットを置いております。一つは、あそこに見えて国際関係の情報を得たい方をカウントしておりますし、また、英語、韓国語、中国語の講座とか、逆に外国人の方に対して日本語の講座を年間通してかなりやっております。あそこに訪れた宮崎の方も外国の方も含めた数字になっております。

確かに平成18年度から減っておりますけれども、特に最近は経済的な面、昨年は口蹄疫とかございましたので。極端に言いますと海外との関係で情報収集の問題で減ってきているのかなと。あそこは高千穂通りで場所はいいと思うんですけれども、中心市街地の人通りが減ってい

るということで、22年度は今申し上げました口蹄疫、その前の年は新型インフルエンザの影響も大きいんじゃないかと考えておるところでございます。どっちにしましても、あそこで待っているだけでは、この数字だけで見ると減ってきております。延岡、都城で講座も開いておるんですが、できるだけ協会が地域に出ていって利用者をふやしていくことが必要じゃないかと思っているところでございます。

もう一つ、これは利用者だけでございますが、 協会がホームページをつくっておりまして、ホームページにもある程度力を入れております。22 年度で見ますと1万8,900件ぐらいのアクセスは ございますので、場合によってはホームページ で情報が入るということで、直接御来館されな い方もいるのかなと思っております。

○右松副主査 報告書35ページで県立芸術劇場 大規模改修ですが、パッケージエアコン取りか え、各ホール舞台部品取りかえで6,580万決算額 が出ています。これは1社であれば、その業者 はどこか教えてください。

○日高文化文教・国際課長 6,580万1,000円は、 大規模改修──パッケージエアコンだけではな くて、システムの運用保守とか舞台周りの補修 とかいろんなことをやってございます。

〇右松副主査 一番金額の多いところ。

〇日高文化文教・国際課長 金額が大きいのはパッケージエアコンでございまして、3,800万ぐらいかかっております。これにつきましては県の営繕課のほうにお願いしておりまして、入札でとっていただいているようでございますが、今のところ私どもではどこの業者がというのは把握しておりません。申しわけございません。

〇右松副主査 入札でやっておられるということですので、了解しました。

○前屋敷委員 文化文教・国際課でお願いします。先ほどの話の関連ですが、主要施策の報告書37ページで、今、日本語講座の開催のことも御報告いただきました。在住外国人支援事業としての日本語講座の実施ということで、前期、後期それぞれ25回ずつ開催されております。今、在住されておられる方々は言葉で不自由されている方も非常に多いということで、けさのNHKのニュースで、外国から来られた方が日本語がわからなくてコミュニケーションもとれなかったり、仕事についてもなかなかというニュースを聞いたばかりですけど、この講座はどこで開催しておられるのか、そして参加者は何名ぐらいおられるのかをお聞かせください。

〇日高文化文教・国際課長 ここに記載しております日本語基礎講座は宮崎市でやった分でございまして、前期25回で延べ190名、後期の25回で延べ222名の人数になっております。

〇前屋敷委員 宮崎市ということであると参加 者が限られてくると思うんです。先ほど地方で も開くことが必要だと課長はおっしゃいました が、実際、要望とか、今後そういう検討をされ ますか。

〇日高文化文教・国際課長 日本語基礎講座は 宮崎市で行ったものを実績として上げておりま す。それ以外では、地方でやるということで、 都城市におきましても前期と後期で合わせて40 回やっておりますし、延岡市におきましても30 回やっているところでございます。ですから、22 年度は宮崎市と都城市と延岡市の3カ所でやっております。

○前屋敷委員 ほかのところに在住しておられる方々から、もう少し近くで受講したいという希望は寄せられていないですか。

〇日高文化文教・国際課長 外国人の方が4,200

人県内におられますけれども、一番多いところが宮崎市でございまして、都市部に集中しているというんでしょうか、需要が一番多うございます。今のところ一番需要の多いところの3都市で開催しているところでございます。

○前屋敷委員 いろんな要望が最大限受け入れられる形で実施を図っていただきたいと思います。

あわせて、下のほうの医療従事者のための語 学講座ということですが、対象の方は何名ぐら いおられるんですか。

〇日高文化文教・国際課長 医療従事者のため の語学講座でございますが、第1回は5回やっておりまして延べ120名、第2回も5回やっておりまして延べ27名ということで、合わせて10回で147名のお医者さんや看護師さんが講座を受けられているということでございます。

〇前屋敷委員 生活・協働・男女参画課でお願いいたします。報告書の26ページの事業、地域福祉等推進特別支援ということで、福祉教育推進指定地区4地区が指定をされて、ここで事業が行われているんですが、具体的にはどういう中身で、この4地区はどこだったのかを教えてください。

○大脇生活・協働・男女参画課長 事業の内容 としては福祉体験とボランティア体験というこ とで、具体的には、アイマスク体験、手話体験、 車いす体験、高齢者疑似体験等が行われていま す。ボランティア体験としましては、清掃活動 や公園の花の植栽、ペットボトル回収、福祉ま つりの運営ボランティアが行われております。 それらは学生を対象にしておりまして、地域と しましては、清武地区、えびの市の真幸地区、 西都市の妻地区、高千穂地区の4地区でござい ます。 **〇前屋敷委員** 事業主体はどこになるわけです か。

○大脇生活・協働・男女参画課長 県から県の 社会福祉協議会に補助をしまして、県の社協と 地元の市町村の社協が一緒に事業をされており ます。

○前屋敷委員 さっきお話も出ましたが、女性の幹部登用とあわせて、県の審議会は50%ほぼ達成をしているということで、問題は、地域がどう進めていくかという点でかなり御努力、御苦労されていると思うんです。粘り強くここは進めていく必要もありますし、各市町村自治体とのコミュニケーション、常に連携をとりながら地域の実情を把握して、啓発活動が何といっても大事だものですから、そこを握って離さず、ぜひ御努力いただきたいと要望しておきたいと思います。

〇星原委員 文化文教・国際課長に教えていただきたいんですが、報告書38ページの海外技術研修員受入ということで、バングラデシュ、インドネシア、ブラジルということですが、この方々は単年度じゃなくて何年か応援しているんですか。

それと、3カ国を選ぶのは、相手側からの要望で来ているのか、県側からそれぞれの国に対して情報発信して来てもらう形なのか、基準というものはあるんですか。

〇日高文化文教・国際課長 技術研修員の受け 入れでございますが、基本的には1年というこ とでございます。選考審査の項目でございます けれども、基本的には本県と相手国との交流の 関係、継続の見込みがあるか、研修による技術 習得が緊急性及び必要性を有しているか、研修 を受けた後に自国の発展に寄与することができ るか、そういったことを総合的に判断して受け 入れを決定しております。

○星原委員 単年度ということだったので、毎年それぞれの地区と宮崎との関係の深いところ、ブラジルなんかよくわかるんですが、バングラデシュあたりも発展途上国ということで、政府のほうに相手国から紹介があって回ってきているものなのか、過去に技術員の育成をして、その国からまたお願いしますというような形で毎年受け入れているものなのか。今までやってきた、経済交流ということでどういう成果を見て続けているのか。人材育成ですから、それぞれの国で活躍いただいているんだろうと思うんです。技術員の受け入れの数が今は3名になっているわけですが、ふやすつもりなのか、宮崎県としては3名ぐらいで考えておられるのか、その辺についての考え方をお聞かせください。

〇日高文化文教・国際課長 まず、海外技術研修員の推薦は、基本的には県内のNGOとか大学からの推薦に基づいております。平成22年度でございましたら、インドネシアの方は宮崎大学工学部の推薦、バングラデシュの方はアジア砒素ネットワークという特定非営利法人の推薦、ブラジルの方はブラジル宮崎県人会の推薦に基づいて県のほうで選定して、目的に合った大学、企業、試験研究機関で研修していただくという形で進めております。

この海外技術研修員、ずっと継続しておりますけれども、相手国が必要とする専門技術の研修を行って、帰っていただいたときにその国の発展に貢献できる人材を養成するというのが一つございます。もう一つは、研修員の方が宮崎に見えていますので、県民との交流を通じて県民の国際理解を進めていくという役割もございますので、そういう面で進んできているのではないかと思っております。実際、22年度までは

研修員が3名とか4名で進んできたんですが、 今年度から研修員につきましては、ブラジルからの留学生――研修生ではございませんが―― これと合わせて3名ということで予算上はやっておりますので、22年度までに比べますと少ない状況になっております。

〇右松副主査 生活・協働・男女参画課に関してですが、報告書32ページの多重債務の問題についてお伺いしたいと思っています。多重債務の相談者の推移を直近の4年間をめどに教えてもらうとありがたいです。

○大脇生活・協働・男女参画課長 県消費生活 相談センターの多重債務の相談件数ですが、平 成22年度が879件、21年度が1,005件、20年度が983 件、19年度が918件となっております。

○右松副主査 今の数字を見ると、22年度が21年度と比べたら減っているのは事実だと思うんですが、ここに書いてある、「今後とも、深刻化する多重債務問題に取り組む必要がある」と認識しておられる中で、前のページでいきますと、昨年度が272万6,000円、今年度が244万3,000円という形で多重債務対策の決算額が出ていますけれども、この予算設定に関してはどのように考えていらっしゃるのか、教えてもらうとありがたいです。

○大脇生活・協働・男女参画課長 事業の内容 としましては、相談員を1人配置し、キャンペー ン事業、無料弁護士相談会、それと12月に特別 に弁護士の無料法律相談会をやっているんです が、事業内容としてはほぼ変わっていないと思っ ています。金額については調べさせていただき たいと思います。

〇右松副主査 最後に、自殺者との関連ですけれども、課としては多重債務と自殺の関連をどのように受けとめておられるのか、そのあたり

を教えてもらえるとありがたいです。

○大脇生活・協働・男女参画課長 自殺の原因ですが、平成22年度を見てみますと、1番が健康問題、これが6割超あると思います。2番目が経済・生活問題ということで、これが25%、4分の1ぐらい。ただ、経済・生活問題の中には、借金問題、多重債務もあるでしょうし、失業して収入がなくなったということもあると思っております。借金問題というのは自殺の原因としては非常に大きいというふうには考えておりますので、継続して多重債務対策に取り組んでいく必要があると考えております。

○右松副主査 相談件数と実態、自殺に結びつくような形、そういったところは私もしっかり調べてみないとわからないんですけれども、ぜひしっかり取り組んでもらうとありがたいと思っております。

〇前屋敷委員 報告書31ページの一番下の事業で、消費者行政活性化基金事業補助金6,196万円という交付額になっているんですけど、22年度26市町村ですが、これは市町村からの申請に基づいて交付するんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 これは、市町村の方に照会をかけまして要望を聞いた上で、 予算の範囲内で補助金を決定して交付すること にしております。

○前屋敷委員 交付額の基準というのがあるんですか。一自治体何ぼとか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 一自治体の 限度額というものは設けておりません。

○前屋敷委員 自治体の取り組み内容に応じて 申請金額はおのずと変わってくるわけですね。 そこを検討して交付すると。

○大脇生活・協働・男女参画課長 申請に応じてということになりますので、一番小さいのは

図書の購入、一番大きいのは部屋の改修工事が あったりしますので、金額はばらばらで、特段 上限は設けておりません。

○前屋敷委員 自治体で取り組む内容というのは千差万別……。縛りというものはないんですね。

○大脇生活・協働・男女参画課長 これは消費 生活相談機能強化ということですので、それに 関する事業であればほとんどのものは対象にな るということでございます。

○前屋敷委員 これは毎年自動的に申請したと ころには交付されるというものじゃなくて、単 年度で毎年ということでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 単年度で、 御要望を聞いた上で、内容を見て金額を決めて 交付するということになります。

○前屋敷委員 前年度とすると交付額そのものが引き上げられていますので、かなり自治体での取り組みが――住民の方々の状況も踏まえてでしょうけど、そういう関係では意識して取り組まれる自治体がふえているということでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 これは、20 年度に造成しました消費者行政活性化基金ということで21年度から事業をしておりますが、今 までほとんど事業活動をされていなかったところでも何らかの消費者行政を実施されている。 また、このおかげで全部の市町村に窓口ができたということで、それぞれの市町村で消費者行政の活動をされてきたということでございます。 軽重はあるんですけれども、全部の市町村で実施をされております。

また、先ほど副主査のほうからお話がありま した、多重債務者対策で前年度決算より金額が 減っている、その内容はということでした。多 重債務者の講演会を予定していたんですけれど も、昨年、口蹄疫等の関係で各地から集まる講 演会は実施できませんでしたので、その分の金 額が減少しております。以上です。

〇山下主査 それでは、以上をもって第2班の 審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時37分再開

〇山下主査 分科会を再開いたします。

各課長の説明及びそれに対する委員の質疑が 終了しましたが、県民政策部の決算全般につい て、何か質疑はありませんか。

○鳥飼委員 中山間・地域政策課、報告書23ページ、先ほど議論がありましたけれども、一番下、みやざき移住定住促進の949万円と、次の宮崎移住!地域おこし後継者発掘の812万5,000円というのが上がっているんですが、先ほど御説明では4年間で100世帯という目標に対しということで、各年度ごとの受け入れの状況とか年代別というのがありました。これは前の知事の肝いりでやっていた事業だと思うんです。単なる転入は含まないと思うんですが、移住はどういう定義づけをしているのか。

○福田中山間・地域政策課長 移住と転入の違いということですけれども、あくまでも御本人が自分が移住者だと、あるいは市町村に対して「移住」という申告をされた方をここに計上していると。定義にはなっていないんですけれども、現状としてはそういう状況でございます。

○鳥飼委員 最初からそう言われると質疑ができないんですけれども。これは看板政策みたいなことだったと思うんです。当時もどこがどう違うのかという議論があって、もやもやとした

ものが残ったままだったと思うんです。

それで、先ほど出ましたけど、「地域おこし」 のほうも結局、「みやざき移住」に関連した事業 というふうにとらえれば、2,000万がこれに使わ れているということなんですよね。19年度から どれぐらい使われているかわからないんですけ れども、今の定義では審査をするほうとしては 困るなという感じなんですが、聞いてもしよう がないという気はするんです。ただ、はっきり させておきたいことは、次のページの宮崎移住! 地域おこしで1人20万ということで移住者12名、 中山間地域においてということですけれども、 これはふるさと雇用基金ですから、これは1年 間限りだったですか、そんなに長くは使えない わけですよね。それも企業を支援するというこ とで。この事業そのものが果たして事業として 成り立ってきたのかなという感じもしないでも ないんです。

申し上げておけば、かつてシルバータウン構 想というのが松形知事のときにありまして、結 局それは構想のままで政策化されることはな かったと思っているんです。先ほど課長から説 明があったとおり、199世帯のうち60代が25世 帯、70代が3世帯ということで、結局国民健康 保険を使わざるを得ない。そうすると医療費が 増嵩するのでなかなか難しいという議論が10数 年前に行われて、果たして移住促進ということ が機能するかどうかと、当初政策として打ち出 されたときにそんな思いは持っておったんです。 大丈夫かなと。今の課長の答弁で議論をする元 気がなくなったんですが、そういうデメリット もあるということをしっかり押さえておかない といけないという指摘だけにしておきたいと思 います。かなりのお金を使うわけですから、効 果をしっかり見据えるということが一つと。ま

だ顧問か何かになっておられますよね、今の知事の指南番か何かでおられるから。しっかりした事業効果の出ない事業はやらないと。観光関係は商工観光労働部がやると思うんですけど、そういうことが大事ではないかと思っておりますので、指摘だけにしておきます。

○渡邊県民政策部長 課長のほうの説明があれ だったかもしれませんけれども、宮崎移住!地 域おこし後継者発掘というのは、先ほど来お話 がありましたふるさと雇用基金事業を使ってい ます。実はこれは中山間地域における雇用対策 として打ったんですが、それと移住対策とひっ かけて一緒にできないかということで、もとも と移住対策は商工観光労働部が持っていたんで すけど、地域振興のほうに移りまして、そのと きの政策は、実は私が商工観光労働部長のとき につくったスキームでございまして、この事業 については基金事業がことしで終わりでござい ますので、この事業はおのずから消えていくん です。定住と雇用確保という側面からこの事業 をつくったということをまず御理解いただきた いというのが一つ。

それから、先ほど移住の定義がありましたけど、非常にあいまいな部分がありますが、かつて100人の移住を目標にするときにいろんな議論がありました。そのときに、企業の通常の人事異動で宮崎に入ってこられますけれども、当然そういう方は除くわけです。それからUターン、帰省的移住についてどう考えるかというのがありましたけど、そういう方については余り認識がなかったというのが一つ。それから、よその県の方がサーフィンでもともと宮崎に住み込んでいる方を移住として定義して何か支援を受けられないのか、そういう話もかつてありました。非常にあいまいな状況でございますけれども、

基本的には、宮崎県になじみのない方が宮崎に 来られる形を市町村もカウントしているのでは ないか、そういうことでいろんな側面から御支 援しているんではないか、我々はそれを捕捉し ている、そういうことだろうと思います。

それからもう一つは、移住に対して二地域居住というのがあります。実は沖縄県は二地域居住が非常に盛んでございまして、沖縄の那覇周辺は県外の方が住みつくマンションというのが一時期ラッシュだったんです。これは、そこにずっと永住するのではなくて、シーズン的に来られてまた帰っていく別荘的活用と言ってもいと思うんですけれども、そういう二地域居住の戦略も宮崎はとったほうがいいんじゃないかという議論がありました。我々もそういう視点を持っていなければいけない。移住といっても非常に幅広い定義がありますので、二地域居住的な考え方も一方では持っているということです。

もう一つは、高齢者の移住について、ひところ宮崎の学園木花台なんか非常に移住者が多かったわけでございます。高齢者でも元気な高齢者はしばらく住むわけでございますけれども、車の運転とかできなくなりますと、バスなんかが非常に便が悪いものですから、不便だということでまた東京あたりに戻っていかれる、そういう方々もおられます。先ほど鳥飼委員からシルバータウン構想の話が出ましたけれども、将来的な公の負担というのが高齢者は当然入ってくるわけです。一方ではそういう問題があるということを念頭に入れてやっていかないといけない、そういうことで移住対策は考えているところでございます。

〇右松副主査 私はUターンで、高校まで宮崎 にいて、1人で東京に出て、東京で埼玉の女性 と結婚して、埼玉の女性を連れて帰ってきたんです。だから、1人で行って3人で帰ってきましたから、自画自賛するわけじゃないですけど、そういうケースもある。埼玉の女性に宮崎のよさを知ってもらってということで……。それも一つ考えてもらうとありがたいなと。

全然話が違うんですが、一つ県民政策部長に 教えてもらうとありがたいと思うんですが、執 行率の件です。執行率で100%に近いほうがよい とか悪いとかその辺の部分ですが、例えば、先 ほどの執行率の部分で不用額が残ったところで、 口蹄疫等で時間外勤務を補正予算等で少し多目 にとると。これは全然批判するものではないん ですけれども、民間企業で言えば、いかに少な い経費で最大の成果を出すかというところもあ る。ただ、県の事業に関しては営利目的じゃな い部分もありますから、一概に民間企業との比 較はできないとは思うんですが、例えば、PR 事業で3,000万予算をつけまして、1,500万ぐら いで3,000万と同じぐらいのPR効果が出せる、 そういった部分も一方ではあると思うんです。 そういった意味での不用額、執行率の低さとい うのは一方で評価してもいいのかなと思ってい るんですが、その辺の執行率に関してお考えを 聞かせてもらうとありがたい。今後の参考にさ せていただきたいと思っています。

○渡邊県民政策部長 今、不用額とか執行率という話がありますけど、予算の仕組みを考えますと、2月の段階で補正減というのをやっているんです。要するにその年度における執行見込みをやりながら補正減をやっている。そういうことをやれば執行率が高まるようになっているんです。システム的にそういうことです。当初予算があります。当初予算についていろいろ事業をやります。今おっしゃるような事業の効率

化とか入札とかいろんな手続をとりながら、予 算的に大幅に節減できるものについては2月の 段階で補正減する仕組みをとっているわけです。 そうしますとおのずから執行率は上がるように なっているわけです。今の段階での執行率を見 るということも大事でございますけど、その段 階で創意工夫しながら、予算については2月の 段階で適正化を図っている、そういう見方も必 要かなと。むしろそういう形で見ていただくと、 こういう厳しい財政状況でございますので、各 部各課創意工夫してやっていますので、そうい う意味では効率的な事業運営というのは浸透し ていると、私はそういうふうに思っております。 ○前屋敷委員 総合交通課でお願いいたします。 報告書19ページの地方バス路線等運行維持対策、 先ほどからかなり議論になったところですが、 国の運行費補助の単価が下がったということで、 これはゆゆしき事態だと私も思います。全国的 に過疎化が進む中で、本来、ふやしていかなけ ればならない運行費の補助が逆に減らされると いう点では、厳しさがより地方に及ぶと思いま す。宮崎の場合、昨年は39系統に運行費補助が 出されていたんですけど、22年度は36系統とい うことで3系統減っているわけです。そういう 兼ね合いから地域住民の足を考えた場合に、廃 止路線に対して、何らかの形でそれを補完する 工面が自治体ではなされているのではないかと 思うんですけど、一番最後のほうの廃止路線代 替バス等運行費補助は県単で行われていると思 うんです。実際自治体がかわって運行しなけれ ば補助の対象にはならないと思うんですけど、 3系統減った分がここには加味されているのか どうか、中身について教えてほしいと思います。 〇中田総合交通課長 まず、制度的な話から言

いますと、生活交通路線運行費補助というのは、

国と県がバス事業者に対して補助いたします。 それから廃止路線代替バス等運行費補助という のは、バス事業者が路線を廃止した後に市町村 が廃代バスとして運行する場合に、市町村に対 して県が県単で補助しているという状況でござ います。もともと制度自体が違う話ですので、 生活交通路線の対象にならなかったものが廃代 バスの対象になるということではございません。

生活交通路線運行費補助につきましては、毎年3年計画を出しまして、その中で補助の対象になる要件がございます。要件に合致した場合に補助しておるわけですけれども、21年度は39系統に対して補助をいたしております。系統をまとめることもございますので、実質的には生活交通路線の対象はほとんど変わっていないと考えております。21年度は39系統に対して、22年度は36系統に対して補助しております。詳細はわかりませんが、2つの系統を一緒にしたりしていますので、実質的には対象路線はほとんど変わっていないと認識をしております。

○前屋敷委員 系統という考え方が、1系統が 全くなくなったというんじゃなくて、いろいろ 工夫しながら中身を変えて運行しているという ふうにとらえていいわけですね……。

廃止路線に対する運行費補助ですけれども、 これは前年度とすると取り組んでいる自治体は ふえているんですか。

〇中田総合交通課長 廃代バスの運行費補助は 宮崎市外17市町村に補助しておりますけど、21 年度も同様に宮崎市外17市町村に対して補助を いたしております。金額的にも1億200万程度で、 前年度も同程度の補助をしておりますので、内 容的にも変わっていないと考えております。

〇前屋敷委員 前年度と変わらず補助が出ているということですが、今、地方の交通路線とい

うのは、過疎化の中で、採算がとれないとどう しても運行回数が減ったり、1日5往復あった ところが3往復に減るとか、利便性の面では生 活しにくい状況が実際出てきているものですか ら、路線としてはあるんですが、暮らす者にとっ ては十分な機能が果たせないという状況など 多々あります。県としてはそういうことも十分 認識しておられると思うんですけれども、そう いった点では地域の皆さんの利便性向上にいろ んな形で努力していただきたいと思います。よ ろしくお願いします。

○松岡広報企画監 午前中、前屋敷委員から御質問いただきました、県政のテレビ番組への手話、字幕の挿入についての回答で不足がございましたので、説明させていただきます。

UMKにおきましては23年の4月以降、MR Tにおきましては23年の8月以降から全編に字幕を導入しております。それに伴いまして、それまで番組の最後のほうで県からのお知らせコーナーで手話を挿入しておりましたが、これにつきましては廃止させていただいております。これによりまして九州でもトップクラスの対応になりました。具体的には、今、地上デジタル化されておりますので、字幕で見たい方は字幕のボタンを押すと字幕が出る、それが必要ない方は押さなければそのまま見られるということで、どなたに対しても優しい対応になっております。ということで、県の聴覚障害者協会の皆さんからも大変喜ばれております。以上です。

〇山下主査 それでは、以上をもって県民政策 部を終了いたします。

執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。あ りがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時5分再開

〇山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成22年度決算について、執行部 の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いをいたします。

○豊島会計管理者 会計管理局の平成22年度決 算の概要について御説明を申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料をごらんいただきたいと思います。ページをめくっていただきまして、表の上から2段目になります(款)総務費の欄をごらんいただきたいと思います。右側に行きまして、予算額が6億1,878万2,000円に対しまして、支出済額が6億1,396万8,804円であります。2つ飛びまして、不用額が481万3,196円となります。執行率は99.2%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上のものにつき まして御説明をいたします。なお、執行率が90 %未満のものはございません。

中ほどの(目)会計管理費の右から3列目をごらんいただきますと、不用額が442万9,625円であります。そのうちの主なものは、表の下から4段目に役務費の欄がございますが、右のほうを見ていただきますと、不用額が325万1,326円となっております。この不用額の主なものですけれども、収入証紙売りさばき人に支払います売りさばき手数料の執行残が249万7,850円、それと指定金融機関等へ支払います窓口収納手数料の執行残が48万8,519円などであります。そのほかにも、その上のほうにありますように、旅費が43万6,357円、需用費が40万2,765円などとなっております。いずれも事務費でありまして、経費節減等により執行残となったものでご

ざいます。

以上、会計管理局の決算の概要について御説 明いたしました。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に記載されました審査意見 及び監査結果につきましては、特に報告すべき ものはございません。

説明は以上でございます。御審議のほうよろ しくお願いいたします。

〇山下主査 執行部の説明が終了いたしました が、委員の皆様からの質疑はございませんか。

○鳥飼委員 ちょっとお尋ねしますけど、役務 費の320万、収入証紙ということでしたけれども、 これは手数料が主なんですよね。

〇豊島会計管理者 県の使用料、手数料は原則 現金で納付ということになるんですけれども、 条例によりまして収入証紙で徴収するということにもなっております。ここで言う収入証紙を 取り扱う人を、通称「収入証紙売りさばき人」 という名称を使いますが、県内では、市町村、 農協、漁協、法人を含めて90名ほど指定をして おります。その方の売りさばく額に応じて手数 料をお支払いしております。手数料は3.15%で すが、今回、売りさばきの実績が見込みを下回 りましたので、必然的に手数料も執行残となっ たものでございます。

○鳥飼委員 このことの意味というのは、収入 証紙として売りさばきをしなかったということ で、現金で入ってきたとか。どういうふうに理 解すればいいんですか。

○豊島会計管理者 これはあくまでも収入証紙による収入が減少したと見ていただきたいと思います。原因としては、昨年、口蹄疫、鳥インフルエンザが発生いたしまして、実は家畜の検査手数料は収入証紙で徴収をすることになって

おります。この手数料が21年度に比べまして約 1億1,000万円ほど減少しております。単純にこれに3.15%を掛けますと350万円程度になります。その分だけではございませんけれども、その分が主な執行残となったというふうに御理解をお願いしたいと思います。

〇山下主査 よろしいですか。

それでは、以上をもって会計管理局を終了い たします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時13分再開

〇山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成22年度決算について、執行部 の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

〇四本人事委員会事務局長 人事委員会の平成22年度決算の概要について御説明申し上げます。お手元に配付しております決算特別委員会資料により御説明いたします。

一番下の合計の欄をごらんください。平成22 年度の予算総額1億4,636万2,000円に対し、支 出済額は1億4,574万2,406円でございます。繰 り越しはございません。この結果、不用額61 万9,594円、執行率99.6%となっております。

目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に記載された審査意見及び 監査における指摘事項はございません。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 〇山下主査 執行部の説明が終了いたしました。 委員の皆さんの質疑を承ります。
- ○鳥飼委員 人事委員会費とありますが、委員 会の開催というのは定例化してあるんでしょう
- ○川越総務課長 条例によりまして月2回定例会を開くことになっております。
- ○鳥飼委員 審議事項というのは、例えば人事 委員会勧告のとき、それと職員の承認、それ以 外にはどんなことがあるんですか。
- 〇四本人事委員会事務局長 多いのは職員採用です。採用が、大卒程度、高卒程度、そのほかの職種とか、また途中で医師とかの選考採用も順次あったりしますので、結構件数的には多いかと思います。
- ○鳥飼委員 今は採用試験を人事委員会がしますね。そして名簿登載をする。知事部局なりいろんなところの何名程度というのがあるんですけれども、以前は登録をして採用がなかった場合もあって、1年間は有効ですよということにしていたようですけれども、その後、やり方を変えてきたということで、またその後変わったという話も聞いたんですが、現状はどんなふうになっているんでしょうか。
- ○川越総務課長 基本的なところは従来と変わっておりません。ただ、従来は採用予定数とほぼ同数の合格者を出しておりましたが、近年、合格しても、国家公務員試験を受けておって、そっちのほうも合格したのでそっちへ行きますという方もおられるものですから、採用予定数プラスアルファということで、合格者を採用予定数より若干多目に出しております。

それから採用候補者名簿につきましては、今 お話がございましたように、確定して1年後を めどに失効させております。そこのところは従 来と基本的に変わっておりません。

○鳥飼委員 最後、要望ですが、県職員の場合は行財政改革でどんどんと職員の減が進んでいまして、今回新たに作成された分でもあと60名近くをというのがあって、職場はかなりきつい状況ですから、退職者の補充なり欠員の補充はしっかりやっていかないといけないと思うんです。それで、プラスアルファのところをしっかり押さえていただいて、名簿登載がないよという状況が起きないように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○山下主査 ほかにありませんか──ないようですね。

それでは、以上をもって人事委員会事務局を 終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時19分再開

〇山下主査 分科会を再開いたします。

平成22年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○渋谷監査事務局長 それでは、平成22年度の 監査事務局の決算について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料1ページをお開きください。まず、上から2段目の(項)総務管理費でございます。これは、右側の説明の欄に記載しておりますように、外部監査に要する経費でございます。

次に、下の段の(項)監査委員費でありますが、これは、監査委員及び事務局職員の人件費 及び運営費であります。 これらの予算執行状況につきましては、2ページの一番下、監査事務局合計の欄に記載しております。ごらんいただきますと、予算額で2億2,167万9,000円、支出済額は2億2,122万9,129円、繰越額はなく、不用額が44万9,871円、執行率は99.8%となっております。

なお、目の執行残が100万円以上のもの、それ から執行率が90%未満のものはございません。

また、主要施策の成果及び監査結果といたしましては、特に報告すべき事項はございません。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇山下主査 執行部の説明が終了しましたが、 委員の皆様方の質疑を承ります。ございませんか。
- ○鳥飼委員 一般管理費の外部監査費1,770万、 これは結果としては公表がありますよね。いつ の段階で公表するんでしたか。
- ○渋谷監査事務局長 外部監査をしたものについての公表ということでは、22年度は23年の3月に公表しております。
- ○鳥飼委員 済みません。ちょっと言葉が足りませんでした。1,700万の外部監査で、毎年毎年、外部監査の監査人の着眼点で選んでいくと思うんですけど、今回の場合は対象としてどういうものがあるのか。概略でいいんですけれども。
- ○渋谷監査事務局長 この契約につきましては、 議会の承認を受けまして、22年の7月ぐらいから、実施テーマとして昨年は「県立病院事業の 財務に関する事務の執行等」ということで、外 部監査委員の公認会計士に委託して病院局等を 対象に監査をしていただきました。その結果は 冊子としてことしの3月に公表されたところで ございます。
- ○鳥飼委員 わかりました。読み返してみます。

〇前屋敷委員 関連してですが、1,700万の委託 料の金額を決める基準といいますか、人件費と かでしょうけど、どういうふうに見たらいいん ですか。

○渋谷監査事務局長 そもそもこの制度は本県は平成11年から導入しています。今は独禁法の関係で廃止になっておりますけれども、その当時、公認会計士の報酬基準というのがございまして、その基準をベースに基本費用と執務費用、それと諸経費を合算いたします。その後、10年の間に人件費等下がっていますから、若干の単価を見直した中で、平成22年度は決算上は1,711万800円であったということでございます。

〇山下主査 ほかにないですね。

それでは、以上をもって監査事務局を終了い たします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。ありが とうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時25分再開

〇山下主査 分科会を再開いたします。

平成22年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

〇日高議会事務局長 議会事務局でございます。 よろしくお願いいたします。

平成22年度決算の概要につきまして御説明いたします。

お手元にございます決算特別委員会資料の1 ページをお願いいたします。一番上の段の(款) 議会費でございます。予算額12億1,350万3,000 円に対しまして、支出済額が12億848万6,721円 でございまして、その結果、不用額が501万6,279 円、執行率は99.6%となっております。

次に、目における予算の不用額が100万円以上 のものにつきまして御説明いたします。なお、 執行率が90%未満のものはございません。

上から3段目の(目)議会費であります。不用額は294万6,708円で、執行率が99.6%でございます。主なものを御説明いたします。中ほど、上から7段目の旅費の不用額238万4,248円でございますが、これは、議会の会期日程の確定に伴う応招旅費や正副議長の公務日程の確定に伴う旅費の執行残でございます。

それから、下から2段目の使用料及び賃借料の不用額47万3,238円は、各委員会の調査日程や正副議長の公務日程等の確定に伴います、借り上げ車、バス、タクシー等の執行残でございます。

2ページをお願いいたします。一番上の段の (目)事務局費でございます。不用額は206万 9,571円で、執行率が99.6%となっております。 主なものを御説明いたします。上から6段目の 賃金の不用額35万7,223円でございますが、これ は、議会の会期日程の確定に伴います日々雇用 職員等に支払う賃金の執行残でございます。そ の2つ下の段の旅費の不用額51万1,596円は、各 委員会の調査日程や正副議長の公務日程等の確 定に伴います随行職員の旅費の執行残でござい ます。

その2つ下の段からの需用費の不用額43万2,928円、役務費の不用額15万9,996円、委託料の不用額22万1,554円、使用料及び賃借料の不用額20万16円につきましては、いずれも事務費の節約等によるものでございます。

そのほか、主要施策の成果に関する報告書、 決算審査意見書及び監査における指摘事項等に ついては該当ございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇山下主査 執行部の説明が終了いたしました。 委員の皆様からの質疑はございませんか。
- ○星原委員 議会費の交際費50万円があって支 出済41万3,920円。議会費の交際費というのは何 に使っているんですか。
- 〇山之内総務課長 議会費の交際費につきましては議長の交際費でございまして、主に香典とか祝賀会等の祝儀、それから本県出身者の県人会等の記念品代、あるいは正副議長の名刺代でございます。
- **○星原委員** 前は交際費は300万とか400万あったのが、今は予算額で50万になっているんですね。
- 〇山之内総務課長 22年度、最終予算額が50万 でございますけれども、当初予算は114万でござ いました。例年少しずつ減少しておりまして、 平成18年度は当初予算は140万でございます。た だし、決算額そのものはここ5年間は20~40万 ぐらいで、大体同じような金額でございます。
- **〇星原委員** もう少し議長の交際費は活発に使 うべきじゃないかという気もするんですが、今 言われた名刺とかその程度が交際費に入るんで すか。ほかの県に比較して……。
- 〇山之内総務課長 議長交際費につきましては、 交際費の支出基準というのを内規でもって定め ておりまして、それに従いまして運用しており ます。さらに、使い道はホームページで公開す るようにしてございます。以上でございます。
- **〇鳥飼委員** 事務局費の交際費という項目があるんですが、これはどういう支出目的になるんですか。
- 〇日高議会事務局長 それは私の交際費でござ

- いまして、ここ数年全然使っておりませんで、 一応予算上計上させていただいておりますが、 結果的にはゼロ支出となっております。
- ○鳥飼委員 ほかの課、知事部局もあると思う んですけれども、主な使途目的というのは何が 想定されているんですか。
- 〇山之内総務課長 使途目的といたしましては 慶弔費を主に想定しておりますけれども、例え ば正副議長が交際費を支出するような場合は、 これに事務局長の交際費は充てないと。要する に同じ対象者に対して二重に支出するようなこ とはしないようにしております。それから名刺 代についても、事務局長の場合は交際費を使わ ないような形になってございます。
- ○鳥飼委員 それで節約される気持ちはわかる んですけど、項目があるというから、ちゃんと 予算は計上して、節約してこうなったと。 慶弔 費でも、使わない場合もあるし使う場合もある わけだから、制度は制度としてしっかり使うと いうふうにしておったほうがいいんじゃないでしょうか。
- 〇日高議会事務局長 当初予算では4万3,000円 計上しておりまして、2月補正で最終的にゼロ にさせていただいたと。そういう経緯で、毎年 一応計上させていただいております。
- **○前屋敷委員** 事務局費の委託料というのは、 具体的にはどういう中身でしたか。
- 〇山之内総務課長 委託料でございますけれど も、決算額2,400万円余でございます。一番大き なものは速記反訳業務の委託が1,052万円ほど、 それから議会のテレビ放送の業務委託が322万円 余ということでございます。それから本会議の インターネット中継につきましても247万円余、 そういうような内訳になってございます。
- ○山下主査 ほかありませんか――ないですね。

それでは、以上をもって議会事務局を終了い たします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。 暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時37分再開

〇山下主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてでありますが、10月3日 の午後1時30分に採決を行いたいと思います。 よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇山下主査 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇山下主査 それでは、以上で本日の分科会を 終了いたします。

午後3時37分散会

午後1時30分再開

出席委員(6人)

主		查	Щ	下	博	三
副	主	査	右	松	隆	央
委		員	星	原		透
委		員	西	村		賢
委		員	鳥	餇	謙	$\ddot{-}$
委		員	前唇	己敷	恵	美

欠席委員(なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

総務課主幹馬場輝夫議事課主査花畑修一

〇山下主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決 を行いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇山下主査 議案第24号についてお諮りいたします。

原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「反対です」と呼ぶ者あり]

〇山下主査 それでは、異議がありましたので、 挙手により採決を行います。

議案第24号の認定について、賛成の方の挙手 を求めます。

[賛成者举手]

〇山下主査 挙手多数。よって、議案第24号に ついては、原案のとおり認定すべきものと決定 いたしました。 次に、主査報告骨子(案)についてであります。

主査報告の内容として御要望等ありませんか。 [「一任」と呼ぶ者あり]

〇山下主査 皆様からたくさんの意見を出して いただきましたので、私たちのほうで要点につ いてまとめておきたいと思います。

それでは、主査報告につきましては正副主査 に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇山下主査 それでは、そのようにいたします。 その他、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇山下主査 ないようですので、以上で分科会 を終了いたします。

午後1時31分閉会

署名

総務政策分科会主査 山 下 博 三